

令和4年  
年次報告書

衆議院情報監視審査会

本報告書は、衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）第 22 条第 1 項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出するものである。

なお、本報告書の対象期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までである。

報告書の記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、若干の表現上の工夫を加えている。

また、[不開示情報]と記載した部分は、当審査会の調査において政府から開示を受けているものの、表現上の工夫を加えても情報の不開示に抵触するおそれがあるため、不記載とするものである。

## はじめに

令和5年は、平成26年12月の特定秘密保護法の施行及び情報監視審査会の設置から満9年を迎えます。当審査会は、この度、今対象期間における活動内容を8回目の報告書として取りまとめました。

審査会設置当時に比べ、我が国を取り巻く安全保障環境は格段に厳しさを増しており、過去最も厳しい状況と言えるのではないのでしょうか。また、ロシアによるウクライナ侵略を始め国際情勢も緊迫しており、その情勢も常に変化し続けています。

こうした状況に的確に対応するためには、同盟国・友好国等との情報交換・情報共有を一層緊密にする必要があります。それには我が国の情報保全体制が関係国から信頼に足るものでなければならず、その中核たる特定秘密保護制度が適切に機能していることが不可欠です。

しかしながら、令和4年12月、海上自衛隊において特定秘密の初の漏えい事案が明らかとなり、そうした関係国の信頼を著しく損ないかねない事態となりました。漏えいという重大事案が生じたことは決して許されず、極めて遺憾であります。審査会として、事の重大性に鑑み、防衛省に対し、特定秘密保護法施行以来、初となる勧告を行い、徹底した調査と再発防止を強く求め、その結果講じた措置について報告させたところです。

安全保障上の機密保全が徹底されなければ、国家・国民の安全を確保することはできません。他方で、政府の特定秘密の取扱いが透明性と客観性に欠ければ、特定秘密保護制度自体への疑念が生じるでしょう。それ故に、制度運用の常時監視という当審査会が果たすべき役割は非常に重いものと考えています。その職責の重さに深く思いを致し、国民の立場に立って十全にその役割を果たしていく所存です。



衆議院情報監視審査会

会長

小野寺五典



# 目次

## はじめに

---

### 第1 情報監視審査会の活動概要等

---

1	報告書の趣旨及び対象期間	2
2	審査会の概要	2
	(1) 構成	2
	(2) 任務及び権限	2
	(3) 保護措置	3
3	審査会の主な活動経過	5

---

### 第2 調査の経過及び結果

---

1	調査の手法	8
	(1) 調査対象	8
	(2) 調査方法	8
	(3) 資料提出及び資料要求	9
2	調査の概要	12
	(1) 特定秘密保護制度全般	12
	ア 国会報告の概要	12
	イ 内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監からの説明聴取及び質疑	20
	(2) 特定秘密の指定及び解除等	26
	ア 国家安全保障会議	26
	イー① 内閣官房（国家安全保障局）	27
	イー② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）	28
	イー③ 内閣官房（内閣情報調査室）	29
	ウ 警察庁	30
	エ 総務省	32
	オ 法務省	35
	カ 出入国在留管理庁	37
	キ 公安調査庁	39

クー① 外務省（大臣官房）	40
クー② 外務省（国際情報統括官組織）	42
クー③ 外務省（総合外交政策局）	44
クー④ 外務省（アジア大洋州局）	46
クー⑤ 外務省（北米局）	49
クー⑥ 外務省（欧州局）	52
クー⑦ 外務省（領事局）	54
ケ 経済産業省	56
コ 海上保安庁	57
サー① 防衛省（防衛政策局）	59
サー② 防衛省（大臣官房）	61
サー③ 防衛省（整備計画局）	63
サー④ 防衛省（統合幕僚監部）	64
シ 防衛装備庁	65
(3) 適性評価の実施状況	67
ア 内閣官房（内閣情報調査室）からの報告聴取及び質疑	67
イ 関係行政機関からの説明聴取及び質疑	71
(4) 特定秘密の提示（内閣衛星情報センターにおける説明聴取(委員派遣)）	80
(5) 「政府に対する意見」への政府の対応状況等	86
ア 令和3年「政府に対する意見」への政府の対応状況	86
イ 令和3年中の特定秘密文書等の廃棄状況	96
ウ 行政文書不存在の特定秘密の現状（令和3年末時点）	100
<b>3 勧告（海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について）</b>	<b>101</b>
(1) 漏えい事案の概要等	102
(2) 調査・勧告	105
(3) 勧告の結果とられた措置についての報告	112
<b>4 政府に対する意見</b>	<b>124</b>
(1) 政府に対する意見	124
(2) 政府に対する意見の理由及び背景	126

---

**第3 審査の経過及び結果** ..... **135**

---

## 参考資料

I	関係法規	139
II	特定秘密の保護に関する法律のポイント（内閣官房資料）	153
III	国会報告（令和4年6月7日閣議決定）の概要	154
IV	各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和4年12月末現在）（内閣官房資料）	156
V	独立公文書管理監報告のポイント（令和4年6月21日）	159
VI	特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置の防衛大臣通達（令和5年3月31日）	160
VII	令和3年中に指定が解除された特定秘密一覧	170
VIII	提示を受けた特定秘密一覧	171
IX	これまでの主な「政府に対する意見」と政府の対応状況	172
X	会長及び委員一覧	190
XI	委員派遣・海外派遣一覧	193
XII	参考人一覧	195
XIII	活動経過一覧表	196

### 〈 表 一 覧 〉

《表 1-1》	指定行政機関等に対する要求資料一覧	9
《表 1-2》	情報保全監察室に対する要求資料一覧	11
《表 2-1》	令和3年12月31日時点の各行政機関の特定秘密指定件数	14
《表 2-2》	特定秘密の指定状況と該当分野（令和3年12月31日時点）	19
《表 2-3》	適性評価の実施状況（令和3年1月1日～同年12月31日）	67
《表 2-4》	指定行政機関、特定秘密文書の保有状況、適性評価実施件数及び特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 対比表（令和3年）	68
《表 2-5-1》	令和3年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数（改正ガイドラインの類型）	98
《表 2-5-2》	令和3年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数（平成29年提出資料の類型）	99
《表 2-6》	行政文書不存在の特定秘密の現状（令和3年末時点・行政機関別）	100

## 凡 例

本報告書で使用する略称等の意味は、以下のとおりである。

(略称等は、50音順に記載)

略 称 等	概 要
運用基準	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定、令和3年6月11日最終改正)  〔巻末 参考資料Ⅰ(5)〕
ガイドライン	「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定、令和4年2月7日全部改正)。公文書管理法に基づき、政府が各省庁に文書の取扱いについて示す指針。
行政文書ファイル	行政機関における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの。
行政文書ファイル管理簿	行政機関における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿。
行政文書ファイル等	行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書。
公文書監察室	内閣府公文書監察室。「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議)において、独立公文書管理監を局長級に格上げし、各府省における行政文書の管理状況について常時監視するなどの一般の行政文書のチェック機能を追加することとされたことにあわせ、平成30年9月3日、同管理監の下に設置された。
公文書管理法	「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)
国会報告	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」。政府は特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するものとされている。  〔巻末 参考資料Ⅲ〕

略 称 等	概 要
指定管理簿	<p>特定秘密指定管理簿。個々の特定秘密について、施行令第3条第1号から第5号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとされている。(運用基準II 3(5))</p> <p>当審査会は、各年末時点において行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめた「特定秘密指定管理簿綴り」の提出を受けている。</p> <p>なお、特定秘密指定管理簿綴りには、整理上、行政機関名、識別番号及びページ番号が便宜的に加えられている。</p> <p>識別番号は、例えば国家安全保障会議であれば「安-1」のように記載し、冒頭の略称は以下の行政機関を示している。</p> <p>安=国家安全保障会議、官=内閣官房、警=警察庁、総=総務省、法=法務省、出=出入国在留管理庁、公=公安調査庁、外=外務省、経=経済産業省、海=海上保安庁、防=防衛省、装=防衛装備庁</p>
指定行政機関	<p>特定秘密保護法第3条第1項本文に規定する特定秘密の指定権限を有する行政機関。</p>
指定書	<p>特定秘密指定書。行政機関の長は、特定秘密を指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている。(運用基準II 3(2))</p>
情報保全監察室	<p>内閣府情報保全監察室。独立公文書管理監の職務を助け、特定秘密保護法附則第9条に規定する独立した公正な立場において、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関する事務(大臣官房公文書管理課及び公文書監察室の所掌に属するものを除く。)を行う。</p>
情報保全諮問会議	<p>「我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者」(特定秘密保護法第18条第2項)として、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に開催する会議。特定秘密保護法第3条第1項、第18条第2項及び第3項並びに附則第3条の規定に基づく意見のほか、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見を、内閣総理大臣に対して述べる。</p>
適合事業者	<p>物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの。(特定秘密保護法第5条第4項)</p>

略 称 等	概 要
特定行政文書ファイル等	行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するもの。(運用基準V 1 (3))
特定秘密	特定秘密保護法第3条第1項では、行政機関の長は、①別表に該当する事項に関する情報であって、②公になっていないものうち、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとしている。
特定秘密文書	特定秘密が記録された行政文書。
特定秘密保護法	「特定秘密の保護に関する法律」(平成25年法律第108号)
独立公文書管理監	内閣府独立公文書管理監。特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、特定秘密保護法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日に、内閣府に設置された。
独立公文書管理監報告	「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」。運用基準V 5 (1)オにおいて、独立公文書管理監は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告することとされている。 〔巻末 参考資料V〕
内閣情報調査室	内閣官房内閣情報調査室。特定秘密保護法の担当部局。特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、内閣法の規定に基づき、内閣情報官が掌理することとなっている。
内閣保全監視委員会	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に設置される委員会。(運用基準V 1 (2))
年次報告書	衆議院情報監視審査会規程(平成26年6月13日議決)第22条第1項の規定に基づき、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出することとなっている。
歴史公文書等	歴史資料として重要な公文書その他の文書。(公文書管理法第2条第6項)

# 第1 情報監視審査会の活動概要等

- 1 報告書の趣旨及び対象期間……………2
- 2 審査会の概要……………2
- 3 審査会の主な活動経過……………5

## 第1 情報監視審査会の活動概要等

### 1 報告書の趣旨及び対象期間

衆議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、毎年1回、衆議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（年次報告書）を作成し、会長から議長に提出するとともに、議長は当該報告書を公表するものとされている。

なお、当審査会は、情報の漏えいを防ぐため種々の保護措置<sup>1</sup>を講じた上で調査を行っており、会議録は非公開であるが（審査会規程第29条、第30条）、従来から報告書の編集に当たっては、政府の不開示情報については記載しないこととする一方、国民の知る権利に資する観点から、できるだけ「公表できることは公表する」との方針で取りまとめを行ってきた。本報告書も、この方針を踏襲し、質疑・応答の形式を用いるなど、読者にとって分かりやすい形で編集を行った。

本報告書は、令和4年4月1日から令和5年5月31日までを対象期間としている。この期間中に、当審査会は9回開会した。

### 2 審査会の概要

#### (1) 構成

会長	小野寺 五 典 君	(自由民主党・無所属の会)
	田 村 憲 久 君	(自由民主党・無所属の会)
	伊 藤 達 也 君	(自由民主党・無所属の会)
	伊 東 良 孝 君	(自由民主党・無所属の会)
	大 西 健 介 君	(立憲民主党・無所属)
	鈴 木 庸 介 君	(立憲民主党・無所属)
	和 田 有一朗 君	(日本維新の会)
	大 口 善 徳 君	(公明党)

(令和5年5月31日現在<sup>2</sup>)

#### (2) 任務及び権限

審査会は、①行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するため、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について「調査」し、②委員会等からの特定秘密の提出要求に行政機関の長が応じない場合に、その判断の適否等を「審査」するために設置された常設の機関である。

<sup>1</sup> 本報告書「第1-2(3) 保護措置」参照

<sup>2</sup> 過去の会長及び委員の一覧は、巻末 参考資料X参照。

なお、特定秘密に係る行政運用の常時監視という設置の趣旨に鑑み、審査会は、国会の会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる（審査会規程第9条）。

「調査」及び「審査」に係る審査会の権限のうち、主なものは次のとおり。

#### ア 特定秘密の提出又は提示要求

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めたときは、その提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除き、その求めに応じなければならない（国会法第102条の15及び第102条の17）。

#### イ 勧告

審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ（国会法第102条の16第1項）、勧告の結果とられた措置の報告を求めることができる（同条第2項）。同様に、審査の場合も、行政機関の長に対し、委員会等の求め又は要請に応じて特定秘密を含む報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができる（同法第102条の17第5項）。

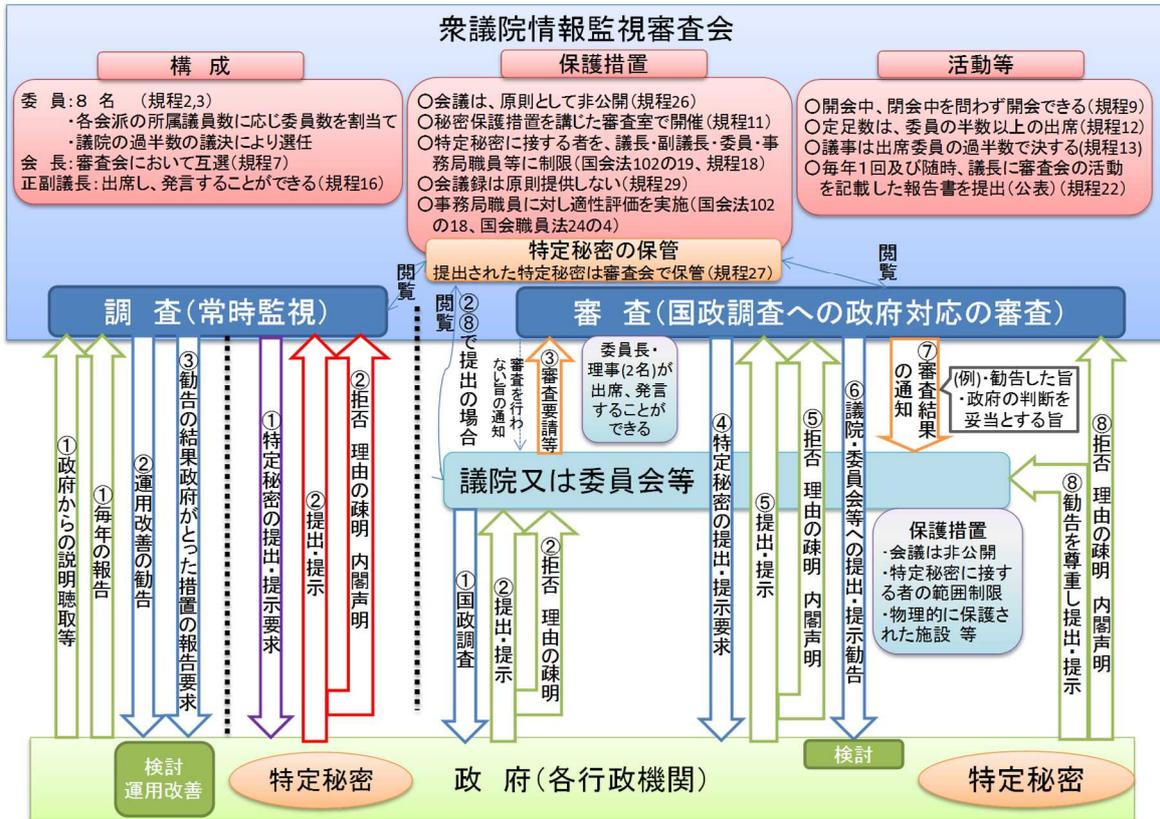
### (3) 保護措置

審査会には、特に秘匿を要する情報である特定秘密等の提出・提示を受けるに当たり、その漏えい防止を図るため、様々な保護措置が定められている。国会法及び審査会規程等が規定する保護措置には、次のようなものがある。

なお、政府による特定秘密の適切な提出を図るため、審査会は、厳格な保護措置やその運用を定めた内規を制定している。

#### <審査会の保護措置>

- ・ 本会議の議決による委員の選任（審査会規程第3条）
- ・ 特定秘密等を他に漏らさない旨の委員の宣誓（審査会規程第4条）
- ・ 特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯としての報告等（審査会規程第31条）
- ・ 保護措置を講じた情報監視審査室での会議開催（審査会規程第11条）
- ・ 会議の原則非公開（審査会規程第26条）
- ・ 会議録の原則不提供（審査会規程第29条）
- ・ 会議録の閲覧制限（審査会規程第30条）
- ・ 特定秘密の保管（審査会規程第27条）
- ・ 特定秘密の閲覧制限（審査会規程第28条）
- ・ 審査会の事務を行う職員に対する適性評価の実施（国会法第102条の18、国会職員法第24条の4、第24条の5）
- ・ 審査会に提出された特定秘密の利用者・知得者の制限（国会法第102条の19、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の4）



### 3 審査会の主な活動経過

国会 回次	年月日	主な経過
第 二 百 八 回 国 会	令和 4. 5.12	審査会
	6. 7	<p><b>審査会</b> 令和 3 年年次報告書について、協議決定した。 (委員外出席者) 議 長 細田 博之君 副議長 海江田万里君</p> <p>審査会后、会長から令和 3 年年次報告書を議長に提出した。</p> <p>国会法第 102 条の 14 の規定に基づき、内閣から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)を受領した。</p>
	6. 9	会長は、本会議において、令和 3 年年次報告書についての報告を行った。
	8. 3	第 209 回国会 (臨時会) 召集 (会期 3 日間 8. 5 まで)
第 二 百 十 回 国 会	10. 3	第 210 回国会 (臨時会) 召集 (会期 69 日間 12. 10 まで)
	10.27	<p><b>審査会</b> 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)について、高市国務大臣から説明を聴取した。 (委員外出席者) 議 長 細田 博之君 副議長 海江田万里君 国務大臣 高市 早苗君</p>
	11.15	<p><b>審査会</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定秘密の保護に関する制度の運用、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。</li> <li>2 特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人に質疑を行った。</li> </ol> <p>(委員外出席者) 内閣府副大臣 星野 剛士君 (政府参考人) 内閣官房及び独立公文書管理監</p>

国会 回次	年月日	主な経過
同 閉会 中	令和 5. 1.20	<b>審査会</b> 1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 防衛省 2 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告及びその結果とられた措置の報告要請を行うことに、協議決定した。
	1.23	第 211 回国会（常会）召集
第 二 百 一 十 一 回 国 会	3. 6	<b>審査会</b> 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 防衛装備庁、内閣官房及び国家安全保障会議
	3.27	<b>審査会</b> 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び防衛省
	4.10	<b>審査会</b> 1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 外務省 2 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置の報告に関する件について、政府参考人から報告を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 防衛省 3 委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。 4 特定秘密提示要求に関する件について、協議決定した。
	5.15	<b>審査会</b> 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査のため、委員派遣を実施した。〔派遣地：内閣衛星情報センター（東京都）〕

## 第2 調査の経過及び結果

1	調査の手法	8
2	調査の概要	12
3	勧告（海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について）	101
4	政府に対する意見	124

## 第2 調査の経過及び結果

### 1 調査の手法

#### (1) 調査対象

特定秘密保護法に基づき特定秘密の指定権限を有する20の行政機関(指定行政機関)<sup>3</sup>及び適性評価実施行政機関について調査を行った。まずこれらの行政機関に対して資料の提出を要求し、そのうち、実際に特定秘密の指定を行っている12の行政機関から説明を聴取した。

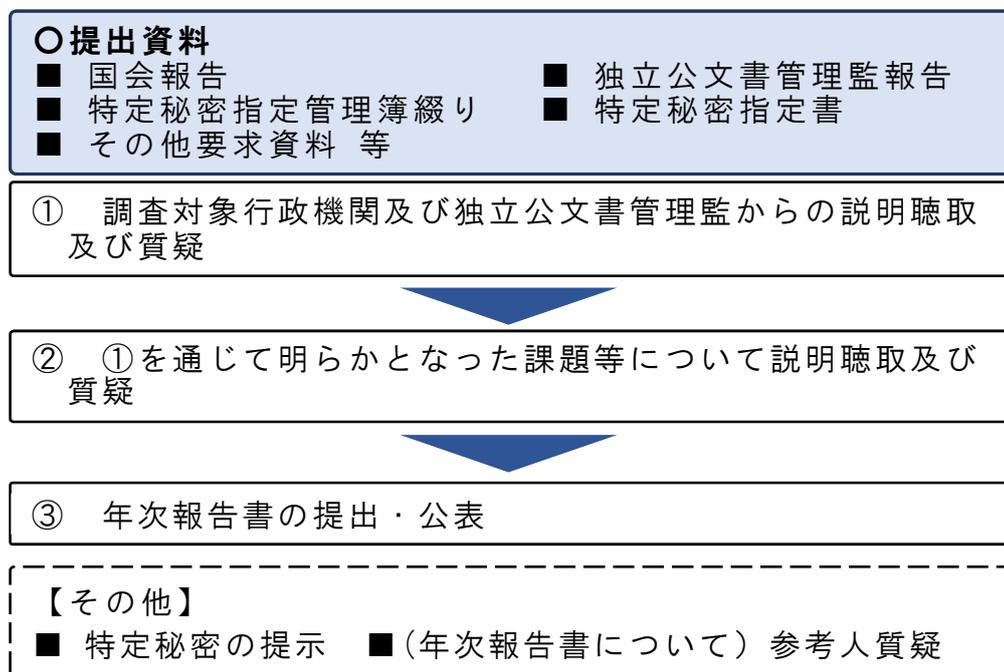
#### 《説明聴取の対象とした行政機関》

国家安全保障会議<sup>4</sup>、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁

#### (2) 調査方法

当審査会における基本的な調査方法の概要は下図のとおりである。

#### 調査方法の概要



<sup>3</sup> 特定秘密保護法第3条第1項本文に規定する特定秘密の指定権限を有する行政機関。具体的には、国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の20行政機関である(令和3年末現在)。

<sup>4</sup> 国家安全保障会議については、事務局となっている内閣官房国家安全保障局から説明聴取等を行った。

### (3) 資料提出及び資料要求

#### ア 政府の国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りの提出

令和4年6月7日、特定秘密保護法第19条の規定に基づき、政府から国会に「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（国会報告）<sup>5</sup>が提出された。

また、運用基準V5(3)イに基づき、情報監視審査会に対して特定秘密指定管理簿綴りが提出された<sup>6</sup>。

#### イ 政府に対する要求資料

##### (7) 指定行政機関等に対する資料要求

令和4年6月8日、特定秘密の指定・解除等の適正性等に関する調査のため、指定行政機関及び適性評価実施行政機関に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

#### 《表 1-1》 指定行政機関等に対する要求資料一覧

要求事項（資料名等）
<b>a 特定秘密指定書及び新旧を整理した一覧表</b> ①特定秘密指定書の写し（令和3年12月31日時点） ②特定秘密指定書（令和3年末までの指定分）の記載事項について、各年末時点における前年からの変更点一覧表（平成29年末以降）
<b>b 特定秘密指定管理簿補足資料</b> ③特定秘密指定管理簿綴り（令和3年末までの指定分）の記載事項について、各年末時点における前年からの変更点一覧表（平成29年末以降） ④特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」に秘密が含まれる（黒塗りされている）場合は、その判断となった理由 ⑤特定秘密の指定有効期間等に関する以下の資料 ア 令和3年中に指定された特定秘密の指定有効期間決定の具体的理由及び令和3年中に指定有効期間の延長があった場合にはその具体的理由 イ 令和3年中に指定を解除又は指定有効期間が満了した特定秘密につき、指定を解除した又は指定有効期間を延長しなかった具体的理由及び特定秘密から「省秘」等の秘密区分へ変更したものの有無（秘密区分を変更した場合は具体的な区分を含む） ⑥特定秘密の管理に係る内規及び新旧対照表（令和3年7月31日以降に当該内規の改正があった場合に限る。）
<b>c 適性評価に関する資料</b> ⑦令和3年中に対象となった行政機関の職員等の内訳（部署別及び役職別の件数） ⑧特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者及び実際に行っている者の実数につき、行政機関ごとの一覧表（令和3年12月31日時点）

<sup>5</sup> 巻末 参考資料Ⅲ参照

<sup>6</sup> 運用基準V5(3)イでは、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを国会報告に添付するものとしている。

## 要求事項（資料名等）

- ⑨適性評価の対象となった従業者が存在する適合事業者の名称（令和3年12月31日時点）と、当該適合事業者ごとの、令和3年中従業者に対して実施した適性評価の件数及び特定秘密の取扱いの業務を行うことができる従業者の数（令和3年12月31日時点）
- ⑩適性評価の実施に係る内規及び新旧対照表（令和3年7月31日以降に当該内規の改正があった場合に限る。）

### d 特定秘密文書関係（廃棄関係を含む）

- ⑪特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（指定された特定秘密ごと）<sup>7</sup>
  - \*文書等の名称から、その内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明する資料
- ⑫複数の特定秘密が記録された文書等につき、主たる特定秘密（他の行政機関が指定し、提供を受けている特定秘密を含まない）ごとに従たる特定秘密を記載した資料
- ⑬各行政機関が指定する特定秘密について、以下に掲げる項目についての件数を記載した資料（令和元年末、令和2年末及び令和3年末時点）
  - \*◎を付したのものについては、複製を含む件数についても記載
  - ア 文書件数全体◎
  - イ 保存期間別（1年以上、1年未満）内訳（保存期間1年以上のもので前年より文書件数が減少しているものがある場合にはその理由）◎
  - ウ 保存期間1年以上のものについて、歴史公文書等の該当・非該当別内訳
  - エ ウについて、作成から30年を超えるものの該当・非該当別内訳
  - オ 廃棄件数総計（保存期間別及びその合計）
- ⑭他の行政機関が指定し、提供を受けている特定秘密について、提供元の行政機関ごとにまとめた識別番号及び件数の一覧（令和3年末時点）
  - \*複製を含む件数についても記載
- ⑮作成から30年を超える特定秘密文書の名称を記載した資料
- ⑯令和3年中に廃棄した特定秘密文書に関する次の資料
  - ア 保存期間1年未満の特定秘密文書の類型別件数を記載した資料
  - イ 保存期間1年未満の特定秘密文書について、当該廃棄が「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）において「保存期間を1年未満とすることができる」ものとして例示されている種類のうち、「① 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」であること以外の理由で行われたものの名称を記載した資料
- ⑰本資料提出時点における、廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察中もしくは内閣府との廃棄協議中の特定秘密文書及び当該特定秘密文書を保存する行政文書ファイルの件数、名称及びその廃棄理由
- ⑱特定秘密又は特定秘密であった情報が記録された保存期間1年以上の文書及び当該文書を保存する行政文書ファイルのうち、令和3年中に廃棄又は移管されたものの件数、名称及びその廃棄理由を記載した資料
- ⑲令和3年中に特定秘密を提供した適合事業者の名称と、適合事業者ごとの、提供した特定秘密の識別番号及び特定秘密文書件数並びに当該指定行政機関が適合事業者に提供した特定秘密文書の総数

### e 特定秘密文書に係る内規関係

- ⑳特定秘密文書の歴史公文書等該当性の判断基準を示す各行政機関の内規及び新旧対照表（令和3年7月31日以降に当該内規の改正があった場合に限る。）

<sup>7</sup> 文書リストを提出可能な特定秘密のみ提出された。

#### (イ) 情報保全監察室に対する資料要求

特定秘密の保護に関する制度の運用並びに特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等についての調査のため、令和4年6月8日、情報保全監察室に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

#### 《表 1-2》 情報保全監察室に対する要求資料一覧

要求事項（資料名等）
①検証・監察の対象とした特定秘密の一覧（平成29年、平成30年、令和元年、令和2年及び令和3年） * 書面調査、ヒアリング及び実地調査等のそれぞれの実施の有無について記載
②説明聴取及び実地調査それぞれの省庁別内訳（平成29年、平成30年、令和元年、令和2年及び令和3年）
③検証・監察の際に現認を行った特定秘密文書の一覧（平成29年、平成30年、令和元年、令和2年及び令和3年）
④③の各文書についての、①確認理由、②概要、③評価 * 「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察を行った特定秘密文書については、当該文書が「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）において保存期間を1年未満と設定することができる7類型のうちどれに該当するものであったかを記載
⑤検証・監察を行った代表的事例数件についての経過（日時、実施内容等）（平成29年、平成30年、令和元年、令和2年及び令和3年）
⑥独立公文書管理監及び情報保全監察室に対する連絡、通報等の件数とその概要（平成29年、平成30年、令和元年、令和2年及び令和3年）

## 2 調査の概要

令和4年6月7日、国会法第102条の14等<sup>8</sup>の規定に基づき、政府から国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りを受領し、10月27日、高市国務大臣から当該国会報告について説明を聴取した。

高市国務大臣からの説明聴取の後、まず特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等について、内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監から説明を聴取し、質疑を行った。

また、当審査会からの要求を受けて政府から提出された資料に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、各行政機関からそれぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

### (1) 特定秘密保護制度全般

令和4年10月27日、高市国務大臣から国会報告<sup>9</sup>について説明を聴取した。その概要は以下のとおりである。

#### ア 国会報告の概要

##### (報告の趣旨)

毎年、特定秘密の指定等の状況を政府が取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表するものである。

##### (対象期間)

令和3年1月1日から同年12月31日までの1年間である。

##### (特定秘密保護制度における書面・押印等の見直し)

特定秘密保護制度について、書面により行うこととされている手続及び署名・押印を求めている手続について見直しを行い、特定秘密保護法施行令の一部改正、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更等を行った。

##### (特定秘密保護法における行政機関)

28機関（令和3年末時点）である。

##### (特定秘密の指定権限を有する行政機関)

20機関（令和3年末時点）である。

<sup>8</sup> 国会法第102条の14のほか、特定秘密保護法第19条、運用基準V5(3)

<sup>9</sup> 巻末 参考資料Ⅲ参照

### (特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況)

対象期間中、8の行政機関において49件の特定秘密が指定され（後掲《表2-1》参照）、1の行政機関において1件の特定秘密の指定の有効期間が満了し、9の行政機関において42件の特定秘密の指定の有効期間が延長された。また、1の行政機関において2件の特定秘密の指定が解除された。

対象期間中、政府全体で27,602件の適性評価が実施された。なお、評価対象者が実施について同意をしなかった件数は、政府全体で3件であった。

対象期間末時点において、12の行政機関で659件の特定秘密が指定されている（後掲《表2-2》参照）。また、特定秘密が記録された行政文書の保有状況については、政府全体で574,178件である。

対象期間末時点において、適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、全体で134,297人である。

### (独立公文書管理監への対応)

独立公文書管理監による検証・監察が行われた結果、3件の是正の求めがあり、当該省庁において必要な措置が講じられた。

### (情報監視審査会への対応)

衆議院情報監視審査会では、特定秘密の指定等の実施の状況に関する調査や審査会からの御意見、御指摘につき、関係行政機関が説明、報告を行った。

令和4年6月7日に衆議院議長に提出された衆議院情報監視審査会令和3年年次報告書には、政府に対する意見が記載されている。政府としては、これらの御意見を重く受け止め、必要な措置を講じ、対応について検討を行っている。政府の対応状況の詳細については、別途の機会に政府参考人から説明させることとする。

### (独立公文書管理監からの意見)

独立公文書管理監から、特定秘密を取り扱う者に対し、実効的な研修を実施し、特定秘密保護法等の内容の十分な理解や特定秘密の保護措置の確な実施といった取扱者の責務について再認識させるなどにより、特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい旨の意見があった。

### (有識者からの意見)

有識者から、第11回情報保全諮問会議に際し、本報告に関して意見があったので、必要な修正を行った。特定秘密保護法の運用等についても意見があった。

《表 2-1》 令和 3 年 12 月 31 日時点の各行政機関の特定秘密指定件数

※赤字は令和 3 年中に指定されたものを含む情報（カッコ内は新規件数）

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
国家安全保障会議	○国家安全保障会議の議論の結論に関する情報	8	(1)
	計	8	(1)
内閣官房	①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報	2	(1)
	②外部からの侵略等の脅威に対して我が国及び国民を守るために政府がとる中長期の政策に関する情報	1	(0)
	③国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報	1	(0)
	④特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報	4	(0)
	⑤内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	8	(1)
	⑥領域保全の措置及び方針に関する情報	2	(0)
	⑦内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	8	(1)
	⑧内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	20	(1)
	⑨情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報	11	(0)
	⑩内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報	16	(2)
	⑪情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報	28	(2)
	⑫国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報	1	(0)
	計	102	(8)
警察庁	①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報	4	(0)
	②外国の政府等との情報協力業務に関する情報	8	(1)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
	③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	11	(0)
	④警察の人的情報源等となった者に関する情報	4	(1)
	⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報	1	(0)
	⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報	2	(0)
	⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報	15	(2)
	計	45	(4)
総務省	○在日米軍が使用する周波数に関する情報	11	(0)
	計	11	(0)
法務省	○領域保全の措置及び方針に関する情報	1	(0)
	計	1	(0)
出入国在留管理庁	○領域保全の措置及び方針に関する情報	1	(0)
	計	1	(0)
公安調査庁	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報	1	(0)
	②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	5	(0)
	③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報	4	(1)
	④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報	8	(1)
	⑤人的情報収集に関する情報	4	(1)
	⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報	8	(1)
	計	30	(4)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
外務省	①拉致問題に関する情報	1	(0)
	②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報	1	(0)
	③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報	1	(0)
	④東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報	1	(0)
	⑤北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報	1	(0)
	⑥内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	4	(0)
	⑦大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報	1	(0)
	⑧北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報	1	(0)
	⑨外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報	8	(1)
	⑩内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	4	(0)
	⑪日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報	1	(0)
	⑫内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	11	(0)
	⑬公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報	4	(0)
	⑭国際テロリズムに関して外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報	1	(0)
	⑮国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報	1	(0)
	計	41	(1)
経済産業省	○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	4	(0)
		計	4 (0)
海上保安庁	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	2	(0)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
	②外国の政府との情報協力業務に関する情報	8	(1)
	③内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	1	(0)
	④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	11	(0)
	計	22	(1)
防衛省 ※	①防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報	1	(0)
	②サイバー攻撃等に対する防衛省・自衛隊の活動に関する情報	1	(0)
	③自衛隊の運用計画等に関する情報	23	(8)
	④自衛隊の運用についての外国の軍隊との運用協力に関する情報	1	(0)
	⑤内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	1	(0)
	⑥自ら収集した電波情報等の情報	55	(7)
	⑦外国の政府等から提供された電波情報等の情報	36	(7)
	⑧宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報	1	(0)
	⑨電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報	7	(1)
	⑩外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報	7	(1)
	⑪防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報	15	(2)
	⑫防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報	3	(0)
	⑬防衛力の整備に関する見積り等であって外国の政府との防衛協力に関する情報	1	(0)
	⑭防衛の用に供する暗号に関する情報	11	(2)
	⑮武器等の仕様、性能等に関する情報	1	(1)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
	⑯外国の政府から提供された情報及び当該情報を分析して得られた情報	1	(0)
	※以下の項目は、旧防衛秘密から特定秘密として指定されたものとみなされたもの		
	⑰自衛隊の運用計画等に関する情報	39	(0)
	⑱電波情報、画像情報等に関する情報	31	(0)
	⑲防衛力の整備計画等に関する情報	10	(0)
	⑳防衛の用に供する通信網の構成に関する情報	1	(0)
	㉑防衛の用に供する暗号に関する情報	72	(0)
	㉒武器等の仕様、性能等に関する情報	57	(0)
	<b>計</b>	<b>375</b>	<b>(29)</b>
防衛装備庁	①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報	1	(0)
	②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報	2	(0)
	③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報	12	(0)
	<b>④英国との間の共同研究等において提供された情報</b>	<b>4</b>	<b>(1)</b>
	<b>計</b>	<b>19</b>	<b>(1)</b>
<b>合計</b>		<b>659</b>	<b>(49)</b>

※特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。本報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密（旧防衛秘密）についても、指定件数として計上されている。なお、防衛省の「指定件数」375件のうち、この経過措置が適用されたものは、対象期間末時点で210件であった。

《表 2-2》 特定秘密の指定状況と該当分野（令和 3 年 12 月 31 日時点）

行政機関名	指定件数	別表の分野			
		第 1 号 (防衛関連)	第 2 号 (外交関連)	第 3 号 (特定有害活動防止関連)	第 4 号 (テロリズム防止関連)
国家安全保障会議	8		8		
内閣官房	102		101		1
警察庁	45			28	17
総務省	11		11		
法務省	1		1		
出入国在留管理庁	1		1		
公安調査庁	30		6	16	8
外務省	41		39		2
経済産業省	4		4		
海上保安庁	22		22		
防衛省	375	375			
防衛装備庁	19	19			
合計	659	394	193	44	28

(国会報告（令和 4 年 6 月閣議決定）より抜粋)

〈参考〉 特定秘密の指定に係る別表該当性

別表

第 1 号（防衛に関する事項）

※（旧）自衛隊法別表第 4 に相当

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途

第 2 号（外交に関する事項）

- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

第 3 号（特定有害活動の防止に関する事項）

- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

第 4 号（テロリズムの防止に関する事項）

- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

(内閣官房資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

## イ 内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監からの説明聴取及び質疑

### (7) 国会報告等に関する説明聴取

令和4年11月15日、政府参考人から特定秘密保護法第19条の規定に基づく国会報告の概要等について補足説明を聴取した。

同日の調査では、情報保全諮問会議における有識者意見を踏まえ、内閣官房のウェブサイト上に、全ての行政機関の特定秘密保護規程を掲載した旨の説明があった。

別件として、令和4年5月に、当時の小林鷹之国務大臣により、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省及び防衛省に対するヒアリングを、制度担当大臣として初めて実施した旨の説明があった。ヒアリングにおいては、特定秘密の指定延長の際の有効期間設定の考え方、情報監視審査会への対応及び不適切な管理事案を防ぐための措置の実施状況等について聴取が行われた。小林国務大臣からは、関係行政機関に対し、立法府に真摯に対応を行うこと及び適切な管理を徹底することについて言及があった。

### (イ) 独立公文書管理監報告等に関する説明聴取

令和4年11月15日、独立公文書管理監から独立公文書管理監報告等について説明を聴取した。説明の概要は以下のとおりである。

#### **独立公文書管理監報告<sup>10</sup>について**

運用基準の規定により、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要について、年1回、内閣総理大臣に報告書を提出することとなっている。報告対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。

#### **検証・監察の結果等**

##### ○特定秘密の指定

令和3年度中に86件の検証・監察を行い、83件については適正と認め、3件については年度を越えて検証・監察を継続することとした。なお、継続した3件についても、令和4年5月中に全て検証・監察を終了した。

---

<sup>10</sup> 巻末 参考資料V参照

## ○特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除

特定秘密の指定の有効期間の延長 267 件及び指定の解除 11 件について適正と認めた。

## ○特定秘密の記録とその表示

令和 4 年 3 月 23 日に 1 件、防衛省に対し是正を求めた。その後、当該表示を適正に是正した旨の報告を受けている。それ以外の 24 部署による記録とその表示を適正と認めた。

## ○特定行政文書ファイル等の保存

検証・監察を行った 24 部署による保存を適正と認めた。

## ○特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置

内閣官房 4 件、公安調査庁 4 件及び防衛省 396 件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。

## ○特定行政文書ファイル等にすべきものの存否

検証・監察を行った 12 部署について、保存期間 1 年未満の特定秘密文書の中に保存期間 1 年以上と設定すべきものはないと認めた。

## ○検証・監察に関する定量的指標

説明聴取、実地調査等の回数は 73 回である。確認した特定秘密を記録する文書等の件数は 3,261 件で、これら文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ 5,051 件である。

## **通報<sup>11</sup>への対応**

独立公文書管理監に対する通報はなかった。

## **今後の展望**

今後も独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

---

<sup>11</sup> 運用基準 V 4 (2)において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上特定秘密を知得した者は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている。これに加えて、一定の条件を満たす場合には、独立公文書管理監の窓口に対して通報することができることとされている。独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとされ、特定秘密保護法等に従っていない状況が認められた場合には、行政機関の長に対し、是正を求めるものとされている。

(ウ) 主な質疑及び答弁の概要

(ア)・(イ)の説明を聴取した後、質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

問1. 国会報告に掲載されている「対象期間中における指定の理由の点検状況」の「点検結果」欄には、「指定の要件を満たしていることが確認された」としか記載されていない。もっと詳しく書くことはできないのか。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・ 指定の理由の点検は、特定秘密の指定要件が満たされているかを確認するのが本質であるので、点検結果の記載としてはこれに尽きると考えている。
- ・ 確認の方法としては、例えば特定秘密文書と指定書を突合して、指定の要件が具備されているか等を確認していくということである。
- ・ 記載方法や他に記載すべきことがないかについて、引き続き必要があれば各行政機関と検討したい。

問2-1. 認証アーキビスト<sup>12</sup>を活用しているのか。活用していない場合、今後、政府として公文書管理の様々な場面で活用する予定はあるのか。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 情報保全監察室の検証において、現時点では、認証アーキビストの活用はしていない。
- ・ 情報保全監察室及び独立公文書管理監が扱う情報自体が、特定秘密等の非常に機微なものであること、事務の性質上、行政実務に精通している必要があること、不正に秘密情報に近づく者がいた場合に適切に対応できる必要があること等を勘案したものである。

<sup>12</sup> 国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、アーキビストとしての専門性を有すると認められる者を国立公文書館長が認証する制度。

問2-2. 例えば、認証アーキビストの資格保有者を職員として積極的に採用する、あるいは職員に資格を取得させることを奨励する、そういうことも特に考えないのか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(独立公文書管理監)

- ・廃棄の判断をするに当たって、歴史公文書等に該当するかについての様々な知見を集積しているところである。知見の集積とその活用を行い、これからも最善の方法を検討していきたい。

問3-1. 国家安全保障会議が指定する特定秘密の件数は、令和元年末が6件、令和2年末が7件、令和3年末が8件とあるが、文書保有件数は全て「0件」となっている。特定秘密を指定しているのに、文書が「0件」なのはなぜか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・国家安全保障会議の指定する特定秘密は、事務局である国家安全保障局でその文書の保管、管理、取扱い等を行っている。そのため、合議体としての国家安全保障会議の文書保有件数は0件となるが、内閣官房において管理されている。

問3-2. ならば初めから、特定秘密の件数を内閣官房で計上した方がよいのではないか。文書の保管だけ別のところであるという整理をしているのはなぜか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・特定秘密について、制度上、指定するのは文書ではなく情報である。特定秘密だと指定した情報とその文書とは、必ずしも（件数が）一致するものではないと考えている。国家安全保障会議については、やや特殊な位置付けではあるが、そのように整理されている。

問3-3. 国家安全保障会議では、出席者が「ここで話した内容は特定秘密である」と合意をするが、後でその内容を証明できる文書がなければ、何が特定秘密なのかが分からないのではないのか。そのような管理の仕方でよいのか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・国家安全保障会議で特定秘密を指定すると、それが表示されている文書自体は、その事務を担当している国家安全保障局によって管理されるという整理になっている。

問3-4. 特定秘密を指定するところと文書を管理するところが別というおかしな現状を見直すべきではないか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・御指摘は受け止めさせていただく。

問4-1. 特定秘密文書に記載された情報(内容)が外部に漏えいしていないかを判断できるのは、実際に担当部署で特定秘密を取り扱う行政機関の職員である。そうした職員から特定秘密文書の内容についての通報等があったということは聞いたことがないが、どのように考えるか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(独立公文書管理監)

- ・独立公文書管理監に宛てた通報は、今のところない。
- ・通報の仕組みとして、例外を除いて、各行政機関に対する通報が先にあり、その後に独立公文書管理監に通報できることとなっている。
- ・独立公文書管理監への通報がないというのは、こうした制度の仕組みが関係するのではないかと考える。

問4-2. 各行政機関は、通報を受けた場合にその内容を独立公文書管理監に報告する義務を有していないのか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(独立公文書管理監)

- ・各指定行政機関が通報を受け処理したときには、独立公文書管理監宛てにその報告は受けることになっている。また、通報以外に内部的に問題があるということで各行政機関が対応した場合なども報告を受けている。

問4-3. これまで独立公文書管理監に対して、各行政機関から「特定秘密が漏れた」という報告も、行政機関が対応してくれないという理由で直接行われた通報も、どちらもゼロ件ということか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(独立公文書管理監)

- ・各指定行政機関が通報について処理を行い、それを独立公文書管理監に報告した事例、また独立公文書管理監として直接受けた通報、双方について、これまで1件もない。

問5. 独立公文書管理監が「特定秘密とは指定の対象が文書ではなく情報である」と自ら述べているように、特定秘密文書だけでなく、情報の管理をしっかりとやることが大事である。そのような認識を持って業務を行ってほしい。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(独立公文書管理監)

- ・御指摘は受け止めさせていただく。

## (2) 特定秘密の指定及び解除等

本年次報告書の対象期間中、指定行政機関から特定秘密の指定及び解除の状況等について説明を聴取し、質疑を行った。

なお、質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

### ア 国家安全保障会議（令和5年3月6日審査会）

#### 政府参考人からの説明概要

国家安全保障会議では、令和3年末時点で8件の特定秘密を指定している。うち7件は令和2年末までに指定したもので、令和3年中に指定した特定秘密は1件である。

令和3年中、1件の特定秘密について指定の有効期間を5年延長した。令和3年中に指定の有効期間が満了したものはなく、指定を解除したものはない。

指定書等における記載について、1件の特定秘密の指定の有効期間の延長に伴い、指定書及び指定管理簿の記載を変更している。

## イ① 内閣官房（国家安全保障局）（令和5年3月6日審査会）

### 政府参考人からの説明概要

国家安全保障局では、令和3年末時点で8件の特定秘密を指定している。令和3年中に国家安全保障局が指定した特定秘密は「令和3年10月から国家安全保障局が関係行政機関と共に実施した我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容」という1件である。

令和3年中、2件の特定秘密について指定の有効期間を5年延長した。

令和3年中に指定の有効期間が満了したものはなく、指定を解除したものはない。

指定書等における記載について、2件の特定秘密の指定の有効期間の延長に伴い、指定書及び指定管理簿の記載を変更した。また、7件の特定秘密について、引用している内閣法の改正に伴い、指定書及び指定管理簿の記載を変更した。

イ② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（令和5年3月6日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）では、令和3年末時点で2件の特定秘密を指定している。いずれも領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針に関して指定したものである。

令和3年中、指定の有効期間を延長又は満了したものはなく、指定を解除したものもない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問. 官-2と官-3については、[不開示情報]の対処方針についての情報という理解でよいのか。

[令和5年3月6日審査会]

[答弁概要]

- ・ [不開示情報]に関する情報である。

イ③ 内閣官房（内閣情報調査室）（令和5年3月6日、3月27日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

内閣情報調査室では令和3年末までに92件の特定秘密を指定しており、そのうち85件は令和2年末までに指定されたものである。

令和3年中に新たに指定されたのは、内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力関係で指定した1件、情報収集衛星の暗号関係で指定した2件、外国の政府等との情報協力関係で指定した2件及び人的情報収集関係で指定した2件の計7件である。

令和3年中に指定の有効期間の満了時期を迎えた特定秘密は6件である。これら6件について、指定の対象情報に係る諸情勢に変化がなく、指定の対象となる情報が漏えい又は公になった場合、情報収集活動が滞る、又は適時適切な対応ができなくなるなど、日本の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、本指定の対象情報は特に秘匿し続けることが必要であると判断した。また、指定の対象情報に係る諸情勢は少なくとも5年以内に変化することはないと判断し、当該6件について指定の有効期間を5年延長した。指定の有効期間を満了したものはない。

令和3年中に特定秘密の指定を解除・一部解除したものはない。

令和3年中、指定書及び指定管理簿の記載を変更したものは6件である。これら6件については、指定の有効期間の追記、有効期間の満了年月日などの変更を行った。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 官-70 と 71 の人的情報収集に関する特定秘密には、人的情報源の名前などが記載された特定秘密文書があると推察する。このような文書を多数の関係者で共有するような情報管理で問題ないのか。

[令和5年3月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・協力者の名前等の部分は、必要最小限の人間しか知り得ないように工夫し、必要以上に情報が拡散しないように取り組んでいる。

## ウ 警察庁（令和5年3月27日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

警察庁では、令和3年末時点で45件の特定秘密を指定している。同年中には4件（①外国の政府等との協力関係、②国際テロリズム関係、③国内テロリズム関係、④人的情報源関係）の特定秘密を指定した。

これら4件は、いずれも従来から継続的に収集している情報等であって、1年ごとに期間を区切って指定をしているものについて、令和3年も期間を区切って特定秘密として指定した。

令和3年中に特定秘密の指定を解除（一部解除を含む。）したものはない。

令和3年中に特定秘密の指定の有効期間の満了を迎えたものが4件（①特定有害活動関係、②国際テロリズム関係、③国内テロリズム関係、④外国の政府等との協力関係）ある。個別に検討した結果、4件全てについて指定の有効期間を5年延長することとした。

令和3年中に指定の有効期間が満了した特定秘密はない。

### (4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 要人の警護方法に関する情報は、どのような秘密区分で管理されているのか。

[令和5年3月27日審査会]

#### [答弁概要]

- ・要人警護に関する情報にも様々なものがある。これらの情報が記録された文書については[不開示情報]として、しっかりと管理している。

問2-1. 警-52の「人的情報源」とは、警察が何かの組織で情報収集をするときに情報を提供してくれる人の資料か。

[令和5年3月27日審査会]

#### [答弁概要]

- ・御指摘のとおり、警-52は、我々に対して国の安全保障に係る重要な情報を提供してくれる者についての情報である。
- ・仮に、この情報が漏えいした場合、情報を収集することが困難になる、あるいは、情報提供者の生命・身体に影響を及ぼすおそれがある、また情報が操作され、偽情報をもたらされることもあり得ると

いうことで、特段の管理をする必要があることから、3要件が充足していることを前提として、特定秘密に指定している。

問2-2. そのような情報提供者の氏名等の情報を、見ればすぐわかる文書の形で保管し続けることについて、懸念はないのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・文書を作らないという管理の仕方が、しっかりした管理と言えるかは疑問がある。我々としては、文書として残し、それを特定秘密という厳重な規則の中で管理し、情報漏えいが万一にも起こらないようにしているということである。
- ・非常に重要な情報であるので、引き続きしっかりと管理をしたい。

問2-3. 人的情報源の情報は、文書として残さないといけないというルールがあるのか。文書として残さずに扱っている例はないと考えてよいか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・人的情報源の情報について、特定秘密として管理しているもののほか、もう少し低いレベルの管理をしているものもあるが、いずれにしても秘密文書としてしっかり管理している。

問3. 法別表第4号「テロリズムの防止に関する事項」の「テロリズム」とは、具体的にどのような行為を想定しているのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・テロリズムに関しては、テロリストあるいは特定の団体がテロを実行する意思を有しているかどうか、あるいはその能力があるかどうか、実際に計画があるかどうかを情報として把握した場合に、その内容について精査し、要件に該当するかを精査して、特定秘密として管理するものについて指定している。

## エ 総務省（令和5年3月27日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

総務省が指定する特定秘密は、在日米軍が使用する周波数に関する情報である。

在日米軍の電波の使用については、日米安全保障条約の下、日米地位協定に基づき、日米両政府の当局間の取決めによることとされており、日米が使用する電波の混信防止の観点から、総務省と在日米軍で必要な調整を実施している。

総務省は、在日米軍との周波数調整において必要な文書を受領しており、そのうち、米国政府が「SECRET」として分類している文書を特定秘密に指定している。

令和3年末時点において総務省が指定している特定秘密は、昨年と同様、11件である。

これら11件の特定秘密は、各指定書に記載のとおり、「法別表第2号イ細目b」の「外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの」に該当することから、これら11件について、その機密性の高さから特定秘密に指定している。

これら11件の特定秘密については、特定秘密保護法に基づき、総合通信基盤局長が指名する職員のみが取り扱うこととしており、特定秘密の保護に必要な知識の習得等の研修を実施するとともに、特定秘密を取り扱う執務室等へのアクセス管理を徹底する等、厳格かつ適切に管理を行っている。

なお、令和3年中に特定秘密の指定の解除を行った事例はない。

### (4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 総務省が指定する特定秘密11件は在日米軍が使用する周波数に関する情報とのことだが、総務省は在日米軍の周波数だけを特定秘密として指定しているということか。

[令和5年3月27日審査会]

#### [答弁概要]

- ・総務省が指定する特定秘密は、全て在日米軍の周波数に関するものであり、それ以外のものはない。

問2. 最近、海底ケーブルの防護の重要性が指摘されている。海底ケーブルが切断されると、通信機能などが麻痺してしまう。

通信を所管している総務省として、例えば、在日米軍の海底ケーブルがどこに敷設されているのかといった情報は、特定秘密にならないのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・海底ケーブル等の通信インフラに係る施設や設備の警戒警備は、各事業者が適切に行っているものと承知しており、現在、総務省では詳細な情報を保有していない。
- ・今後、もしそのような情報の提供を受けた場合には、適切に秘密保全を図っていく。

問3. 特定秘密管理者の官職として、「自治行政局長」が加わった理由は何か。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・令和4年6月の総務省特定秘密保護規程の改正により追加した。
- ・地方公共団体における情報システムの調達に関して、例えば、懸念国への対処やサプライチェーンリスク対策など、経済安全保障上の検討を行う必要が生じた場合に備え、地方公共団体における調達及びサイバーセキュリティ等を担当する自治行政局を追加したところである。

問4-1. 自衛隊は非常に高度なドローンを使い始めているはずだが、そのような装備品に関する周波数が特定秘密に指定されていないのはなぜか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・自衛隊の装備品の周波数の取扱いは、自衛隊法第112条に基づいて行っている。当該周波数情報を特定秘密に指定するかどうかは、防衛省の側で判断されるべきものと考えている。

問4-2. 防衛省の方で、周波数を特定秘密に指定していないということか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 装備品の周波数に関する情報は、周波数の使用に係る総務大臣の承認手続の中で、防衛省から申請という形で総務省に提供されている。
- ・ 特定秘密に指定するかどうかは防衛省側の判断であるが、現在、防衛省から特定秘密として提供されているものはない。
- ・ なお、当然のことながら、当該情報は非公開の取扱いとして、総務省としても厳格に管理している。

問5. 総務省が国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）と連携して研究開発している量子暗号通信技術は、安全保障上、大変重要なものである。こういったものを特定秘密に指定する考えはないのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 今後開発が進み、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることから特に秘匿することが必要である情報があれば、特定秘密に指定される可能性はあると考えている。
- ・ 現時点で、特定秘密に指定しているものはない。

オ 法務省（令和5年3月27日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

令和3年中に、法務省において新たに指定又は解除した特定秘密はない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 法務省及び出入国在留管理庁の両者が、法一1及び出一1というように管理を分けている理由は何か。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・平成31年、法務省の入国管理局から出入国在留管理庁へ組織改編があった。その際に、法務大臣が出入国在留管理庁に当該特定秘密の提供を行った。
- ・出入国在留管理庁設置後も、法務大臣は出入国管理及び難民認定法に基づく重要な権限を有しているため、安全保障上の観点から迅速な対応を要する場合があります。踏まえて、当該特定秘密の保有を継続する必要があるため、出入国在留管理庁に併せて法務省も保有している。

問2. 保有する特定秘密の内容は、[不開示情報]と考えるが、なぜそれが一つしかないのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・これ以上の詳細な説明については、特定秘密の内容に関わることであるので、御容赦願いたい。

問3. この特定秘密の内容は、平成26年に作成されているとのことだが、その後、新しく作り変える必要はないのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・この特定秘密は、特定秘密保護法の施行前に内閣官房から提供されたものであるが、内閣官房とは常日頃から連絡調整を密にするなど必要な体制を構築している。
- ・将来的に、ある情報が特定秘密に該当するようなことになれば、指定について適切に判断していく。

問4-1. 法務省では、平成25年と平成26年に作成された当該文書のみが特定秘密に指定されているが、その背景は何か。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該情報は、特定秘密保護法の施行前に内閣官房から提供を受けていたもので、(同法施行時に)同法の規定に従って指定した。当該情報については現在も指定の要件を満たしており、指定を続けている。
- ・それ以外の情報も同法の趣旨等に従って特定秘密に該当するか判断してきたところであるが、現時点で特定秘密に該当するものはない。

問4-2. 特定秘密保護法ができる前にこの1件だけ情報が提供されて、それ以降は来ていないというのは不自然ではないか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・法-1以外、法務省が特定秘密として指定する情報は提供されていない。

問5. この情報は、元々、内閣官房から特別管理秘密<sup>13</sup>として提供を受けており、特定秘密保護法施行時に、同法に基づいて特定秘密に指定したということによいか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・そのとおりである。

<sup>13</sup> 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)に基づき、「各行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、公になっていないもののうち、特に秘匿することが必要なものとして当該機関の長が指定したもの」を「特別管理秘密」として指定し、その秘密を保護する制度。同制度は特定秘密保護法施行に伴い、廃止された。

## カ 出入国在留管理庁（令和5年3月27日審査会）

### (ア) 政府参考人からの説明概要

出入国在留管理庁が指定している特定秘密は令和3年末時点で1件である。これは法務省入国管理局時代に指定したもので、平成31年4月に当庁が設置された際に、特定秘密保護法第6条第1項の規定に基づき、法務省から提供されたものである。

### (イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 出入国在留管理庁は、日本に出入りする人の規制をする官庁であることから、スパイや工作員の出入国に関する情報も有していると思うが、そうした情報が特定秘密に指定されていないのはなぜか。

[令和5年3月27日審査会]

#### [答弁概要]

- ・そうした情報については、特定秘密の指定要件に該当しないとの判断から、特定秘密には指定していない。しかし、そのような情報は厳重に保存、管理すべきものとして、秘密文書に指定し、管理することとしている。

問2. 危険人物等の入国情報について、外国政府から提供はあるのか。

[令和5年3月27日審査会]

#### [答弁概要]

- ・一般論として、いわゆるブラックリスト情報というものが、関係機関から様々な情報の提供を受け、それに基づいて、上陸審査をしている。
- ・情報の入手先等の詳細については、事柄の性質上、回答を控えさせていただきます。

問3. 仮に、外国政府から提供された情報があるとすれば、それを特定秘密として扱う必要はないのか。

[令和5年3月27日審査会]

#### [答弁概要]

- ・そうした情報も、特定秘密に該当するか検討しているが、要件に該当しないとの判断から、特定秘密に指定していない。

問4. 例えば米国からトップシークレットとして提供された場合であっても、特定秘密に該当しないのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・一般論として回答するが、そうした情報が当庁に直接提供されるのかは、それが特定秘密に該当するののかという問題とは、別の話である。
- ・いずれにせよ、関係機関から、我々が上陸審査をするのに必要十分な情報を提供あるいは共有させていただいている。

問5. 海外から提供されたブラックリスト等に関する情報は、特定秘密の指定の3要件のうち、どれに該当しないと考えているのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・一般論で回答すると、安全保障のために我が国が実施する施策や取組等に関するものでなく、安全保障に著しい支障を与えるおそれは認め難い、と判断している。

## キ 公安調査庁（令和5年3月27日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

公安調査庁では令和3年中に新たに4件の特定秘密を指定した。その概要は、外国の政府から提供を受けた「特定有害活動の防止」に関する情報、外国の政府から提供を受けた「テロリズムの防止」に関する情報、人的情報源に関する情報及び「特定有害活動の防止」に関する分析情報である。

また、令和3年中、4件の特定秘密について、指定の有効期間の延長を行った。いずれも、特定秘密の指定要件を満たす状況に変化はなく、有効期間を5年延長した。

なお、特定秘密の指定の解除を行ったものはない。

### (1) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 公安調査庁は、国内担当と海外担当があると思うが、実際に海外において、情報収集をしているのか。先般より、日本人がスパイとして摘発されるという状況が生じているが、そうした人達をどう守ろうとしているのか。

[令和5年3月27日審査会]

#### 〔答弁概要〕

- ・前提として、当庁の調査活動の具体的内容については、今後の将来的な調査活動への影響もあることから、回答は控えさせていただきたい。

問2. ロシアで公安調査庁の職員が拘束された旨のテレビ番組が放送されたようであるが、事実関係について、説明を求める。

[令和5年3月27日審査会]

#### 〔答弁概要〕

- ・詳細については、回答を差し控えさせていただきたい。ただ、周辺国の動向については関心を持って情報収集に努めている。

## クー① 外務省（大臣官房）（令和5年4月10日審査会）

### (ア) 政府参考人からの説明概要

#### a 外務省全体

外務省において、令和3年中に新規に指定した特定秘密は1件である。令和3年1月1日付で指定した外-46であり、詳細は国際情報統括官組織のセッションで説明する。

→「クー②外務省（国際情報統括官組織）(ア) 政府参考人からの説明概要」参照

令和3年中に指定を解除した特定秘密はない。

#### b 大臣官房

大臣官房が指定している特定秘密は、令和3年末時点で4件である。

その内訳は、①公電秘匿用暗号の外-1、②ファイル秘匿用暗号の外-2、③ネットワーク秘匿用暗号の外-3、④公衆網秘匿用暗号の外-4である。

大臣官房では、令和3年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除したものもない。

### (イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 適合事業者のうち、[不開示情報] というのは、公電か何かを扱っている会社なのか。

[令和5年4月10日審査会]

#### [答弁概要]

- ・暗号関係の業務を委託している事業所である。公電のみならず、ファイルを交換する際の暗号であるとか、いろいろなものの暗号である。

問2. 暗号というのは、同盟国に対してコードを教えることもあるのか。また、ファイブ・アイズ<sup>14</sup>に入った場合には、そういうものをお互いに公開し合うことになるのか。

[令和5年4月10日審査会]

#### [答弁概要]

<sup>14</sup> ファイブ・アイズとは、米国、英国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドの5か国によるインテリジェンス共有の枠組みの呼称である。

- ・私どもが使用している暗号は、他国に情報を開示していない。したがって、これまで暗号が漏れているというような認識はない。
- ・ファイブ・アイズに関しては、まだそういった協力に参加していないことから、仮定のことについて、今この場でお答えするのは困難であるということを御理解いただきたい。

## クー② 外務省（国際情報統括官組織）（令和5年4月10日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

国際情報統括官組織が指定している特定秘密は、令和3年末時点で27件である。

その内訳は、①外国の政府又は国際機関から得られた情報に関する外-12、36、39、42、43、44、45及び46の8件、②衛星情報に関する外-17～27の11件、③内閣情報調査室から提供された情報に関する外-28～35の8件である。

国際情報統括官組織では、令和3年中に外-46を新規に指定した。この指定は、先述した外-12、36、39、42、43、44及び45と同旨のもので、この情報が漏えいすると、外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が損なわれ、情報提供や協力関係の存続・進展に重大な支障が生じることから、特に秘匿する必要がある、指定したものである。

また、令和3年中に、平成29年1月に指定した外-42について、有効期間を延長している。その理由は、本指定の対象情報が、本指定の有効期間が満了する時点においても公になっておらず、漏えいすると、外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報提供や協力関係の存続・進展に重大な支障が生じることから、引き続き特に秘匿する必要があるためである。

### (4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 特定秘密保護法の別表の第2号には「外交に関する事項」とあり、運用基準の事項細目では「イ 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの」、「ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針」など、いろいろ書いてある。

こういった情報で外国から入手するものについては、外務省は特定秘密として扱っていないのか。

[令和5年4月10日審査会]

#### 〔答弁概要〕

#### (大臣官房)

- ・外交に関しては別表第2号に関するものが多いかと思われるが、特定秘密とは、別表に該当し、かつ、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘

匿することが必要であるものとして指定するものである。

したがって、外務省において扱っている情報のかなり多くの部分が、これに該当するというわけではない。

問 1-2. 外交官が入手する情報は、普通、別表第 2 号の事項細目にある情報に全て該当するのではないか。このような情報を特定秘密として扱わないということは、よほど情報について軽んじているか、大して重要でない情報しか集められていないということになりはしないか。

[令和 5 年 4 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

(大臣官房)

- ・ (別表に該当するもののうち、) 外部に漏えいすることによって安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものに関して、特定秘密に指定している。

クー③ 外務省（総合外交政策局）（令和5年4月10日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総合外交政策局が指定している特定秘密は、令和3年末時点で外-11、40、41の3件である。

①外-11は、平成25年から26年までに登録された、我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議に関するもの、②外-40は、平成28年中に国際テロリズムに関して総合外交政策局の情報源になった者などに関するもの、③外-41は、平成28年中に国際テロリズムに関して外国の政府又は国際機関から提供された情報に関するものである。

令和3年中に、新たに特定秘密に指定したもの、解除したもの、有効期間が満了したもの、有効期間を延長したものはない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 説明では、平成28年など古い情報を指定しているとのことだった。現在までの間で、もっと新しい情報は入ってこないものなのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

- ・平成27年に国際テロ情報収集ユニット（CTU-J）を設置したときに指定した特定秘密である外-37及び外-38は、特に保護すべき情報が何もなかったため、すぐに解除した。
- ・平成28年は、特定秘密に指定すべきものがあつたため、これを指定した上で、今日に至るまで引き続き延長している。
- ・平成29年以降は、実際には特定秘密の3要件に該当する情報がなかったため、指定されていない。
- ・外-11は、平成25年から26年までに登録された協議に関する情報であり、この協議がまだ継続している。新たな情報が入ってくれば、この特定秘密の箱の中に入れることになっている。

問1-2. 随時いろいろな会議が行われており、また、外国から情報が入ることもあると思う。そういった毎年の情報は、特定秘密として指定しないのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

- ・御指摘のとおり、平成 29 年以降もいろいろな情報収集はしている。  
しかし、まさに特定秘密の 3 要件に該当するものがないので、特定秘密として新たに登録しているものはない。

#### クー④ 外務省（アジア大洋州局）（令和5年4月10日審査会）

##### (7) 政府参考人からの説明概要

アジア大洋州局が指定している特定秘密は、令和3年末時点で3件である。その内訳は、①北朝鮮の核・ミサイル開発に関する外-7、②拉致問題に関する外-8、③東シナ海の領域保全に関する外-16である。いずれも平成26年12月26日付で指定し、令和元年12月26日付で指定の有効期間を5年間延長している。

また、アジア大洋州局では、令和3年中に新たに指定した特定秘密はなく、解除したものもない。

##### (4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 今般、海上自衛隊で特定秘密漏えい事案があった。元職員との関係が再発防止の検討対象となり、防衛省では元職員との接触に関するルール作りを行っている。

外務省には、元職員との接触や省内への立入りに関するルールはあるのか。

[令和5年4月10日審査会]

##### [答弁概要]

##### (大臣官房)

- ・外務省においては、元職員との接触やレクをする際の決まりは、今のところはない。また、省内への立入りについては、元職員に限らずルールを設けている。
- ・また、諸研修において、国家公務員法第100条の守秘義務、あるいは、Need to Know の原則<sup>15</sup>はもとより、元職員を含め知る必要のない人物に対して秘密情報を漏らしてはいけないとの原則を周知徹底するようにしている。
- ・今般の海上自衛隊における特定秘密漏えい事案を受け、特定秘密の適性評価を受けた者、また受ける予定の者に対して、改めて、特定秘密を取り扱う資格のない者に特定秘密を漏らしてはならない旨の研修を実施した。その他の省員についても、同事例を取り上げた研修を実施するようにしている。

<sup>15</sup> 「情報は知る必要がある者にのみ伝え、知る必要のない者には伝えない。」という原則。

問1-2. 元職員との接触ルールはないということだったが、例えば防衛省が今後行うことにしたレク依頼の報告の制度化や窓口の一元化などは、外務省としてはルール化する予定はないのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

(大臣官房)

- ・現時点では検討していない。

問2-1. 台湾関連の情報は、どう扱われているのか。特定秘密に指定している情報はあるのか。

日台交流協会は民間団体だが、情報のやり取りはどのように行われているのか。集めた情報は、公電等含めて、どのように秘密を守りながら日本の本省に伝えるのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

- ・特定秘密は別にして申し上げると、台湾に関する情報については、同志国を含めた各国との様々な情報交換など、情報収集活動を行っている。秘密管理については、外務省の秘密管理の規程に基づいて指定をしている。
- ・情報をどのようにやり取りしているか、さらには、どのルートで行っているかについては、この場では申し上げることができないことを御理解いただければと思う。
- ・もちろん交流協会を通じて情報を得ることもあるが、様々な形で得た情報については、秘密をしっかりと管理できる方法を使ってやり取りしている。

問2-2. 外-16 は、東シナ海における我が国領域の保全又は海洋、上空等における権益の確保に関する情報ということだが、この中に台湾関係の情報は入っていないのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

- ・台湾情勢一般という形で含むことは一概に想定されていないが、東シナ海における我が国領域の保全、さらには海洋等における権益の確保という観点から指定されるかどうかという判断になる。

問2-3. 台湾における情報収集活動では、本省には行けないから、近所の喫茶店で行うという話もある。そのような状況でよいのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・台湾は、日本にとって基本的な価値観を共有している非常に重要なパートナーであると認識している。様々な形でのやり取りはあると思うが、台湾との関係については我が国の基本的な立場があり、引き続き、その立場の中で適切に対応していきたい。

問3. 中国の在外警察拠点のようなものに関する情報などについては、特定秘密に指定していないのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・アジア大洋州局では、先ほど御説明したように、①北朝鮮の核・ミサイル、②拉致、③東シナ海の領域保全に関するものの3つの分野のみ指定しているということである。

○委員からの指摘事項

- ・外務省においても、元職員との接触に関するルール作りを検討すべきである。

## クー⑤ 外務省（北米局）（令和5年4月10日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

北米局が指定している特定秘密は、令和3年末時点で2件である。

その内訳は、①2007年8月10日に署名された日米G S O M I A（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定）の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等に関する外-5、②日米安全保障協議委員会（「2+2」）及び日米防衛協力のための指針など、日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等についての情報で、国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報に関する外-6である。

北米局では、令和3年中に新たに指定した特定秘密はなく、解除したものもない。

### (1) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 中国の偵察気球とされるものに関する情報については、アメリカ政府が関連情報の一部の機密を解除して関係国と共有する方針といった報道もあるが、特定秘密に指定するようなものはないのか。

[令和5年4月10日審査会]

#### [答弁概要]

- ・日米では日頃から緊密に意思疎通を行っている。気球の件に関しても、その中で種々提供された情報はある。
- ・今まで提供されている情報の中で、特定秘密に指定したものがあるかについては、[不開示情報]。

問2-1. 北米局が指定している2件の特定秘密は、平成26年に指定され、指定の有効期間が延長されてきている。その後に情報提供を受けたものについても、この特定秘密の箱の中に入るといふことか。

[令和5年4月10日審査会]

#### [答弁概要]

- ・御指摘のとおりである。
- ・その後に提供された情報については、外-5は[不開示情報]であり、外-6は[不開示情報]である。

問2-2. 日米GSOMIAの枠組みではない形で入ってきた情報は、どのように管理しているのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・あくまで3要件、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性に照らして指定している。
- ・具体的には、[不開示情報]。

問3-1. アメリカでトップシークレットに指定されている情報であっても、日本で特定秘密に指定されないこともあるのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日本側においては、あくまで、特定秘密保護法の3要件に照らして特定秘密に指定するか判断している。必ずしもアメリカ側の整理には依存しておらず、日米でずれが生じることは論理的にはあり得る。
- ・具体的にそのようなケースがあるのかは、今この瞬間は承知していないが、実態としてはほとんどないと思われる。

問3-2. 特定秘密保護制度は、諸外国からもたらされた情報が外に漏れないようにするため、各省庁同じ基準のラインを作っただけで漏れないようにしようということが議論の始まりだった。相手国側がトップシークレットとして提供してきた情報は、やはり日本でも特定秘密に指定しなければ、提供国との信頼関係が成り立たなくなるのではないかと。特定秘密保護法自体の根幹に関わる話ではないか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密に指定しないと漏れやすいというわけではなく、(外務省の行政文書管理規則に基づき、) 極秘や秘といった秘指定をすることにより、きちんと保護している。
- ・その上で、特定秘密保護法のもと、罰則がある形で秘密を保護するという枠組みがあること自体は、米側と日々接触して防衛上の協力等を進めていく中で、明らかに米側が日本側に情報を提供しやすくなる枠組みとして有効に機能している。

問3-3. 特定秘密保護法の趣旨の一つに、各役所がそれぞれ自分たちに都合の悪い情報を廃棄したり隠匿したりしないということがあったはずである。外務省においては、特定秘密にならない別の基準で秘密の保持をしている、重要な資料だけでも特定秘密に指定しないで持っているというように聞こえるが、それで大丈夫なのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・あくまで特定秘密保護法に照らして判断しており、法の要件に該当するものは特定秘密にきちんと指定して保存し、対応している。

問3-4. アメリカから提供を受けたトップシークレットの情報に関して、日本側の特定秘密の指定とずれがあることについては、アメリカとの信頼関係を確保するためにも、この際、点検をした方がよいと思うが、どうか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・承知した。

## クー⑥ 外務省（欧州局）（令和5年4月10日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

欧州局が指定している特定秘密は、令和3年末時点で1件である。具体的には、日露平和条約締結交渉に関する外-14である。

欧州局では、令和3年中に新たに指定した特定秘密はなく、解除したのものもない。

### (1) 主な質疑及び答弁の概要

問1. ウクライナのキーウにある在ウクライナ大使館が一時閉鎖をした。そのような場合には、機密文書を含む文書を一時的に避難させる必要があると思うが、どのようにしているのか。

[令和5年4月10日審査会]

#### [答弁概要]

- ・まず一般論として、特定秘密文書は、廃棄する場合には、外務省の特定秘密保護規程に基づいて、内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下で廃棄することになる。
- ・ただし、緊急事態、今回のウクライナの事態はまさに緊急事態に該当するかと思うが、そういうものに際しては、同規程に基づき、特定秘密の漏えいを防止するため他に適当な手段がない場合には、あらかじめ外務大臣の承認を得た上で廃棄することになる。事前に外務大臣の承認を得る手段、時間がない場合には、廃棄後速やかに外務大臣に報告するという制度になっている。
- ・なお、在ウクライナ大使館の一時避難に当たっては、[不開示情報]。また、[不開示情報]、適切に取り扱ったところである。

問2. ウラジオストク総領事館員が違法な情報収集活動を行ったとして拘束された事案について、ロシア側が公開した動画では、同館員がいろいろと事実を認めているかのような映像が映し出されていた。事実関係と館員のそのような対応が適切だったのかについて聞きたい。

[令和5年4月10日審査会]

#### [答弁概要]

- ・昨年（令和4年）9月22日、ウラジオストクにおいて、在ウラジオストク総領事館の館員が、終始目隠しをされたまま、両手それから頭を押さえつけられた、身動きが取れないような状態にされて連行

- された。その上で、威圧的な取調べを受けるということが発生した。
- これは、領事関係に関するウィーン条約及び日ソ領事条約の明白な違反であるということで、同日中に外務省ロシア課長から在京ロシア大使館に対して嚴重な抗議を行うとともに、謝罪、再発防止を強く求めたところである。
  - 事件発生から4日後の9月26日には、ロシア外務省から在ロシア日本国大使館に対して、この館員が違法な情報収集活動を行ったということを理由にペルソナ・ノン・グラータ<sup>16</sup>と指名し、同館員の退去を求めるという要請があった。これを受けて、同館員はロシアを退去した。
  - 9月27日、森外務次官から駐日ロシア大使に対して、大使を外務省に召致した上で嚴重に抗議し、ロシア側からの正式な謝罪と再発防止を求めたところである。
  - 実際、身柄を拘束され、尋問を受けたプロセスでいろいろなやり取りがあったということは事実である。こういった場合に備えて、外務省においては、情報機関の活動が特に活発な国に赴任する者に対しては、通常の情報防護の研修に加え、個別にも研修を行っている。その中で、現場対応については、具体的な教育指導を行っている。
  - また、今回の事案も受け、改めて注意喚起を行うとともに、その国固有の注意ポイントがあるので、現地で定期的に同様の研修を行うようにしているところである。
  - ロシア側が発表したビデオについては、国際法に違反する身柄拘束、それから取調べ、かなり威圧的なことが行われている中で、かつ、ロシア当局が意図を持って作成した、当初からこういう筋書きでと書かれたものに基づいて作成・編集し、公表したものであり、その中身について、正当性等を一切認めることはできない。
  - いずれにしても、今回の事案において、当該館員が行っていたことというのは、通常的外交活動、あるいは、領事官の活動として当然の活動の範囲内にとどまるものであって、ロシア側が主張するようなスパイ活動を行ったということは全くない。

---

<sup>16</sup> ペルソナ・ノン・グラータ (*persona non grata*) とは、「好ましくない人物」という意味のラテン語であり、外交関係に関するウィーン条約(昭和39年条約第14号)第9条1は、接受国は、いつでも理由を示さず、派遣国に対し、使節団の長又は使節団の外交職員である者がペルソナ・ノン・グラータであることを通告することができ、派遣国は、状況に応じ、その者を召還し、又は使節団におけるその者の任務を終了させなければならない旨を規定している。また、同条2は、派遣国がその義務を履行することを拒否した場合又は相当な期間内にこれを履行しなかった場合には、接受国は、その者を使節団の構成員と認めることを拒否することができる旨を規定している。(領事関係に関するウィーン条約(昭和58年条約第14号)第23条も同様。)

クー⑦ 外務省（領事局）（令和5年4月10日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

領事局が指定している特定秘密は、令和3年末時点で1件である。具体的には、大規模緊急事態発生時の邦人退避に関する外-13である。

令和3年中に新たに指定した特定秘密はなく、解除したものもない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 邦人拘束事案における解放への交渉経緯については、公にすると安全保障上支障が出てくると思うが、特定秘密に当たるものはないのか。ないとすれば、それはどういう理由からか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密を指定するに当たっては、特定秘密保護法第3条に定められる3要件に照らして厳格な判断を行っている。
- ・御指摘の件については、こうした判断の結果、特定秘密として指定しているものはない。

問1-2. 別表該当性で言えば、別表第4号「テロリズムの防止に関する事項」に当たる可能性があるのではないか。公になっておらず、しかも、テロリストとどのような交渉をしたかという話は、今後の我が国の安全保障に対しても著しい支障を与える可能性があるとも言えるとも思う。どういう理由で特定秘密に当たらないのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・今後の可能性として、検討の結果、特定秘密として指定するような情報が出てくるかもしれないということは御指摘のとおりである。

問1-3. 特定秘密に該当するかの判断は、制度上、外務省が行うのだと思う。

先の意見は、こうした情報が明らかになると安全保障上大きな問題・影響があるのではないかというものだったが、外務省としては、要件に該当しないと判断したということか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・要件への該当性は、外務省として判断するということになると考えている。
- ・これまでのところ、特定秘密に指定すべき情報等はなかったということである。

## ケ 経済産業省（令和5年3月27日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

経済産業省では、令和3年末時点で情報収集衛星に関するもの4件を特定秘密に指定している。これらの特定秘密は、全て平成26年の特定秘密保護法施行時に、既に内閣官房から提供を受けていた衛星情報について経済産業省本省において指定したものである。

それ以降、新たな指定や取扱いについての変更はなく、指定の解除は行っていない。

なお、これらの特定秘密文書は全て保存期間が満了したため、令和3年中に全て廃棄した。

文書廃棄後も、当該文書の原本を有する内閣官房が特定秘密として指定しており、引き続き特定秘密の内容を了知している当省職員による適切な情報管理を継続するため、当省においても、引き続き特定秘密の指定を維持している。

### (4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 経済産業省が所管する中には、例えば、原発や半導体といった安全保障上極めて重要な情報に関するものなど、特定秘密が関連する事案があるのではないか。

[令和5年3月27日審査会]

#### [答弁概要]

- ・御指摘のように、エネルギーや経済安全保障の関係で、様々な情報に接している。これまでのところ、特定秘密に該当し、指定を行うという状況には至っていないが、今後そうした状況が生じる可能性は十分あると考えており、その場合には特定秘密保護法による指定を行いたい。

## コ 海上保安庁（令和5年3月27日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

海上保安庁において、令和3年末時点で指定している特定秘密は22件であり、その内訳は、①内閣情報調査室から提供を受けた外国政府等との情報協力業務関係が3件、②内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星関係が11件、③海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係が8件である。

また、令和3年中に指定した特定秘密は1件である。

なお、令和3年末までに特定秘密の指定を解除したものはない。

海上保安庁では平成28年から令和3年末までの間に延べ23件の特定秘密について指定の有効期間の延長を行ったところであるが、令和3年中に3件の特定秘密について、指定の有効期間を3年間延長した。

### (4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 先日、海上自衛隊で特定秘密の漏えいが明らかになった。海上保安庁も海上自衛隊と同様に、強固な縦社会であると考えますが、元職員が講演等のために情報提供を求める等行っていないか、注意喚起や点検は行ったのか。

[令和5年3月27日審査会]

#### [答弁概要]

- ・元職員が講演等を行う場合の資料等の要求窓口は、政策評価広報室が一元的に対応し、その際には一般公開されている広報資料を用いて説明を行っている。場合によっては、広報室の職員以外に原課の職員が対応することもあるが、あくまでも対外的に公表されている資料の範囲で説明をしている。
- ・今回の防衛省の事件を受け、昨年（令和4年）12月に内閣情報調査室から注意喚起に関する文書が発出されている。これを踏まえ、全職員に特定秘密等に関する注意喚起、法律の制度等について注意喚起を実施するとともに、特定秘密を扱っている職員に対して改めて保全教育を実施し、今年（令和5年）1月までに終了している。
- ・併せて、特定秘密の取扱業務から離れる職員に対しても、改めて守秘義務を徹底するよう教育を実施しているところである。

問 2. 離島防衛に関して蓄積された膨大な情報は、特定秘密として指定されているのか。

[令和 5 年 3 月 27 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・領海警備等の業務において、船艇や航空機等による哨戒の結果、入手した船舶等の情報があるが、これらについては、秘匿性の高いシステムを使って管理している。
- ・海上保安庁が哨戒等により得た情報については、特定秘密の指定はしていないが、秘匿性の高い情報として厳格に管理している。

問 3. 外国政府がトップシークレットとして提供した情報を、3要件を満たしていないとの理由により、日本側が特定秘密に指定しないということはあるのか。

[令和 5 年 3 月 27 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・外国の政府から情報協力業務により提供された資料は、相手国の秘密の区分等を確認の上、相互にどのような保全措置を行うかを確認している。
- ・相手国が、トップシークレットというような極めて高い機密区分にしている情報の提供を受けた場合には、我々も特定秘密として情報を管理している。
- ・なお、海上保安庁が指定している海-15～22 は外国政府から得られた情報であり、特定秘密として指定している。

問 4. 海上保安庁では、昨年 10 月から無人機であるシーガーディアンを共同運用しているが、その運用のための電波の周波数は特定秘密に該当しないのか。

[令和 5 年 3 月 27 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・シーガーディアンの周波数については、秘匿性の高い情報として対外的な公表はしていないが、現時点において、特定秘密の 3 要件には該当しないと判断し、特定秘密として指定していない。

サー① 防衛省（防衛政策局）（令和5年1月20日、3月27日及び4月10日審査会）

→海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案（令和5年1月20日、3月27日及び4月10日審査会）については、「第2-3 勧告」参照

(7) 政府参考人からの説明概要（令和5年1月20日審査会）

a 防衛省全体

防衛省では、特定秘密保護法施行以降、令和3年末までの間に、特定秘密の指定を416件、指定の解除を10件、満了を31件それぞれ行い、令和3年末時点で375件の特定秘密を運用している。

このうち、令和3年中に、特定秘密の指定を29件、指定の解除を2件、満了を1件、延長を18件、指定書の記載事項の変更を21件行った。

また、令和3年末時点で、作成から30年を超える特定秘密文書の保有件数は、400件である。

b 防衛政策局

防衛政策局が令和3年中に行った特定秘密の指定は、25件である。その内容は、防衛省自ら収集した電波情報等関係で指定したものが7件、外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等関係で指定したものが1件、外国の政府等から提供された電波情報等関係で指定したものが6件、防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等関係で指定したものが2件、自衛隊の運用計画等関係で指定したものが8件、外国軍隊等の組織を見積もった情報関係で指定したものが1件である。

また、対象情報が指定の要件を引き続き満たすと判断し、指定の有効期間を延長したものが16件ある。なお、延長した指定の有効期間は5年間である。

指定書の記載事項を変更した件数は19件であり、令和3年中に指定の有効期間が満了を迎え延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の追加などの変更を行った。

(イ) 政府参考人からの追加説明概要（令和5年4月10日審査会）

（防衛省における特定秘密文書等の不適切な取扱事案について）

防衛省において近年生じた特定秘密の不適切な取扱いがなされた事案の概要・原因・懲戒処分等について御報告する。なお、現在引き続き確認中の事案もある。

今後、このような事態が生ずることがないように、審査会への御報告の必要性を含めた各種手続について、今一度、省内関係職員の認識の徹底を図る考えである。

このような特定秘密の不適切な取扱いが発生している状況を深刻に受け止め、海上自衛隊幹部による特定秘密等漏えい事案を受けた再発防止措置の徹底とともに、保全措置の徹底を図っていく。

(ウ) 主な質疑及び答弁の概要

問. 本件は、大臣にも報告が上がっていなかったようだが、これは、日本の民主主義の、シビリアンコントロールの根幹に関わる問題である。そのような危機感を持っているか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・御指摘のとおりである。報告されなかったことについては、担当者によってそのような業務の処理がなされたものであるが、これは、管理者による指導監督が行き届いていなかった。
- ・今後こういうことがないよう、しっかりと報告がなされるように、教育などを通じて、職員の認識の徹底に努めてまいりたい。

## サー② 防衛省（大臣官房）（令和5年1月20日審査会）

### 政府参考人からの説明概要

#### （内閣府と廃棄協議中の特定行政文書ファイル等）

資料を提出した令和4年7月29日現在、独立公文書管理監による検証・監察を終え、内閣府との廃棄協議中の特定行政文書ファイル等は、令和3年度に独立公文書管理監から廃棄妥当通知を受けたもので、複製物が391件、原議が5件の計396件、文書にして計2,786件ある。

これら396件のうち、特定行政文書ファイル等391件、文書にして2,758件を廃棄とする理由については、「防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計画」等に関する文書であり、これらの文書はいずれも複製物であって、正本が別途保管されていることから、保存期間満了後の措置を廃棄としている。

残りの特定行政文書ファイル等5件、文書にして28件については、防衛・警備等計画を作成するに当たって、海上幕僚監部内において、関係課へ意見照会を行った際に配布した資料であり、防衛・警備等計画作成の検討過程が記録された資料は、別途保管されていることから、保存期間満了時の措置を廃棄としている。

#### （令和3年中に廃棄した特定行政文書ファイル等）

特定秘密又は特定秘密であった情報が記録された保存期間1年以上の文書及び当該文書を保存する行政文書ファイルのうち、令和3年中に廃棄した特定行政文書ファイル等は312件、文書にして2,146件である。

これらは、「防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計画」等に関する文書で、いずれも複製物であって正本が別途保管されていることから、保存期間満了時の措置を廃棄としたものである。独立公文書管理監から保存期間満了時の措置について、廃棄が妥当である旨の通知を受けた後、平成30年3月20日及び平成31年3月12日に内閣府に対して廃棄協議を行い、令和3年7月20日に内閣総理大臣から廃棄の同意が得られたことから、令和3年7月から10月にかけて、関係規則に基づき、適切に廃棄を行った。

なお、令和3年中に国立公文書館へ移管した特定行政文書ファイルはない。

#### （特定秘密文書の歴史公文書等該当性の判断基準を示す内規等）

令和4年3月30日に防衛省行政文書管理規則の一部改正を行った。本改正は、公文書管理法施行令（平成22年政令第250号）及びガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）が改正されたことに伴うもので

ある。特定秘密文書にも適用される歴史公文書等の該当性の判断基準を示す別表第2においては、政策単位での保存期間満了時の措置を移管とするものに新たに「新型コロナウイルス感染症関連」を追加した。

また、令和4年6月28日の改正は、同年3月に改正した内容の一部にガイドラインの内容が正しく反映されていなかったため、これを改めたものである。

### サー③ 防衛省（整備計画局）（令和5年1月20日審査会）

#### 政府参考人からの説明概要

令和3年中に指定した特定秘密は3件である。その内訳は、海上自衛隊及び統合幕僚監部がそれぞれ作成した規約関係で指定したものが2件、令和3年5月以降の次期戦闘機の性能に関する情報関係で指定したものが1件である。

期間中、対象情報が特定秘密の指定の要件を満たさないと判断し満了させたものは1件である。なお、満了後における秘密区分は、省内規則に基づく「注意」として管理している。

指定の解除をした件数は2件である。その内訳は、解除条件を満たしたことを確認したため解除したものが1件、そして、対象情報が特定秘密の指定の要件を満たさなくなったと判断し解除したものは1件であり、解除後における秘密区分は、省内規則に基づく「注意」として管理している。

対象情報が指定の要件を満たすと判断し延長したものは2件であり、延長した指定の有効期間は5年である。

指定書の記載事項の変更を行ったものは2件であり、令和3年中に特定秘密の指定の有効期間が満了を迎え延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の追加などの変更を行った。

サー④ 防衛省（統合幕僚監部）（令和5年1月20日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

統合幕僚監部では、特定秘密保護法施行以降、令和3年末時点で、10件の特定秘密を指定し、運用している。

このうち、令和3年中に指定した特定秘密は1件であり、指定の解除、指定の満了、指定の延長及び指定書の記載事項の変更はなかった。なお、指定を行った1件の特定秘密は、[不開示情報]。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 統合幕僚監部は、自衛隊の統合運用に関する総合的な調整を行っている重要な部局であるにもかかわらず、他の部局に比べ指定している特定秘密の数が少ないように思える。その理由は何か。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・御指摘のとおり、統合幕僚監部の指定する特定秘密は令和3年末時点で10件であり、他の部局に比べると少ないかもしれない。しかし、特定秘密の指定は必ずしも文書等の作成部署において行われるとは限らず、統合幕僚監部で作成した特定秘密文書を他部局が作った指定に入れることもあり、統合幕僚監部が作成する特定秘密文書自体はかなり多くのものがある。

## シ 防衛装備庁（令和5年3月6日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

防衛装備庁における令和3年末時点の特定秘密の指定件数は19件である。このうち、令和3年中に新たに指定したものは1件で、防衛装備庁と英国国防省との間で署名された「日本国防衛省と英国国防省との間の戦闘機関連技術開発プロジェクトに関する協力覚書」に基づく当該プロジェクトの実施のために取り扱う情報で、英国国防省から提供される秘密情報等を特定秘密に指定したものである。

平成28年に指定した1件の特定秘密について、令和3年中に指定の有効期間の満了を迎えたが、厳しい安全保障環境下における防衛力整備のための検討が今後も続くことと想定されることから、引き続き特定秘密の指定の3要件を満たすと認め、指定の有効期間を5年延長した。

なお、指定を解除したものはなく、指定の有効期間が満了したものはない。

令和3年末時点において、作成から30年を超える特定秘密文書の保有件数は、[不開示情報]。

令和3年中に廃棄した保存期間が1年以上の特定秘密文書は3件あり、いずれも平成17年に作成した潜水艦の設計等に関する文書を複製したもので、その後使用目的を達成したことから廃棄したものである。

### (4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 防衛関連企業は、下請企業を含めると1万社にも及ぶといわれる。サイバーセキュリティ対策や情報管理について、プライム企業<sup>17</sup>だけでなく、下請企業を含めたサプライチェーン全体の状況を把握できているか。

[令和5年3月6日審査会]

#### [答弁概要]

- ・サイバーセキュリティ対策については、防衛装備庁とプライム企業の間で契約上、やらなければいけないこととして定めている。下請企業においても、プライム企業との契約に基づいて対策を行わなければならないことになっている。
- ・サイバー攻撃側の技術水準の高度化に対応して、防衛産業のサイバーセキュリティ基準を更に程度の高いものに変更した。それを徹底

<sup>17</sup> ここでいう「プライム企業」とは、防衛装備品の開発と生産に関わる企業のうち、防衛省や防衛装備庁と直接の契約関係にある企業のことを指す。

するよう、プライム企業、下請企業共にお願いしており、経費を含めた措置を講じることで万全を期したいと考えている。

- ・防衛装備庁として、これまでもサイバーセキュリティも含めたサプライチェーンの調査を行っている。さらに、防衛省のサプライチェーンの調査権限を規定する防衛産業基盤強化法案<sup>18</sup>を今国会に提出しており、それをもって企業に対して調査していきたいと考えている。

問2. 防衛装備品の製造に関わる企業が、利益を得ながら日本の防衛産業を支えていくことが必要であると考え、防衛装備庁としては、どのように認識しているか。

[令和5年3月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・防衛産業の基盤強化を図るべく、防衛産業基盤強化法案<sup>19</sup>を今国会に提出している。それによって、サイバーセキュリティやサプライチェーンのリスクを防ぎ、プライム企業だけでなく下請企業を含めて防衛産業全体をきちんと底上げしたいと考えている。
- ・一方で、特定秘密は必要最小限の指定にとどめるべきとの要請があるので、そこは守りながらも、今後は、企業がやりがいを持ちつつ、将来のビジネスの道行きが見えるようやっていきたいと考えている。

<sup>18</sup> 「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」(第211回国会、閣法第20号)

<sup>19</sup> 同上

(3) 適性評価の実施状況

ア 内閣官房（内閣情報調査室）からの説明聴取及び質疑

行政機関における適性評価に係る実施状況等は次のとおりである。

《表 2-3》 適性評価の実施状況（令和 3 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日）

項 目		件 数 等
○実施機関数		24 機関
○実施件数		27,602 件
	行政機関の職員等	26,485 件
	適合事業者の従業者	1,117 件
○評価対象者が同意しなかった件数		3 件
	行政機関の職員等	3 件 (防衛省)
	適合事業者の従業者	0 件
○同意を取り下げた件数		0 件
	行政機関の職員等	0 件
	適合事業者の従業者	0 件
○特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数		0 件
	行政機関の職員等	0 件
	適合事業者の従業者	0 件
○苦情件数		0 件

(国会報告（令和 4 年 6 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

《表 2-4》指定行政機関、特定秘密文書の保有状況、適性評価実施件数及び特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 対比表（令和 3 年）

行政機関名	指定行政機関	特定秘密が記録された行政文書数※ <sup>1</sup>	令和 3 年中の適性評価実施件数※ <sup>2</sup> (うち行政機関の職員等)		特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数※ <sup>3</sup> (うち行政機関の職員等)	
国家安全保障会議	○	0	0	(0)	0	(0)
内閣官房	○	144,416	622	(370)	1,945	(885)
内閣法制局	－	3	0	(0)	3	(3)
内閣府	○	4	48	(48)	107	(107)
国家公安委員会	○	0	0	(0)	0	(0)
警察庁	○	39,389	975	(975)	3,558	(3,558)
警察庁		39,291	217	(217)	649	(649)
都道府県警察	－	58	758	(758)	2,909	(2,909)
(行政文書を重複して保有)		40	－	－	－	－
金融庁	○	0	3	(3)	9	(9)
消費者庁	－	0	7	(7)	16	(16)
総務省	○	52	18	(18)	73	(73)
消防庁	○	0	11	(11)	22	(22)
法務省	○	3	7	(7)	23	(23)
出入国在留管理庁	○	3	15	(15)	36	(36)
公安調査庁	○	25,441	69	(69)	245	(245)
外務省	○	133,116	290	(269)	1,267	(1,229)
財務省	○	5	74	(74)	219	(219)
文部科学省	－	0	50	(46)	97	(77)
厚生労働省	○	0	1	(1)	11	(11)
農林水産省	－	0	5	(5)	48	(48)
水産庁	－	0	15	(15)	52	(52)
経済産業省	○	0	53	(53)	144	(144)
資源エネルギー庁	○	0	6	(6)	14	(14)
国土交通省	－	3,726	36	(36)	100	(100)
気象庁	－	0	8	(8)	12	(12)
海上保安庁	○	22,266	186	(186)	754	(754)
環境省	－	0	10	(10)	10	(10)
原子力規制委員会	○	0	0	(0)	34	(34)
防衛省	○	205,454	24,376	(23,987)	123,234	(122,282)
防衛装備庁	○	300	717	(266)	2,264	(890)
合 計	20	574,178	27,602	(26,485)	134,297	(130,853)

(国会報告（令和 4 年 6 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

※ 1 特定秘密が記録された行政文書の保有状況（令和 3 年 12 月 31 日時点）より抜粋。

※ 2 令和 3 年中の各行政機関の適性評価の実施件数より抜粋。

※ 3 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数（令和 3 年 12 月 31 日時点）より抜粋。

問1. 国会報告には「適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は3件」との記載がある。3件しかないことについて、どう評価しているか。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

- ・内調の制度担当としては、不同意の理由等を個別に聴取しているわけではないので、どういった理由かは必ずしも明らかではない。
- ・特定秘密保護法施行以降、同意する者がほとんどであって、不同意が「3件」ということをもって、これまでと比べて特に変わった状況が起きているとは考えていない。

問2. 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度の導入が議論されている。これを受けて、特定秘密保護法上の適性評価制度についても見直しを行う予定はあるのか。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

- ・適性評価制度は適切に実施されており、特段現時点で何か見直しを行うことは考えていない。
- ・経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランスについては政府内の担当部署で検討がされているものと承知しており、現時点で予断を持って回答することは差し控えたい。

問3-1. 防衛省における「特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数」は職員の約半数に当たる12万人以上である。この数は、特定秘密の性質上、多過ぎるのではないか。逆に言うと、この人たちが扱う内容は、本当に特定秘密に相当するものなのか。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

- ・制度担当としては判断できる立場にはないが、この数は適性評価を受けた者のストックであって、現に取扱いの業務を行っている者の数とは必ずしも一致しない。特定秘密を取り扱うことができる、いわば適性評価を通った者の数である。
- ・各行政機関において、特定秘密に携わる職員が適切に配置されているものと考えている。

問3-2. 適性評価が甘い形で行われていないか懸念がある。適性評価を  
通っている人の数がこれだけ多いが、しっかり調査がなされて  
いると言えるのか。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密保護法における適性評価制度は、法律で調査できる項目が定められており、閣議決定された運用基準において調査方法が決められている。法令に基づいて、やるべきところはしっかり評価して、総合的に判断している。

問4. 適性評価で不適格となった者がほとんどいないことを、どのよ  
うに評価しているか。適性評価が甘いものになっているのではな  
いか。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

- ・各行政機関が、法律で定められた項目についてやるべき調査を行い判断しているということであるので、制度担当としては、それぞれの行政機関がしっかり判断していると考える。

問5. 職員の半数が適性評価を通り、審査で引っかかる人もいないの  
は不自然であり、制度として懸念がある。適性評価の基準が甘く  
ないか、よく検討する必要があるのではないか。意見として指摘  
したい。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

- ・御指摘は受け止めさせていただく。

## イ 関係行政機関からの説明聴取及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

### (7) 国家安全保障会議（令和5年3月6日審査会）

#### 政府参考人からの説明概要

国家安全保障会議の議長及び議員は、内閣総理大臣及び国務大臣であり、特定秘密保護法により、適性評価を受けることを要しないこととされていることから、適性評価を行っていない。

### (4) 内閣官房（内閣情報調査室）（令和5年3月6日、3月27日審査会）

#### 政府参考人からの説明概要

内閣官房における適性評価は、国家安全保障局及び事態対処・危機管理担当を含め、内閣情報調査室が一括して実施している。

内閣官房では、職員に対して370件、適合事業者の従業者に対して252件、計622件の適性評価を実施した。

適性評価の対象者による不同意、同意の取り下げ及び苦情の申出はなかった。

### (5) 警察庁（令和5年3月27日審査会）

#### 政府参考人からの説明概要

令和3年中の適性評価の実施件数は、警察庁が217件、都道府県警察が758件、計975件である。

### (1) 総務省（令和5年3月27日審査会）

#### a 政府参考人からの説明概要

令和3年中、適性評価を実施した職員の数は18名、適合事業者の従業員数は0名である。適性評価の実施に同意をしなかった者及び同意を取り下げた者の数はそれぞれ0名、苦情の申出件数も0件である。

#### b 主な質疑及び答弁の概要

問1. 適合事業者の従業者に対する適性評価の件数が0件というのは、  
どういうことか。

[令和5年3月27日審査会]

#### 〔答弁概要〕

- ・総務省が特定秘密に指定している在日米軍の周波数に関する処理は、全て総務省本省で行っており、適合事業者は取り扱っていないためである。

問2. 総務省は、サイバーセキュリティ統括官を置くなど、サイバーセキュリティ政策を推進する上で重要な役割を担っている。その割には、適性評価を実施した職員の数が少ないように思うが、大丈夫か。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・サイバーセキュリティに関する特定秘密の取扱い業務を行っている者の数は、令和3年12月末時点では〔不開示情報〕名である。そういう意味では人数を絞った形になっている。
- ・サイバーセキュリティに関する特定秘密の取扱者数は増えており、令和4年12月末時点では〔不開示情報〕名になっている。

問3. 自治行政局長を特定秘密管理者に加えて、自治体のシステム調達に関して経済安全保障上の観点から見ていくという話があったが、自治行政局で実際に特定秘密を扱う職員数が〔不開示情報〕名で、本当に対応できるのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・令和4年12月時点では、自治行政局において特定秘密の業務に従事する職員として〔不開示情報〕名を配置している。

問4. 特定秘密を取り扱っている職員の数からしても、総務省の電波に対する考えがあまりにも軽いように思える。今、ウクライナでは、電波を探る情報合戦を行っている。それだけ、ドローンなど新しい武器の電波に関する情報は、非常に重要である。いかに電波が重要であるのか、総務省は理解しているのか。もっと危機感を持って対応してほしい。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・電波関係は総合通信基盤局の担当であり、特定秘密を取り扱う者は〔不開示情報〕名である。同時に、自衛隊の電波を担当する職員も含めた場合、特定秘密を取り扱う者とは別に、重要無線室という組織を設けて対応している。組織体制はこれまで拡充してきており、特定秘密を取り扱う職員数よりもはるかに多い人数で対応している。

(オ) 法務省（令和5年3月27日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和3年中に適性評価を実施した職員は7名である。同年中に適合事業者の従業者に対する適性評価は実施していない。また、令和3年末時点における特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は23名である。

(カ) 出入国在留管理庁（令和5年3月27日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和3年中に適性評価を実施した職員は15名である。同年中に適合事業者の従業者に対する適性評価は実施していない。また、令和3年12月末時点における特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は36名である。

(キ) 公安調査庁（令和5年3月27日審査会）

a 政府参考人からの説明概要

公安調査庁では、令和3年中、69人の職員に対し適性評価を行った。適性評価の実施に対する不同意件数、同意取下げ件数、申出のあった苦情の件数は、いずれも0件であった。なお、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、令和3年12月末時点で245人である。

b 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 公安調査庁が保有している特定秘密文書は約25,000件であることを考えると、適性評価を受けている職員数が少ないのではないか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国内及び国外の情報を分析するための部署があり、各部署に分析の専門家を配置して対応している。もちろん、毎年増員の要望を行っているが、しっかり対応していると考えている。

問1-2. 公安調査庁の職員数はどのくらいか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・定員は約1,800人である。

(ク)-① 外務省（大臣官房）（令和5年4月10日審査会）

a 政府参考人からの説明概要

外務省（全体）では、令和3年中に290件の適性評価を実施した。その内訳は、職員が269件、適合事業者が21件である。評価対象者が適性評価の実施について同意をしなかった件数は0件である。また、適性評価の対象者が同意を取り下げた件数及び申出のあった苦情の件数は共に0件である。

b 主な質疑及び答弁の概要

問1. 在外公館において特定秘密の業務を行っている者の実数について、なぜ「不開示情報」なのか、説明してほしい。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・外務省としては、外-1から外-46までの特定秘密を扱っており、その特定秘密の内容に応じて「不開示情報」ということである。

問2. 在外公館には、適性評価を受けて暗号を扱う者が必ずいると考えてよいのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・大臣官房が指定している暗号に関する特定秘密は、暗号のアルゴリズムに係るものである。
- ・在外公館の各館には通信担当官がいるが、「不開示情報」、特定秘密を扱うということにはならない。
- ・アルゴリズムを扱う者は「不開示情報」。「不開示情報」日常的にシステムのメンテナンス等を行っている者は、そういった情報には携わらない。

問3. 在外公館において、特定秘密に当たる情報を収集した場合、当然、その情報を暗号化した公電で本省に送ることになると思うが、適性評価を受けた者が送るということでよいのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・基本的に、情報収集をして、それが特定秘密に該当するというようなことになった場合には、もちろん特定秘密を扱う担当者だけが扱えるということになるかと思う。

(ク)-② 外務省（国際情報統括官組織）（令和5年4月10日審査会）

主な質疑及び答弁の概要

問1. 在外公館における情報収集や職員に対する適性評価は、どうなっているのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

（大臣官房）

- ・[不開示情報] である。

問2. 本当に情報収集できているのか。想定外のことが起きたらどうするのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

（大臣官房）

- ・[不開示情報] と考えている。
- ・在外公館においても日々情報収集活動をしているが、必ずしも全てが特定秘密に該当するというものではない。
- ・在外公館で収集している情報が特定秘密に当たるかどうかということは、まさに特定秘密の基準に合致するかどうかというところを勘案して指定されるということである。

(ク)-③ 外務省（アジア大洋州局）（令和5年4月10日審査会）

主な質疑及び答弁の概要

問. 日台交流協会職員は特定秘密を取り扱うことができるのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日本台湾交流協会の職員は、行政機関の職員には該当しない。

(ク) 経済産業省（令和5年3月27日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和3年中に、合計53名の適性評価を実施した。なお、現在、適合事業者はいない。

(コ) 海上保安庁（令和5年3月27日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和3年中に実施した職員に対する適性評価の件数は、職員に対して186件、適合事業者の従業員に対して0件であった。

なお、適性評価の実施に対する不同意、同意の取り下げ、苦情の申出については、いずれも0件であった。

(ク) 防衛省（令和5年1月20日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和3年中に、防衛省の職員に対して23,987件、適合事業者の従業員に対して389件、計24,376件の適性評価を実施した。

また、同年中に防衛省における適性評価の評価対象者が同意しなかった件数は3件、評価対象者が同意を取り下げた件数及び苦情の申出の件数は、いずれも0件である。

なお、令和3年末時点において、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、防衛省の職員が122,282人、適合事業者の従業員が952人で、計123,234人である。

(ク) 防衛装備庁（令和5年3月6日審査会）

a 政府参考人からの説明概要

令和3年中に、防衛装備庁の職員に対して266件、適合事業者の従業員に対して451件、計717件の適性評価を実施した。

また、評価対象者が同意をしなかった件数、評価対象者が同意を取り下げた件数及び評価対象者からの苦情の申出の件数は、いずれも0件である。

なお、令和3年末時点において、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、防衛装備庁の職員が890人、適合事業者の従業員が1,374人である。

## b 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 他国と防衛装備品を共同開発等する場合に、今日、民間部門のセキュリティ・クリアランス制度がないことによって具体的な支障は生じていないのか。

[令和5年3月6日審査会]

### 〔答弁概要〕

- ・国際共同開発においては、まず国と国との間でGSOMIA<sup>20</sup>といった協定を締結し、その後、それぞれの国の国内法に基づいて手続をし、当該情報を保護することになる。日本であれば、他国から特定秘密と同等のものを提供されると、当該情報を政府が特定秘密に指定し、それを適合事業者が特定秘密として提供することになる。
- ・適合事業者の従業者は適性評価、すなわちセキュリティ・クリアランスが付与されているので、その意味で民間部門のセキュリティ・クリアランス制度がないことによって、特段問題は生じていない。
- ・ただし、民間の産業の情報保護に関して、いろいろな議論があることは承知している。

問1-2. 特定秘密の提供を相互に受ける相手国は、日本の現在のクリアランス制度でよしとしているのか。

[令和5年3月6日審査会]

### 〔答弁概要〕

- ・例えば、次期戦闘機の共同開発国であるイギリス、イタリアとは、日本の現在の制度とそれぞれの国の制度が実質的に同等であるというふうにお互いに認め合っており、不便はない。

問2-1. 適合事業者の従業者に対する適性評価は、プライム企業に限らず、プライム企業からデータを渡されて部品等を製造しているような子請企業や孫請企業の従業者などにも実施しているか。

[令和5年3月6日審査会]

### 〔答弁概要〕

- ・適性評価を受けているのは、プライム企業の従業者だけではない。我々が主契約するプライム企業のいわば下につく企業であっても、適合事

<sup>20</sup> 軍事情報包括保護協定 (General Security of Military Information Agreement) のこと。

業者にはなり得る。

- ・その場合は、三者（防衛装備庁・プライム企業・子会社）で契約を結び、その契約に基づいて、適合事業者の認定とその従業者としての適性評価を受けることになる。それによって特定秘密保護法の対象になり、仮に、情報を漏らせば漏えいに当たるし、それは仕事を辞めた後も法の適用が及ぶことになるので、特定秘密を守ることができる。

問2-2. 例えば、戦車を製造するのに1,000社の下請企業が関わると言われている。何か防衛装備品を製造するとき、これらの下請企業も特定秘密を取り扱う可能性が出てくるはずなのに、防衛装備庁の適合事業者の数はあまりに少なくないか。

[令和5年3月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密に該当するような装備品の設計や性能の全体像を把握しているのは、プライム企業とコンポーネント企業（部品製造事業者）の一部ぐらいである。それより先の下請企業になると、部材ごとの発注になり、特定秘密が何か分からないような形にまでばらした上で発注している。
- ・下請企業の中でも、「特定秘密」を渡すところ、その下の「省秘」を渡すところ、さらに下の「注意」を渡すところと段階的になっている。したがって、特定秘密を提供する企業は少なく、秘密の度合いが低くなるほど、企業の裾野は広がり件数が増えていく。

問3. 防衛装備品の製造に関わる一人親方のような個人に対しても、事前に身辺調査をするのか。例えば、どこかの国と通じていないかなど、派遣社員に至るまでしっかりと調査を行っているのか。

[令和5年3月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密保護法に基づいて、適性評価を実施している。その認定の際には、関係する行政機関の協力も得ながら、しっかりと調査を行っている。

問4. 防衛装備庁は、これまで職員及び適合事業者の従業者に対し、約4,700件の適性評価を実施してきた。一方で、不適格とされた者は、全省庁の職員の中でも6人であり、適合事業者の従業者の場合は0人である。適性評価の信頼性についてどのように認識しているか。

[令和5年3月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・適合事業者の従業者に対する適性評価に際しては、法の規定に基づき、必要な調査を行っている。
- ・不適格者が少ない点については、企業の方で配慮した上で、日頃からの勤務状況等、規範を遵守する意識が十分な方を選んで適性評価を受けさせているのではないかと理解している。

問5. 適性評価を行った適合事業者の従業者の中に、派遣労働者は含まれているか。

[令和5年3月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・派遣労働者については、[不開示情報]。

○委員からの指摘事項

- ・下請企業の適性評価については、きちんと実施されているか心配である。より厳格にチェックしていく必要があるのではないか。

#### (4) 特定秘密の提示（内閣衛星情報センターにおける説明聴取（委員派遣））

情報監視審査会は、令和5年5月15日、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査のため委員を内閣衛星情報センター（東京都）に派遣した。

なお、審査会は、派遣先において特定秘密の提示を受けるため、同年4月10日、国会法第102条の15に基づき、岸田内閣総理大臣に対して、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定及び取扱状況について特定秘密の提示を要求する決議を行い、併せて東京都（内閣衛星情報センター）への委員派遣の決議を行った。

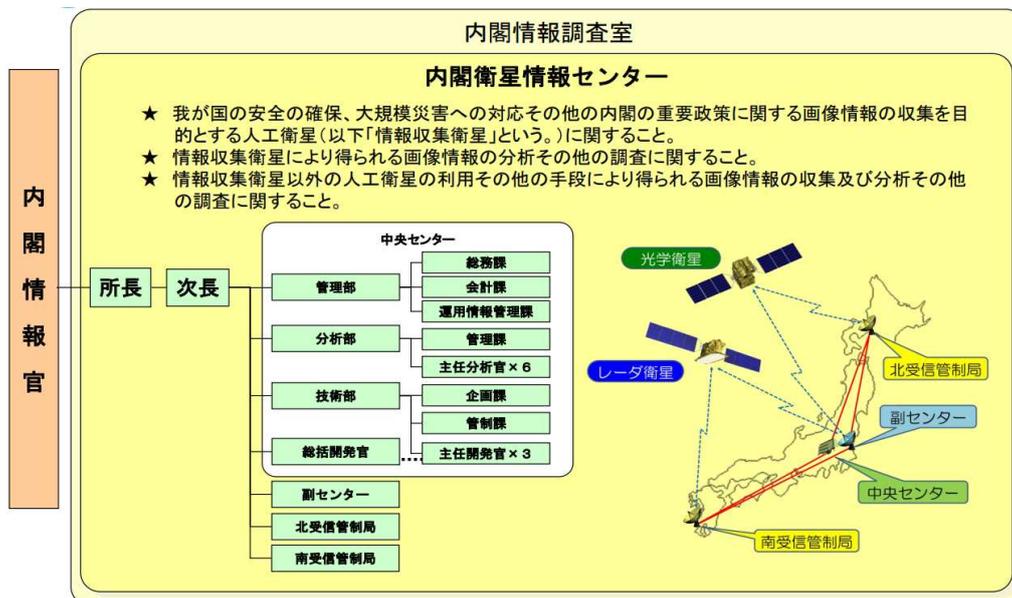
派遣委員一行は、まず、納富所長、木村技術部長から、内閣衛星情報センターの概要、情報収集衛星の運用・管理及び情報収集衛星の開発業務について、それぞれ説明を聴取した。

次に、シールドルーム内において、納富所長、中村分析部長から、分析業務に関し、同センターが情報収集衛星によって得られた情報に基づいて作成した特定秘密である成果物の提示を受け、説明を聴取するとともに、質疑応答を行った。続いて、特定秘密文書の不正な印刷又は持ち出し等を防止するため実施している印刷及び管理の強化について、説明を聴取した。

また、別のシールドルーム内において、特定秘密の保全状況を確認するため、特定秘密を保管する金庫の視察及び特定秘密文書の確認を行った。

さらに、別のシールドルーム内において、管制課長から、管制業務について説明を聴取した。

その後、会議室において、同センターが運用する情報収集衛星に関する質疑応答を行った。派遣概要は、以下のとおりである。



（出所）内閣官房資料

## ア 派遣委員

会 長 小野寺 五 典 君 (自民)  
田 村 憲 久 君 (自民) 伊 藤 達 也 君 (自民)  
伊 東 良 孝 君 (自民) 大 西 健 介 君 (立憲)  
鈴 木 庸 介 君 (立憲) 和 田 有 一 朗 君 (維新)  
大 口 善 徳 君 (公明)

## イ 提示を受けた特定秘密

提示を受けた特定秘密の概要	指定行政機関	提示要求 議決日	提示日
<ul style="list-style-type: none"><li>・画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報</li><li>・情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報</li><li>・情報収集衛星に係る暗号に関する情報</li></ul>	内閣官房 (内閣衛星情報センター)	令和5年 4月10日	令和5年 5月15日

## ウ 内閣衛星情報センターの説明概要

### (ア) 情報収集衛星導入の経緯

平成10年8月の北朝鮮によるミサイル「テポドン」の発射を契機に、同年12月の閣議において、情報収集衛星の導入を決定した。

任務としては、我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報の収集を目的とする情報収集衛星の開発及び運用を行い、得られた画像情報を元にプロダクトの作成、利用を行っている。

### (イ) 情報収集衛星等の種類と運用状況

令和5年5月15日現在、光学衛星3機（5号機、6号機及び7号機）及びレーダ衛星5機（3号機、4号機、予備機、5号機及び6号機）が運用されており、その設計寿命は5年である。また、データ中継衛星1機が運用されている。なお、令和5年1月に打ち上げが成功したレーダ7号機については、運用開始に向けて、所要の作業中である。

#### (ウ) 情報収集衛星の利用分野例

情報収集衛星によって得られた情報は、我が国の安全保障に係る各種情報の収集、大規模災害による被災状況の把握及び推定等に利用されている。また、得られた情報及びこれに基づき作成された成果物は、内閣衛星情報センターから適時適切に内閣総理大臣官邸及び利用省庁に配付している。

#### (エ) 組織体制

内閣衛星情報センターは、内閣情報官をトップとする内閣情報調査室に設置されており、所長、次長の下、中央センター、副センター、北受信管制局及び南受信管制局が置かれている。職員数につき、令和5年度は実員382人となっている。また、情報収集衛星の予算は、近年では、概ね800億円となっている。

#### (オ) 情報収集衛星の運用体制

令和5年1月に打ち上げられたレーダ7号機は、過去打ち上げた衛星の設計寿命を踏まえ、開発・打ち上げを計画してきたものであり、設計寿命を超えた衛星と組み合わせて運用することで、関心対象を撮像する機会が増えるほか、総合的な画質、俊敏性及びデータ中継機能を具備することによる即時性がそれぞれ向上している。

#### (カ) 今後の取組

令和2年に閣議決定された宇宙基本計画を踏まえ、衛星10機体制（「基幹衛星」4機、「時間軸多様化衛星」4機及び「データ中継衛星」2機）を目標とし、着実に達成させたいと考えている。

また、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しくなり、民間において様々な衛星や新しい技術が開発・運用されている。これを踏まえ、安全保障環境の変化に応じた情報のニーズに応えられるよう、そうした技術を積極的に導入するとともに、10機体制が達成した後、どのような形で整備を進めていくかということにつき、不断の検討を行う必要がある。

### エ 情報収集衛星の運用・管理の概要

#### (ア) 情報収集衛星の開発・運用体制

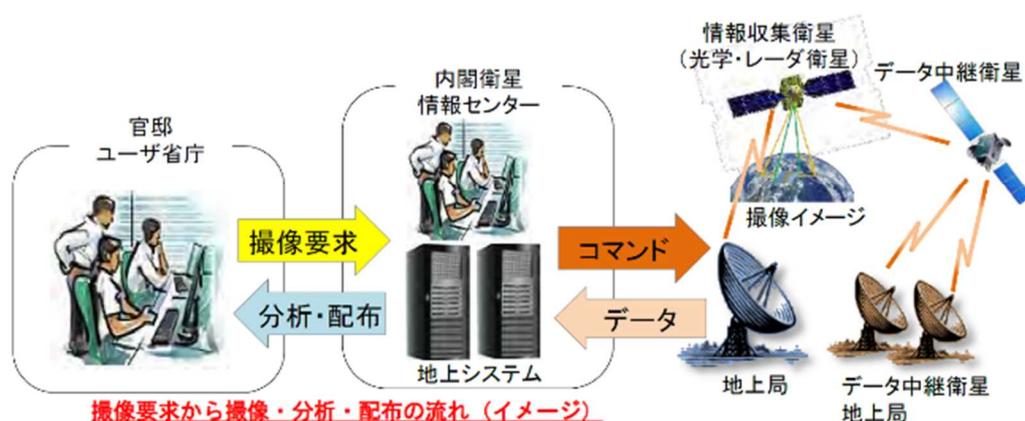
内閣情報会議（議長：内閣官房長官）の下に、情報コミュニティ省庁をメンバーとする情報収集衛星運営委員会（委員長：内閣官房副長官（事務））

及びこれにメンバーとして開発関係省庁が加わった情報収集衛星推進委員会（委員長：内閣官房副長官（事務））が置かれている。その下で、内閣衛星情報センターが情報収集衛星の開発・運用を行っている。

#### (イ) 情報収集衛星の利用の流れ

各利用省庁から、情報収集衛星運営委員会が撮像要求を受け、調整、決定する。内閣衛星情報センターではこれに従い撮像計画を作成し、衛星にコマンドを送り、撮影したデータを衛星から受け取り、データの処理・分析を行った後、利用省庁にプロダクトとして配付している。

### <情報収集衛星運用イメージ>



(出所) 内閣官房資料

#### (ウ) 撮像画像の公開

撮像画像は基本的に全て非公開であるが、平成 27 年以降、例外として、大規模災害発生等の際、加工処理を施した衛星画像を内閣官房ホームページに掲載している。近年では、令和 2 年 7 月に発生した熊本県の豪雨災害の際に、加工処理画像を公開している。

#### (I) 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定

内閣衛星情報センターでは、①画像情報の収集分析対象、画像情報そのもの及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報、②情報収集衛星が特定の時点、期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報、③情報収集衛星の暗号に係る情報の 3 種 63 件の特定秘密を指定しており、いずれも指定の有効期間は 5 年である。

#### (オ) 特定秘密が記録された文書等の保有状況

内閣衛星情報センターが保有する特定秘密が記録された文書等（各省庁に配付するプロダクトや画像情報の元データ等）は、約 129,000 件に上り、そのほとんどが電磁的記録である。

#### (カ) 特定秘密文書持ち出し事案を受けての再発防止策

令和 3 年 9 月、内閣情報調査室に勤務する職員が、特定秘密文書を庁舎外に持ち出す事案が生じたことを受け、内閣衛星情報センターでは以下の再発防止策を実施している。

##### ① 保全教育の徹底

今般の事案における問題点を具体的にケーススタディとして研修資料に記載するなど教育内容の見直し。

##### ② 特定秘密文書の印刷及び管理の強化

特定秘密文書を印刷する場合は、保全責任者の許可を必要とすることとし、また、文書には持ち出し防止用のセンサタグを貼付することとした。併せて、保全責任者が印刷履歴を確認し、不正な印刷の有無、特定秘密文書等管理簿への記載状況等につき、確認することとした。

##### ③ 所持品検査の徹底

センター職員（幹部職員含む）に対し、定期的及び抜き打ちの所持品検査を実施。

#### オ 情報収集衛星の開発業務

衛星は、宇宙の過酷な環境での運用になり、打ち上げた後は不具合が発生しても、修復が基本的に不可能である。

特に、情報収集衛星はより高精度の画像を追求しつつ、厳しい実運用に耐え得る信頼性が必要となる。したがって、開発の各段階において、十分な確認を行いつつ、より確実な開発を進めていくことが不可欠であるため、長期にわたる大規模な開発事業となる。

#### カ 派遣委員による質疑の概要

- ・内閣衛星情報センターにおける適性評価の実施状況
- ・内閣衛星情報センター職員の採用及び職員育成等並びに元職員の守秘義務等の現状

- ・ 適合事業者における秘密保全状況の把握
- ・ 他省庁との連携状況
- ・ 次期運用開始予定の情報収集衛星の概要
- ・ 利用省庁からの撮像要請件数
- ・ 衛星攻撃衛星等への対策の現状
- ・ 宇宙デブリへの対策の現状
- ・ 情報収集衛星の耐用年数の現状
- ・ 次期宇宙基本計画の検討状況 等



内閣衛星情報センターへの委員派遣（令和5年5月15日）

## (5) 「政府に対する意見」への政府の対応状況等

### ア 令和3年「政府に対する意見」への政府の対応状況

令和3年年次報告書において、行政における特定秘密保護制度の運用状況に対し、審査会として合意した事項を「政府に対する意見」(審査会意見)として記載し、早急に改善を図ることを求めた。

当審査会は、関係行政機関から、この審査会意見に基づき講じた措置又は講ずる予定の措置等について説明を聴取した。以下、その概要について、下掲の項目ごとに、順次記述する。

#### 令和3年審査会意見の項目

- 1 特定秘密文書の管理関係
- 2 不適切な管理事案発覚後の審査会への報告と  
国民への公表
- 3 審査会への対応関係
- 4 独立公文書管理監関係
- 5 特定秘密指定書関係

## 1 特定秘密文書の管理関係

意見	各行政機関における対応
<p>各行政機関においては、保全教育等を通じ特定秘密に対する職員の意識及び理解を徹底し、その上で適切な管理がなされているか改めて確認すること。特に不適切な管理事案が発生した行政機関については、当該事案を受けた再発防止策を確実に実施すること。また、引き続き適合事業者等における秘密保全状況の把握に努め、必要に応じて立入検査等を行うなど情報管理に万全を期すこと。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>内閣保全監視委員会（令和4年5月）において、小林国務大臣（当時）から各行政機関に対して、特定秘密文書の管理の強化、職員に対する教育の徹底等、特定秘密の適切かつ厳格な保護について改めて徹底するよう求めた。</p> <p>また、関係行政機関の会議（令和4年4月）において、当室からも同様の求めを行った。さらに、不適切事案の発生した行政機関における特定秘密文書の管理の見直しや研修の強化などの再発防止策を関係行政機関に紹介し、保護措置の参考となるよう周知した。</p> <p>今後も、当室から、特定秘密の不適切な管理事案が発生しないよう、厳格な管理、保護を改めて求め、仮に不適切な管理が明らかになった場合には、発生原因や再発防止策の共有を求め、それらを各行政機関に共有したいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">（令和4年11月15日 審査会）</p> <p>内規に定める保全教育を年1回、保全検査を年2回実施している。これらの機会に職員の意識、理解を徹底し、適切な管理がなされているか否かを確認している。</p> <p>特定秘密文書の持ち出し事案<sup>21</sup>を受けた再発防止策として、印刷する場合には保全責任者の許可を要することとした。また、保全責任者が印刷ログを定期的に確認し、管理簿への記載状況等を確認するなど、文書の管理体制を強化した。さらに、本事案の問題点をケーススタディーとして記載するなど、教育内容を見直した上で保全教育を徹底した。このような事案が二度と起こることのないよう、再発防止に万全を期す。</p> <p>適合事業者の秘密保全状況の把握については、適合事業者に対し、契約に基づき、必要に応じて立入りを伴う検査を実施しているほか、再委託先の業者についても、第一次委託先の保全検査に同行する形で立入検査を行うこともある。引き続き、情報管理に万全を期していく。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月6日・27日 審査会）</p>

<sup>21</sup> 令和3年9月、内閣情報調査室に勤務する職員が、特定秘密文書15件を自宅としていた公務員宿舎に持ち帰っていたことが判明した。当該事案に関する質疑等については、令和3年年次報告書（衆議院情報監視審査会）63頁以下を参照。

## 1 特定秘密文書の管理関係

意見

各行政機関における対応

### 【国家安全保障会議】

国家安全保障会議の事務局である国家安全保障局において、特定秘密保護法等の関連諸規定に基づき、保有する特定秘密文書について適切な管理を行うとともに、定期的に保全教育を行うこと等により、職員の意識の向上を図っているところであり、引き続き特定秘密文書の適切な管理に努めていく。

(令和5年3月6日 審査会)

### 【内閣官房（国家安全保障局）】

特定秘密保護法等の関連諸規定に基づき、保有する特定秘密文書について適切な管理を行うとともに、定期的に保全教育を行うこと等により、職員の意識の向上を図っているところであり、引き続き特定秘密文書の適切な管理に努めていく。

(令和5年3月6日 審査会)

### 【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】

特定秘密保護法を始めとする各種規程を遵守し、秘密の保護を徹底するとともに、職員に対し保全教育を実施し、必要な知識の習得と意識の高揚を図っている。保全教育については、継続的に内容の改善を図るとともに、教育の際には、特定秘密保護制度の概要等に加え、文書の作成、受領及び廃棄といった具体的な手続も周知している。引き続き秘密の保護を徹底し、適切な管理に努めたい。

(令和5年3月6日 審査会)

### 【警察庁】

警察庁における特定秘密の保護に関する訓令に基づき、特定秘密を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を、職員が少なくとも年1回受講することができるように実施している。令和3年中は、同年7月に保全教育を実施するとともに、それ以降新たに特定秘密を取り扱うことになった職員に対しては、保全教育資料を配付するなどして、職員の意識及び理解を徹底している。

また、同訓令に基づき、特定秘密の保護の状況について、毎年度2回以上検査を実施することとしており、令和3年度中は令和3年9月と令和4年3月に検査を実施するなどして、特定秘密の適切な管理に努めている。

(令和5年3月27日 審査会)

## 1 特定秘密文書の管理関係

### 意見

### 各行政機関における対応

#### 【総務省】

総務省特定秘密保護規程（平成 26 年 12 月 10 日総務省訓令第 47 号）に基づき、従前より特定秘密文書を厳正に管理しているところ、引き続き緊張感を持って特定秘密文書の管理に当たる。

（令和 5 年 3 月 27 日 審査会）

#### 【公安調査庁】

先般の内閣情報調査室における特定秘密文書の持ち出し事案<sup>22</sup>を受け、こうした事案の発生を防止するべく、特定秘密文書の印刷手続を見直し、より厳格にするため、特定秘密文書を印刷する場合は保全責任者の許可を得ること、特定秘密文書の印刷履歴及び管理簿への記載状況について保全責任者による定期的な確認を行うこと、等の措置を実施した。

また、保全教育の説明資料を見直し、内閣情報調査室における特定秘密文書の持ち出し事案の概要と、当庁において新たに実施することとした措置を周知することとした。

（令和 5 年 3 月 27 日 審査会）

#### 【経済産業省】

令和 3 年 5 月、省内保護規程が定める管理方法に照らして不適切な管理が行われている特定秘密文書 1 件が発見された。当該事案については、内閣情報調査室に情報提供・相談の上、適切に対処した。令和 4 年 3 月 17 日の審査会<sup>23</sup>で報告したとおり、当該文書については、紛失、破損、流出、漏えいは確認されておらず、令和 3 年 10 月に経済産業省から交付元の省庁に改めて交付し直した。再発防止に向けて、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚等を図った。

（令和 5 年 3 月 27 日 審査会）

#### 【外務省】

定期的な保全教育を通じ、職員の意識及び理解を徹底させ、適切な管理がなされているか改めて確認した。適合事業者については、秘密保持の体制を定期的に確認するとともに、第三者機関への照会や確認等を通じて適性評価を強化している。引き続き、情報管理に万全を期し、特定秘密保護法等に沿った管理を徹底する。

（令和 5 年 4 月 10 日 審査会）

<sup>22</sup> 脚注 21 参照

<sup>23</sup> 令和 3 年年次報告書（衆議院情報監視審査会）89 頁以下参照。

## 1 特定秘密文書の管理関係

### 意見

### 各行政機関における対応

#### 【海上保安庁】

職員の教育や特定秘密文書の管理状況の検査を定期的を実施するとともに、公文書管理制度を十分に理解の上、不適切な特定秘密文書の取扱いが行われないよう、今後も緊張感を持って特定秘密文書の適切な管理運用に努める。

(令和5年3月27日 審査会)

#### 【防衛省】

内規に基づき、特定秘密の保護状況について年2回以上定期検査等を実施するとともに、全職員を対象とした保全教育を年1回以上実施している。保全教育に当たっては、秘密保全と文書管理の担当部署との連携を密にして、秘密保全及び文書管理に関して一元化した教育を実施している。

今般の特定秘密漏えい事案の発生を重く受け止め、再発防止策を検討し、今後の秘密保全の徹底に努めていきたい。

適合事業者については、特定秘密の保護に関する業務の実施体制、特定秘密文書等の取扱い、保管状況の点検、従業員に対する教育等を定めた保全規則を作成することとなっており、当該規則に従い、特定秘密を適切に管理している。

引き続き、適合事業者に対し、契約に基づき、特定秘密の保全措置の実施状況について必要に応じて現地検査をするなどして、情報管理に万全を期していく。

なお、今般の特定秘密漏えい事案に関しては、防衛大臣指示を発出し、全職員に対して、情報保全に関する意識の更なる徹底を図るための教育を直ちに実施している。

(令和5年1月20日 審査会)

#### 【防衛装備庁】

秘密保全に関する意識の向上や制度の更なる理解を促進するため、特定秘密取扱職員を含む全ての職員に対する教育を実施している。

また、特定秘密を取り扱う適合事業者（下請負者を含む。）に対しては、契約に付す特約条項に基づいて、適合事業者に特定秘密の保護措置を講じさせるとともに、毎月1回、その保護状況を実地で検査することにより、秘密保全体制が厳格に履行されていることを確認している。

今後とも、適合事業者における特定秘密の保護に係る体制の把握や適性評価の実施状況の確認に万全を期していく。

(令和5年3月6日 審査会)

## 2 不適切な管理事案発覚後の審査会への報告と国民への公表

意見	各行政機関における対応
<p>各行政機関においては、特定秘密の管理において重大な事案が生じた場合には、その事実や漏えいの有無の判断理由を含む経緯、再発防止策等について、当審査会に速やかに報告し、丁寧に説明すること。また、国民に対しても可能な限り早期に公表するよう努めること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>重大な事案が発生した場合には、当室としては、漏えいの有無の判断理由を含む事案の概要及び経緯、さらには再発防止策を把握し、情報監視審査会への速やかな報告及び早期の公表に向け、当該行政機関と緊密に連携していく。関係行政機関の会議において、各行政機関に対し、厳格な管理を求めるとともに、不適切な管理事案が発生した際には、当室に一報し、情報監視審査会への速やかな対応等につき相談するよう呼びかける。</p> <p style="text-align: right;">(令和4年11月15日 審査会)</p> <p>令和3年に発生した特定秘密文書の持ち出し事案<sup>24</sup>について、令和4年3月10日の審査会において報告を行った。その際、可及的速やかな公表が必要であるとの指導を受け、関係部署への説明等を行った上で、3月18日に公表した。今後、再発防止に万全を期すことは当然として、万一特定秘密の管理について重大な事案が発生した場合には、審査会へ速やかに報告し、丁寧に説明する。また、国民に対しても可能な限り早期に公表する。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月6日・27日 審査会)</p> <p><b>【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】</b></p> <p>基本的にはそのような事案を発生させないことが一番大事だと思っているが、万が一、特定秘密の管理において重大な事案が生じた場合には、審査会に対して速やかに報告し、丁寧に説明するとともに、国民に対しても可能な限り早期に公表するよう努める。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月6日 審査会)</p> <p><b>【海上保安庁】</b></p> <p>不適切な管理事案が生じることのないように厳格な管理運用を徹底しているが、万が一、不適切な管理事案が生じた場合には、審査会に対し速やかに報告し、具体的な調査内容や再発防止策等について丁寧に説明するとともに、国民に対しても早期に公表するよう対応する。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月27日 審査会)</p> <p><b>【防衛省】</b></p> <p>不適切な管理事案が発生し、又は発生したおそれがあるときは、特定秘密管理者を通じて大臣に報告するとともに、事実の調査を行い、かつ、特定秘密を保護する上で必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>今後も、不適切な管理等の事案が発生した際は、調査を尽くすとともに審査会に報告を行い、国民に対しても公表する。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年1月20日 審査会)</p>

<sup>24</sup> 脚注 21 参照

## 2 不適切な管理事案発覚後の審査会への報告と国民への公表

意見	各行政機関における対応
	<p><b>【防衛装備庁】</b></p> <p>特定秘密の管理において重大な事案が生じた場合には、その事実や漏えいの有無及び再発防止策等について、審査会に速やかに報告し、可能な限り早期に对外公表するよう努める。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月6日 審査会）</p>

## 3 審査会への対応関係

意見	各行政機関における対応
<p>各行政機関においては、審査会意見で繰り返し当審査会への対応の改善を求めてきたことも重く受け止め、審査会での説明方法や資料の在り方について検討すること。なお、説明に当たっては、必要な場合には特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明するよう求めた令和元年審査会意見の趣旨を踏まえ、引き続き真摯に対応すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>内閣保全監視委員会（令和4年5月）において、小林国務大臣（当時）から各行政機関に対し、情報監視審査会の調査及び審査に対し適切かつ真摯な説明を行うよう求めたほか、関係行政機関の会議（令和4年4月）において、当室から各行政機関に対し、審査会における審議においては不開示情報を交えた説明を行うなど引き続き丁寧な対応を行うよう求めており、各行政機関においても適切な対応がなされるものと考えている。</p> <p>今後、同様の会議で繰り返し注意喚起等をしていきたい。</p> <p style="text-align: right;">（令和4年11月15日 審査会）</p> <p>必要な場合には特定秘密以外の不開示情報を用いて、可能な限り丁寧な説明を心がけている。</p> <p>また、過去2回、内閣衛星情報センターへの委員派遣を受け入れ、特定秘密文書を提示するなど、衛星センターの業務や保護状況等について説明した。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月6日・27日 審査会）</p> <p><b>【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】</b></p> <p>これまでも、審査会の場において説明を求められた場合には、可能な限り丁寧な説明の実施に努めてきた。引き続き適切な対応に努める。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月6日 審査会）</p> <p><b>【警察庁】</b></p> <p>審査会からの説明要求がなされた場合、国権の最高機関たる国会からの求めであることを踏まえ、できる限り説明を尽くすべく、審査会が特定秘密の指定等の適正性について十分な調査を行うことができるよう、今後とも特定秘密以外の不開示情報についても必要な説明をするよう努める。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月27日 審査会）</p>

3 審査会への対応関係	
意見	各行政機関における対応
	<p><b>【公安調査庁】</b>            審査会の趣旨を踏まえ、特定秘密以外の不開示情報についても説明を求められた場合は、積極的に説明している。            (令和5年3月27日 審査会)</p> <p><b>【外務省】</b>            指摘を踏まえ、特定秘密を指定する各部局において、これまでの年次報告書における審査会の意見等をよく踏まえた対応を取るよう周知徹底した。また、説明に当たっては、可能な範囲で積極的に説明するよう、省内関係部局に周知徹底した。            (令和5年4月10日 審査会)</p> <p><b>【海上保安庁】</b>            審査会への行政機関による丁寧な説明が国会の信頼、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼が得られることにつながることを強く認識し、これまで審査会からの説明要求には、丁寧な対応に努めてきた。今後も審査会から必要な報告や資料の提出を求められた場合には、真摯に対応する。            (令和5年3月27日 審査会)</p> <p><b>【防衛省】</b>            これまでも不開示情報を用いて可能な限り丁寧な説明を行ってきたが、引き続き適切な対応に努める。            (令和5年1月20日 審査会)</p> <p><b>【防衛装備庁】</b>            資料提出や説明聴取において、特定秘密ごとの文書件数や、防衛装備庁の機関ごとの適性評価の実施件数など、不開示情報も含めて説明を実施した。            (令和5年3月6日 審査会)</p>

4 独立公文書管理監関係	
意見	各行政機関における対応
<p>独立公文書管理監においては、「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察について、実施件数を増やし対象文書を「写し」以外から主体的に選択するなど、実効性向上に向けた取組を更に継続すること。</p>	<p><b>【独立公文書管理監（情報保全監察室）】</b>            存否の検証・監察の対象文書については、従前より、対象部署において「写し」の類型以外の行政文書を保有している場合には、当該行政文書を主体的・積極的に選定してきている。実施件数については、令和2年度は42件、令和3年度は61件と増えており、令和4年度においても前年度を上回る件数となる見込みである。            (令和4年11月15日 審査会)</p>

## 5 特定秘密指定書関係

意見	各行政機関における対応
<p>各指定行政機関においては、特定秘密指定書の作成に当たり、「指定の理由」が特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となる記述内容となっているかよく精査すること。また、審査会において当該理由の説明を求められた場合には、不開示情報を含めより具体的に説明するよう努めること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>内閣保全監視委員会（令和4年5月）において、小林国務大臣（当時）から各行政機関に対して情報監視審査会の調査及び審査に対し適切かつ真摯な説明を行うよう求めた。</p> <p>また、改めて関係行政機関の会議において、当室から各行政機関に対して、指定の理由を精査するよう求めるとともに、審査会に対して説明する場合には、不開示情報を含め、より具体的に説明するよう重ねて依頼する。</p> <p style="text-align: right;">（令和4年11月15日 審査会）</p> <p>指定要件の充足性等の判別が可能となるよう、「指定の理由」を具体的に記載してきている。新規指定の際や指定の理由点検の際に改めてこれを精査し、引き続き適切な対応に努める。また審査会等の際に説明を求められた際には、必要に応じて、特定秘密以外の不開示情報を用いて、可能な限り丁寧な説明を行いたい。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月6日・27日 審査会）</p> <p><b>【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】</b></p> <p>「指定の理由」については、具体的に記載することに努めているが、新規指定の際は改めてこれを精査し、引き続き適切な対応に努める。また、説明を求められた際には、可能な限り丁寧に説明を行うよう努める。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月6日 審査会）</p> <p><b>【警察庁】</b></p> <p>特定秘密指定書の「指定の理由」を記載するに当たっては、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で、特定秘密の3要件（別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性）の充足性について、それぞれの要件に対応する形で記載している。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月27日 審査会）</p> <p><b>【総務省】</b></p> <p>従前より、特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となるよう「指定の理由」において特定秘密の概要を具体的に記述している。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月27日 審査会）</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>外務省では特定秘密指定書の作成に当たり、「指定の理由」が特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となる記述内容となるよう、また、審査会において当該理由の説明を求められた場合には、可能な範囲で積極的に説明するよう、省内関係部局に周知徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年4月10日 審査会）</p>

## 5 特定秘密指定書関係

意見	各行政機関における対応
	<p><b>【海上保安庁】</b></p> <p>特定秘密指定書の作成に当たり、「指定の理由」の記述内容については、特定秘密の指定要件の充足性等の判断が可能となるような具体的な記載に努めるとともに、毎年実施する指定の理由の点検においても記述内容を精査し、指定要件の充足性等が判別可能な記載となっていることを再確認することにより、適切な運用に努めている。</p> <p>審査会からの説明要求に対しては、求められた説明内容について、具体的な記述が困難な場合、必要に応じ、不開示情報を含め具体的な説明を行うなど、丁寧に対応する。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月27日 審査会)</p> <p><b>【防衛省】</b></p> <p>特定秘密を指定する際は、特定秘密管理者が運用基準で定めるところにより、必要事項を記載した書面を作成し、大臣に報告することとなっており、必要事項の一つである指定の理由の中に、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとなっている。また、審査会から当該指定の理由の説明を求められた場合は、不開示情報を含め、具体的に説明する。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年1月20日 審査会)</p> <p><b>【防衛装備庁】</b></p> <p>「指定の理由」には、特定秘密の指定の3要件を可能な限り具体的に記載するとともに、指定を維持する期間や解除条件が明確であるものについては、これらも具体的に記載している。また、本審査会から説明の求めがあった場合には、より具体的な説明が可能である。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月6日 審査会)</p>

## 意見全体に対する対応関係

<p><b>【法務省】</b></p> <p>特定秘密の管理については、特定秘密保護法、同法施行令、運用基準及び法務省特定秘密保護規程に従っているところ、特定秘密の保護のための措置を適確に講じることが特定秘密を取り扱う者の責務とされていることを踏まえ、引き続き、その適正な運用に努める。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月27日 審査会)</p> <p><b>【出入国在留管理庁】</b></p> <p>特定秘密の指定、特定秘密の取扱いの業務及び適性評価に関する手続等については、特定秘密保護法、同法施行令、運用基準及び出入国在留管理庁特定秘密保護規程に従っているところ、衆議院情報監視審査会におけるこれまでの意見を踏まえ、制度所管庁等と必要な連携を図りつつ、引き続き、その適正な運用に努める。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月27日 審査会)</p>
---

## イ 令和3年中の特定秘密文書等の廃棄状況

### (7) 保存期間が1年以上のもの

保存期間が1年以上である特定秘密文書の廃棄については、各行政機関の長は運用基準に基づき、内閣保全監視委員会を通じ内閣総理大臣に、廃棄した特定行政文書ファイル等の件数を報告することとなっており、国会報告にもその有無等が記載されている。

令和4年6月提出の同報告によると、令和3年中に特定行政文書ファイル等を廃棄した件数は、321件で、経済産業省の内閣官房から提供を受けた衛星画像に関するファイル7件、防衛省の防衛、警備等計画等に関するファイル312件及び防衛装備庁の潜水艦の設計等に関するファイル2件であった。

#### ○廃棄された特定秘密文書（保存期間1年以上）

保有省庁	経済産業省
廃棄した特定行政文書ファイル等の件数	7件（7ファイル）
文書の概要	平成23～29年度情報収集衛星画像関係
廃棄理由	保存期間満了のため

→「2(2)ケ 経済産業省」参照

保有省庁	防衛省
廃棄した特定行政文書ファイル等の件数	2,146件（312ファイル）
文書の概要	「防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計画」等に関する文書
廃棄理由	いずれも複製物であって、原本が引き続き保管されているものであることから、保存期間満了時の措置を廃棄とした。 独立公文書管理監から当該措置について廃棄が妥当である旨の通知及び内閣総理大臣から廃棄同意が得られたことから、関係規則に基づき、適切に廃棄を行った。

→「2(2)サー② 防衛省（大臣官房）」参照

保有省庁	防衛装備庁
廃棄した特定行政文書 ファイル等の件数	3件（2ファイル）
文書の概要	平成17年に作成した潜水艦の設計等に関する文書
廃棄理由	いずれも使用目的を達成したことから、引き続き保有する必要がないと判断し、廃棄手続きを行った。 平成30年3月15日、独立公文書管理監から「廃棄と設定された保存期間満了時の措置は妥当」との通知を受けた。また令和3年7月20日、内閣総理大臣から廃棄に同意する旨の回答を得た。 このことから、関係規則に基づき、令和3年10月29日に適切に廃棄した。

→「2(2)シ 防衛装備庁」参照

#### (イ) 保存期間が1年未満のもの

保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄については、平成29年4月、国会質疑や新聞報道等があった。これを受けて、当審査会も改めて詳細な資料要求を行ったところ、内閣情報調査室において作成した類型（以下、「平成29年提出資料の類型」という。）に従って、平成28年中に廃棄された保存期間が1年未満の特定秘密文書の件数が提出された。

その後、近年の公文書管理の在り方についての批判の高まりを契機に、政府が各省庁に公文書の取扱いについて示す指針である「行政文書の管理に関するガイドライン」が平成29年12月に改正され、保存期間を1年未満と設定することができる文書の類型（以下、「改正ガイドラインの類型」という。）が新たに作成された。

平成30年、当審査会から、特定秘密文書の廃棄件数について前年同様の資料要求を行ったところ、政府からは、この改正ガイドラインの類型に沿って、平成29年中に廃棄された保存期間が1年未満の特定秘密文書の件数が提出された。これに対し、文書廃棄の継続的監視の観点から前年との比較も必要と判断し、改めて平成29年提出資料の類型に基づく報告も求めたところ、政府からこれに応じた廃棄件数が提出された。令和元年以降も、引き続き両類型に基づく件数の提出を求めてきたところである。

上記の経緯を踏まえ令和4年も、政府より、改正ガイドラインの類型及び平成29年提出資料の類型の双方に基づき、令和3年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書の件数が各々提出された（後掲《表2-5-1》《表2-5-2》参照）。

《表 2-5-1》令和3年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数  
(改正ガイドラインの類型)

ガイドラインの類型		廃棄 件数
1	別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	659,967
2	定型的・日常的な業務連絡、日程表等	11,736
3	出版物や公表物を編集した文書	0
4	〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答	0
5	明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書	0
6	意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	841
7	保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書	383
8	新ガイドラインの類型(上記1~7)に該当しない文書	0

合計 **672,927** 件

※保存期間1年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁の6機関であった。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

《表 2-5-2》令和3年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数  
(平成29年提出資料の類型)

類型		文書の廃棄を 問題なしとする理由	該当省庁	廃棄件数		
1	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し	(1) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書	複製	内閣官房	13,501	660,585
				公安調査庁		
				外務省		
				防衛省		
2	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材	(2) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する	内閣官房	2,566	660,585
				警察庁		
				公安調査庁		
3	暗号関係	(3) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる	内閣官房	639,305	660,585
				防衛省		
4	他の行政機関が引き続き保管している文書	(4) 他の行政機関が引き続き保管している文書	他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	内閣官房	5,213	660,585
				防衛省		
2	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書に吸収された内容が記された文書	吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる	[不開示情報]	11,962	11,962
3	暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書	数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない	内閣官房 防衛省	380	380

合計 **672,927** 件

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

## ウ 行政文書不存在の特定秘密の現状（令和3年末時点）

行政文書が不存在である特定秘密については、過去複数回<sup>25</sup>にわたり、当審査会の年次報告書における審査会意見の中で指摘してきており、引き続き政府における対応を注視している。令和3年においても、各行政機関より特定秘密ごとの文書件数等についての資料の提出を受け、集計し、表に取りまとめた《表2-6》。

《表2-6》 行政文書不存在の特定秘密の現状（令和3年末時点・行政機関別）

行政機関名	行政文書が不存在の特定秘密件数	行政文書が不存在である理由	件数
内閣官房	12	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	12
外務省	1	他機関が保有しているもの	1
経済産業省	4	他機関が保有しているもの	4
防衛省	109	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	25
		物件が存在しているもの	82
		具体的な情報が未出現のもの	(※) 2
防衛装備庁	3	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	2
		具体的な情報が未出現のもの	(※) 1

(※) 令和4年に文書作成済み。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

<sup>25</sup> 平成28～30年審査会意見

### 3 勧告（海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について）

令和4年12月、海上自衛隊情報業務群（現：艦隊情報群）司令の1等海佐が、既に退職しかつて上司であった元海上自衛隊自衛艦隊司令官に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密、秘及び取扱い上の注意を要する情報を故意に漏らし、特定秘密保護法及び自衛隊法第59条第1項（守秘義務）に違反したことが明らかになった。本件は、平成26年の特定秘密保護法施行以来、初の特定秘密漏えい事案であった。

当審査会は、当該事案について防衛省から聴取をするとともに、質疑を行うなど鋭意調査を進めた。

調査の結果、令和5年1月、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び衆議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、議長を経由して、防衛大臣に対し勧告を行うとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることとした。

同年4月、浜田防衛大臣から細田衆議院議長に対し、勧告の結果とられた措置についての報告書が提出され、同報告書は議長から小野寺情報監視審査会会長に送付された。当審査会では、勧告の結果とられた措置について政府参考人から説明を聴取し質疑を行った。

#### 《主な経緯》

令和4年12月26日	防衛省、海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案を公表 *なお、事前に当該事案の概要を聴取した。
令和5年1月20日	<b>審査会</b> ・防衛省から説明聴取、質疑 ・勧告及びその結果とられた措置の報告要請を行うことに協議決定 <b>細田衆議院議長を経由して浜田防衛大臣に対して勧告</b>
3月27日	<b>審査会</b> ・本漏えい事案を受けて全職員を対象に行われた調査の内容について説明聴取
3月31日	防衛省、海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置について公表
4月10日	勧告の結果とられた措置について、浜田防衛大臣から細田衆議院議長宛報告書を受領 <b>審査会</b> ・勧告の結果とられた措置について、防衛省から説明聴取、質疑

## (1) 漏えい事案の概要等

防衛省は、令和4年12月26日、海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に関して調査した事故調査委員会による調査結果等について、海上幕僚長が会見を行い、事案の概要及び防衛省の対応を公表した<sup>26</sup>。また、令和5年1月20日の審査会等において、政府参考人から事案の概要等について説明がなされた。その主な内容は、以下のとおりである。

### ア 事案の概要

令和2年3月19日に、海上自衛隊情報業務群（現：艦隊情報群）司令の1等海佐（以下「情報業務群司令」という。）が既に退職しかつて上司であった元海上自衛隊自衛艦隊司令官（以下「A氏」という。）に対して秘密情報を漏らした可能性がある旨の情報提供が防衛省にあった。

海上幕僚監部は、当該情報提供を受け、情報の内容につき所要の確認を行い、令和2年3月26日に海幕監察官を委員長とする事故調査委員会を設置した。また、同日、海上幕僚監部は、海上自衛隊警務隊に対し、本事案を通報した。

調査の結果、情報業務群司令が、かつて上司であり秘密を取り扱う資格のないA氏に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密を含む秘密（特定秘密、秘及び取扱い上の注意を要する情報）を故意に漏らし（[表1]参照）、特定秘密保護法及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第59条第1項（守秘義務）に違反したことが判明した。なお、情報業務群司令からA氏以外の者への漏えい、A氏から別の者への更なる漏えいは確認されなかった。

また、本事案が生起した要因として、①情報業務群司令の保全意識の欠如、②過去に職務上の上下関係があったA氏からの依頼による情勢ブリーフィングの際の二人きりでの面会、③上級部隊である自衛艦隊司令部における指揮監督等不十分さが挙げられる（[表2]参照）。

### イ 防衛省の対応

情報業務群司令を含めた関係者の懲戒処分も併せて行った（[表3]参照）。なお、防衛省の退職者に対しては、防衛省ホームページ等を通じて、現職の防衛省職員に守秘義務に違反する情報提供を求めることがないよう留意することなどの要請を行った<sup>27</sup>。

<sup>26</sup> 「海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について」（防衛省、令和4年12月26日）  
<<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2022/12/26d.html>>

<sup>27</sup> 「防衛省を退職された皆様へ」（令和4年12月26日、防衛省発表）

[表 1] 漏えいした情報

漏えいした情報	秘密の区分
日本国周辺の情勢に関し収集した情報等に関する情報	特定秘密
自衛隊の運用状況に関する情報	省秘（注1）
自衛隊の訓練等に関する取扱い上の注意を要する情報	注意（注2）

（注1）国の安全又は利益に関わる事項（特定秘密又は特別防衛秘密に該当する事項を除く。）であって、関係職員以外に知らせてはならないものとして秘と指定されたもの。（秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第16条第1項第1号）

（注2）当該事務に関与しない防衛省の職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるものを適正に管理するため注意と表示されたもの。（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第4608号。19.4.27）第1章第1第2項第2号）

（出典）「海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について」（防衛省、令和4年12月26日）を基に作成

[表 2] 事案発生の要因

① 情報業務群司令の保全意識の欠如	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A氏への秘密の内容を含めた情勢ブリーフィングが自衛艦隊司令部からの正式な業務命令であるとの誤った認識</li> <li>・ 情報業務群司令のA氏に対する強い畏怖の念が、正常な判断を歪めた</li> <li>・ 秘密保全に関する規範意識の著しい欠如</li> </ul>
② 過去に職務上の上下関係があったA氏からの依頼による情勢ブリーフィングの際の二人きりでの面会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A氏と情報業務群司令は、情勢ブリーフィングの依頼の際及び実施の際に二人きりで面会</li> <li>・ かつて職務上の上下関係にあったため依頼を断りにくい状況</li> </ul>
③ 上級部隊である自衛艦隊司令部における指揮監督等不十分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛艦隊司令官の指揮監督不十分</li> <li>・ 自衛艦隊司令部情報主任幕僚の不適切な業務処理</li> </ul>

（出典）「海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について」（防衛省、令和4年12月26日）を基に作成

[表 3] 関係者の処分

当時の役職	違反理由	処分内容
情報業務群司令	情報保全に関する違反、秘密漏えい等	免職
自衛艦隊司令部 情報主任幕僚	職務上の注意義務違反	停職5日
自衛艦隊司令官 (既に退職)	指揮監督の義務違反	減給2ヵ月（6分の1）相当 ※減給相当額の自主返納を要請
海上幕僚長 (既に退職)	指揮監督の義務違反	戒告相当

（出典）「海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案の懲戒処分について」（防衛省、令和4年12月26日）を基に作成

また、同様の秘密情報漏えい事案を根絶するため、再発防止に関する防衛大臣指示を発出するとともに、防衛副大臣を長とする「特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会」を設置し、令和5年3月末までに再発防止の具体的な措置を策定することとした（〔表4〕参照）。

**〔表4〕 特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の経過**

	開催日時	次第
第1回	令和4年12月27日	① 事案の報告 ② 大臣指示に基づく再発防止措置について
第2回	令和5年2月21日	① 衆議院及び参議院情報監視審査会による勧告について ② 現在の取り組み状況及び今後の進め方について
第3回	令和5年3月29日	① 特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置(案)について

〔構成員〕

委員長：防衛副大臣

委員：事務次官、大臣官房長、各局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監、防衛装備庁長官

（出典）防衛省ホームページ資料を基に作成

## (2) 調査・勧告

### ア 調査

当審査会は、海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について、令和4年12月26日の防衛省による公表に先立ち、防衛省から事案の概要について説明を聴取した。

その後、令和5年1月20日の審査会において、本漏えい事案の概要等について、改めて政府参考人から説明を聴取するとともに、質疑を行った。

### (7) 政府参考人からの説明概要（令和5年1月20日審査会）

調査の結果、令和2年3月19日に、情報業務群司令が、既に退職しかつて上司であった秘密を取り扱う資格のないA氏に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密、秘及び取扱い上の注意を要する情報を故意に漏らし、特定秘密保護法及び自衛隊法第59条第1項（守秘義務）に違反したことが判明した。

→漏えい事案の概要等は、「第2-3 勧告(1)」参照

### (イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 令和2年3月には今回の特定秘密漏えい事案が発覚していたわけだが、審査会への報告が余りにも遅いのではないか。

審査会の委員は、院で宣誓をしており、決して秘密を漏らすことはなく、捜査に影響を与えることもない。刑事告発の時点で、速やかに一報を入れるべきだったのではないか。

[令和5年1月20日審査会]

### 〔答弁概要〕

- ・審査会への報告が遅かったのではないかということについては、いろいろな御意見、御批判があることは承知している。
- ・今回の事案は、特定秘密の漏えいに関する初めての事案であり、1対1の場における口頭によるブリーフィングの中で生じたものであるため、情報業務群司令の発言した内容が特定秘密等の秘密情報に該当するの否か、また、どのような経緯で情勢ブリーフィングを実施することになったのかなどについて、慎重に調査を行う必要があったため、非常に時間がかかってしまった。
- ・刑事告発の時点においても、捜査に影響を与えてはいけないとの当時の判断があった。

問1-2. 捜査側から、公表を控えるよう要請があったのか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・捜査に影響を与えてはいけないということで、防衛省の方で報告を控える判断をしていた。

問1-3. ここまで公表が遅れたのは、むしろ何らかの政治的な意図があったのではないか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・公表時期について、政治的な意図が働いたことはない。あくまで慎重な調査を行い、検察への書類送致に併せて公表した結果である。

問2-1. 海上幕僚長の記者会見にて事案を公表するとの説明があったが、実際には、会見前には既に報道されていた。防衛省は情報管理ができていないのではないか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・情報管理の努力をしていたが、結果として、公表前に報道がなされたことについて、誠に申し訳なく思っている。

問2-2. 漏えいした特定秘密の内容について、立法府に対して説明していないようなことが報じられている。報道内容は真実か。

報道されている内容は特定秘密に該当するのか。もし報道内容が真実なら、調査するつもりはあるか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・報道の内容は、防衛省として対外的に説明したものではなく、我々としては様々な憶測が飛び交っているということだと思っている。
- ・報道内容は、特定秘密には当たらないと考えている。今の時点では、調査する予定はない。

問2-3. 海上幕僚長の記者会見でも触れていない内容が報じられており、他にも特定秘密が漏れているのではないかと邪推される。同じような事案が起きないように、よほど厳しい認識を持つ必要があるのではないか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密でなくてもいろいろな情報が報道されており、情報管理について不安に思われるのはもったいである。特定秘密も含めて、それ以外のものについても情報管理をしっかり行っていきたい。各紙で報じられていることについては、率直に申し訳ない。

問3. 閉じられた組織の論理や視点で、実効性ある再発防止策ができるのか。再発防止策を検討するに当たっては、第三者を入れて検討すべきではないか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・再発防止検討委員会で再発防止策の検討や他の同種の漏えい事案がないのかの調査を行っているが、当該調査は情報をしっかりと管理して行うべき事柄であるため、部外の第三者を入れて検討することは今のところ考えていない。
- ・他方で、再発防止検討委員会の委員の中には、防衛監察本部のトップである元検事の防衛監察監が入っている。徹底的に各種の事案について確認できると考えている。

問4. 今回の漏えい事案が発生してから、再発防止策が講じられぬまま何年か経過しているため、同種の事案が起きていないか危惧している。現在調査中の刑事告発をしている事案は、他にあるか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・今まさに再発防止検討委員会において同種の事案がないか調査をしている。

- ・御指摘はそのとおりであり、今後、何か事案が起きた場合には、極力迅速に調査を行い、結果を早急に取りまとめたい。

問5. 情報業務群司令とA氏は、二人きりで情勢ブリーフィングを実施しているにもかかわらず、どのように漏えいが発覚したのか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ブリーフィングの依頼は、当時の自衛艦隊司令官、情報主任幕僚、情報業務群司令に対して行われていたため、情勢ブリーフィングが行われていること自体は、情報業務群司令以外も知り得たところである。

問6-1. なぜ、A氏は秘密情報を必要としたのか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・A氏は、退職後、いろいろ講演などをしており、退職してしまうと新しい情報が得られなくなるため、そうした新しい正確な情報を確認したいということで、情勢ブリーフィングの依頼が行われたと承知している。

問6-2. 元防衛省職員（以下「元職員」という。）に知見を適切に発揮してもらうには、情報との向き合い方、関わり方について線引きをしっかりと整理することが必要である。それでなければ、国益にプラスに働かないと考えるがどうか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・今後も元職員の様々な知見を活用する必要がある。元職員との関係については、再発防止の中でしっかりと検討していきたい。また、自衛隊の施策の現状や取組について、秘に当たらない資料などを使いながら、適切な形で元職員に説明していく必要があると考えている。

問7. 特定秘密を取り扱う者が、自分の取り扱う特定秘密がどれだけ重要なものなのかということ十二分に認識することが重要であり、漏えいした場合には懲戒免職を始めとする罰則があるという認識を改めてしっかり持つことが必要なのではないか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・本漏えい事案が生じた要因として、特定秘密がどれだけ重要であるかという基本認識の徹底がきちんとされていなかったということがある。特定秘密を取り扱う者全員にそうした保全意識を徹底させることをしっかりと考えていきたい。

問8. 今回の漏えい事案について、米国には説明しているのか。説明している場合にはどのようなルートで、どのような反応があったか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・米国とのやり取りに関しては、米国方との関係もあるのでお答えは差し控えたい。

○委員からの指摘事項

- ・初めて特定秘密の漏えい起きたこと自体が重大な事実であるから、刑事告発を行う段階で、審査会に一報を入れるべきであった。審査会委員は、審査会で聞いた情報を口外できないのだから、捜査に影響を及ぼしようがないと考える。
- ・特定秘密の漏えい事案があった場合、審査会にどういう段階で連絡するのかということについては、ルール化する必要がある。

## イ 勧告

令和5年1月20日、当審査会は、本漏えい事案について調査を進め、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び衆議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告及びその結果とられた措置の報告要請を行うことに、協議決定した。

同日、細田議長を経由して、浜田防衛大臣に対し、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告及びその結果とられた措置の報告要請を行った。

その内容は、次のとおりである。



小野寺会長から細田議長に勧告の公文書を手交（令和5年1月20日）

## 防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告

今般、海上自衛隊において特定秘密等の漏えいが生じたことが明らかになった。本事案は、平成26年の特定秘密保護法施行以来、初の特定秘密漏えい事案である。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、防衛省・自衛隊に対する国民及び同盟国・友好国の信頼を著しく損なう事案が生じたことは極めて遺憾である。また、本事案が自衛隊内の特殊かつ厳格な上下関係に起因して発生していることから、今後も同種の事象が生じることが危惧される。

衆議院情報監視審査会は、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び衆議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、次の諸点について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果講じられた措置について報告を求める。

### 記

- 1 現職の自衛隊員による退職自衛隊員に対するいわゆる「情勢ブリーフィング」がどの程度行われているのか、また、本事案の他に特定秘密及びその他秘密情報の漏えいが生じた事例がないか、速やかに調査を行うこと。
- 2 機微な情報を取り扱う立場にある者が、退職自衛隊員に「情勢ブリーフィング」を行う際の厳格な規範を設けること。
- 3 退職した自衛隊員及び今後退職する自衛隊員に対し、立場を利用して機微な情報提供を求めることがないよう防衛省として周知及び教育を徹底すること。
- 4 本事案は、自衛隊内の職務上の上司と部下の関係及び遵法精神の欠如に起因して発生していることから、情報保全教育の内容を見直した上で、幹部職員をはじめとする全自衛隊員に対する教育を徹底すること。
- 5 退職自衛隊員を含む外部の者及び防衛省・自衛隊内部における円滑な情報交換を過度に制限し、我が国の安全保障政策や自衛隊に対する国民の理解の妨げにならないよう十分に配慮すること。
- 6 以上のほか、防衛省は、本事案の重大さについて深刻に受け止め、改めて情報管理の重要性を認識するとともに、実効性ある再発防止策を講じ万全を期すること。

以上

### (3) 勧告の結果とられた措置についての報告

#### ア 防衛省から途中経過について説明聴取

防衛省への「勧告」発出後、令和5年3月6日、防衛省に対し、再発防止策の策定等に係る現時点の検討状況について報告を聴取した。

さらに、当審査会は、本漏えい事案を受けて全職員を対象に行われた調査の詳細な内容について改めて説明を求めることとし、3月27日の審査会において、政府参考人から説明を聴取した。

#### 政府参考人からの説明概要（令和5年3月27日審査会）

##### （本漏えい事案に関し行われたアンケート調査の調査項目について）

アンケート調査は、令和5年1月6日から同月31日までの間に行った。調査対象は、防衛省の全職員であり、約25万人から回答を得た。

回答については、電子メールで直接回答させることで、直属の上司等の他の職員に回答内容を見られないように配慮し、防衛政策局調査課及び各機関等の保全部署の職員により調査を実施した。

調査結果を踏まえて、更なる確認を行うため、再発防止検討委員会内に特別調査チームを立ち上げ、個別具体的な秘密漏えいの有無について具体的な確認作業を行った。

その結果、現時点で、本件以外に秘密漏えい自体は確認されなかった。ただし、取扱いの注意を要する文書等の不適切な管理が疑われる可能性のある事例が数件あったため、現在も調査を継続している。

この調査結果及び再発防止策は、第3回再発防止検討委員会において議論を行った上で、大臣に報告した後、取りまとめることになる。

この内容については、情報監視審査会にもしっかりと御報告したい。

## イ 勧告の結果とられた措置についての報告書の受領

令和5年4月10日、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置について、浜田防衛大臣から細田衆議院議長宛報告書を受領した。

同日、当審査会では、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置の報告に関する件、特に防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置の報告について、政府参考人から説明を聴取するとともに、質疑を行った。

### 防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告

令和4年12月26日に公表した海上自衛隊の特定秘密等漏えい事案について、衆議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けたことに関して、防衛省では副大臣を長とする再発防止検討委員会を設置し、同種事案を調査するとともに再発防止策を取りまとめたので、その内容について、次のとおり報告する。

#### 1 について

全防衛省職員約25万名を対象として調査した結果、1,466名が元職員からブリーフィングの依頼を受けていた。その上で、同調査の結果、本事案の他に、特定秘密、特別防衛秘密及び秘に該当する情報が漏えいした事実は確認されなかった。

#### 2 について

日常的に機微な情報を取り扱う部署に所属する職員は、元職員に対し、ブリーフィングを実施してはならないこととした。

#### 3 について

元職員に対しては、秘密情報の提供を職員に求めてはならないこと等について確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて周知することとした。また、今後退職する職員に対して、退職前に、退職後の情報保全上の留意事項に関する教育を実施するとともに、職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないこと等を再認識させるため、誓約書を徴取することとした。

#### 4 について

情報保全に係る意識の更なる徹底のため、職員が管理者等に補職又は指定された場合、本事案から得られた教訓に基づく保全教育を速やかに実施することとした。また、管理者等以外の職員に対する保全教育についても、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を実施することとした。

#### 5 について

情報保全の徹底を図るとともに、我が国を取り巻く安全保障環境や防衛省の施策等に対する理解促進のため、対外公表資料を用いて、情報発信を積極的に実施することとした。

#### 6 について

本事案が生起したことを防衛省として深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、防衛大臣通達「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（防防調（防）第181号。令和5年3月31日）」を発し、再発防止の徹底を図ることとした。

## (7) 政府参考人からの説明概要（令和5年4月10日審査会）

令和4年12月26日に公表した本漏えい事案について、情報監視審査会から、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」を受けたことに関して、防衛副大臣を長とする再発防止検討委員会を設置し、同種事案の調査及び再発防止策を取りまとめたので、その内容について報告する。

### （勧告1について）

令和5年1月6日から同月31日までの間、約25万人の全職員を対象に調査を行った。調査の結果、1,466名の職員が元職員からブリーフィングの依頼を受けており、情報部署に限らず、省内の様々な部隊等に対し依頼がなされていること、また依頼を受けている職員は幹部職員の比率が多いことといった実態が判明した。

回答について、懸念すべき事項について更なる調査を個別に実施するため、再発防止検討委員会の下に特別調査チームを立ち上げ精査したところ、本漏えい事案のほかに、特定秘密、特別防衛秘密及び秘に該当する情報漏えいの事実は確認されなかった。

一方で、秘密には該当しないものの、本来、部外の者に見せることを予定していない個人情報又は取扱上の注意を要する文書等の不適切な取扱いが元職員との間でなされていた疑いが排除できないものが数件確認された。これらについては、今後も事実関係の調査を進めていきたい。

### （勧告2について）

日常的に機微な情報を取り扱う情報部署に所属する職員は、元職員に対し、ブリーフィングを実施してはならないこととした。

その上で、情報部署以外に所属する職員が行う元職員に対するブリーフィングについても、厳格なルールを設定した。元職員からのブリーフィング依頼を受け付ける5つの連絡調整部署を設け、この部署において一元的に受付を行うこととし、今後は、個人が直接ブリーフィングの依頼を受けることがないようにした。

次に、依頼を受けた連絡調整部署においては、内容等を確認し、実施担当部署に連絡調整を行うこととした。また、実施担当部署においては、保全責任者等がブリーフィングの目的、内容、対応等を確認し、情報漏えいのおそれがないと認められる場合に限り実施を許可することとし、また、複数の職員でブリーフィングを実施することとした。

また、元職員との面会についても厳格なルールを設けた。情報部署に所属する職員が元職員と面会を行う場合、当該職員は保全責任者等に事前の申請を行うこととし、保全責任者等は、対応等を確認し、情報漏えいのおそれがないと認められる場合に限り、複数の職員での面会を許可できることとした。情報部署以外の部署に所属する職員が元職員と面会を行う場合も、複数の職員で対応することとし、面会を実施した後に、面会の目的、内容、対応等について保全責任者等に報告しなければならないこととした。

なお、ブリーフィング又は面会の実施時において秘密情報を要求されるなど特異な働きかけがあった場合は、直ちに面会又はブリーフィングを中止することとした。

### **(勧告 3 について)**

元職員に対しては、秘密情報の提供を職員に求めてはならないことなどについて、防衛省のホームページ、SNS、広報誌等のほか、部隊等の行事における現役職員と元職員の交流の場や、元職員の関連団体の会合等を効果的に用いて周知することとした。

また、今後退職する職員に対しては、退職前に、退職後の情報保全上の留意事項に関する教育を実施するとともに、職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないことなどを再認識させるため、誓約書を取ることにした。

### **(勧告 4 について)**

保全意識の更なる徹底のため、従来の全職員を対象として行う年1回の保全教育に加え、職員が管理者等に補職又は指定された場合、速やかに保全教育を実施することとした。

当該保全教育においては、情報保全について部下職員を指導監督すべき立場にある者が元職員に対して秘密情報を漏らしたことや、かつての職務上の上司と部下の関係により保全意識がゆがめられ得ることなど、本事案から得られた教訓を反映させて行うこととしている。

また、管理者等以外の職員に対する保全教育について、職員一人一人の更なる情報保全意識の徹底を図るべく、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を行うとともに、それぞれの業務上の職責に適した内容にするなどして実施することとした。

#### (勧告5について)

今回の事案を受け、情報保全の更なる徹底を図る必要があるが、我が国を取り巻く安全保障環境や防衛省の施策等に対する理解促進の取組も重要であるため、対外公表可能な資料を用いて、情報発信を一層積極的に実施することとしている。

#### (勧告6について)

本事案が生じたことを防衛省として深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、防衛大臣通達<sup>28</sup>を発出し、再発防止の徹底を図ることとした。

自衛隊の円滑な運用、同盟国等との緊密な連携を確保し、我が国防衛を全うするためには、情報保全の徹底が必要不可欠であり、今後、再発防止措置を始め関係する施策に一層取り組み、信頼回復に全力を尽くしていく。

#### (イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 今般の再発防止策は元職員に対するものだが、例えば一般の方や大学の研究者など元職員以外の者からの働きかけについては、どう対応するのか。

[令和5年4月10日審査会]

#### [答弁概要]

- ・元職員からのブリーフィング依頼の受付については、連絡調整部署<sup>29</sup>に集約して行うが、元職員以外の者からの依頼については、直接担当部署の方に依頼が行き、それぞれで適切な判断がなされることになる。

<sup>28</sup> 「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（通達）」（防防調（防）第181号、令和5年3月31日）（全文は巻末 参考資料VI参照）

<sup>29</sup> 連絡調整部署とは、大臣官房文書課、陸上幕僚監部監理部総務課、海上幕僚監部総務部総務課、航空幕僚監部総務部総務課及び防衛装備庁長官官房総務官である。（「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（通達）」（防防調（防）第181号、令和5年3月31日）第1(8)参照）

問 1-2. 元職員とそれ以外の者との間で対応に差があると、元職員が悪い人ようになってしまうという印象を持たれないか。

[令和 5 年 4 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・そう言っただけなのはありがたいが、今回の漏えい事案が元職員と現職職員との関係から生じたものであることを踏まえ、今般のような元職員に対する再発防止措置が必要であると考えて仕組みを設けたところである。

問 2. 今回、特定秘密を漏えいした情報業務群司令は、不起訴処分となった。本漏えい事案のような口頭による漏えいは、比較的軽い案件であると職員の方々に認識されるのは困る。防衛省として、情報漏えいは、非常に重い事案であるということを、再度しっかり教育するということがよいか。

[令和 5 年 4 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・結果として不起訴処分にはなったが、特定秘密を漏えいした情報業務群司令は懲戒免職になっており、退職金も支払われていない。この処分については、適正になされたと考えている。また、この処分自体は不起訴によって何ら影響されるものではない。
- ・本件については、非常に重い事案であるという認識に立って対応してきており、あつてはならない事案であるということについては、その旨、しっかり職員に対する教育において徹底していきたい。

問 3-1. 当初、海上自衛隊警務隊が調査を行ったのか。通常の警察と違って、仮に警務隊の証拠集め等が不十分であったために不起訴になったということはないか。

[令和 5 年 4 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・捜査自体、警務隊が行っている。
- ・捜査の状況については、立場上、申し上げるのは難しい。

問3-2. 特定秘密を漏えいしたために、懲戒免職を受けているにもかかわらず、刑事事件的には、不起訴処分となっており、懲戒免職は重過ぎたのではないかと見る節もある。警務隊の捜査方法、検察への引継ぎなどについて、きちんと検証する必要があるのではないか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・警務隊は、検察の指揮に基づいて捜査を行ったところではあるが、御指摘については、関係部署に伝えたい。

問3-3. 漏えい事案があったと検察に通報した後は、警務隊は、検察の指揮の下で、司法警察職員として捜査を行ったということでしょうか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・基本的に、警務隊は、検察の指揮の下で捜査を行っている。
- ・今回の漏えい事案について言えば、事案の発覚後、警務隊に告発をし捜査が開始されているが、その捜査においては、自衛隊内で発生した事案なので、検察の指揮の下、警務隊が司法警察職員として捜査を担当したということである。

問4. 日本に秘密情報を提供している国々、特に米国等に対して、今回の漏えい事案及び再発防止について、しっかりと説明をする必要があるのではないか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・[不開示情報]。

○委員からの指摘事項

- ・本漏えい事案の不起訴処分に関し、警務隊は、立件を想定した証拠集めがしっかりできていたのか、防衛省内で検討する必要がある。

(参考) 海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に関する主な経過

日付	機関名	主な出来事の内容
平成 26 年 12 月 10 日		・ 特定秘密保護法施行
令和 2 年 1 月頃	防衛省	・ 元海上自衛隊自衛艦隊司令官 (A 氏) が情報業務群司令らに情勢説明を依頼
2 月	防衛省	・ 情報業務群司令が A 氏に説明を計 2 回実施
3 月 19 日	防衛省	・ 情報業務群司令が A 氏への情勢ブリーフィングの際に特定秘密を漏えい ・ 防衛省に秘密情報を漏らした可能性がある旨の情報提供
3 月 26 日	防衛省	・ 海上自衛隊が海上幕僚監部監察官を委員長とする事故調査委員会を設置 ・ 海上幕僚監部が海上自衛隊警務隊に通報
令和 3 年 6 月 24 日	防衛省	・ 情報業務群司令を刑事告発
令和 4 年 12 月 26 日	防衛省	・ 防衛省が情報業務群司令を懲戒免職処分、特定秘密保護法違反容疑などで横浜地検へ書類送致 ・ 海上幕僚長による会見・事案の公表
	(衆議院)	※公表に先立ち、事前に防衛省から説明聴取
12 月 27 日	防衛省	・ 第 1 回特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会 ①事案の報告 ②大臣指示に基づく再発防止措置について
令和 5 年 1 月 20 日	衆議院	・ 防衛省から説明聴取、質疑 ・ 勧告及びその結果とられた措置の報告要請を行うことに協議決定 ・ 細田衆議院議長を經由して浜田防衛大臣に対して勧告
2 月 2 日	参議院	・ 防衛大臣に対し、勧告及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定 ・ 尾辻参議院議長を經由して浜田防衛大臣に対して勧告
2 月 21 日	防衛省	・ 第 2 回特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会

日付	機関名	主な出来事の内容
		①衆議院及び参議院情報監視審査会による勧告について ②現在の取り組み状況及び今後の進め方について
3月6日	衆議院	・再発防止策の策定等に係る現時点の検討状況について、報告聴取
3月14日	横浜地検	・元情報業務群司令を不起訴処分
3月27日	衆議院	・本漏えい事案を受けて全職員を対象に行われた調査の内容について説明聴取
3月29日	防衛省	・第3回特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会 ○特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置（案）について
3月31日	防衛省	・海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置について公表 防衛大臣が通達を発出
4月10日	衆議院	・勧告の結果とられた措置について、浜田防衛大臣から細田衆議院議長宛報告書を受領 ・勧告の結果とられた措置について、防衛省から説明聴取、質疑
4月11日	参議院	・勧告の結果とられた措置について、浜田防衛大臣から尾辻参議院議長宛報告書を受領
4月19日	参議院	・勧告の結果とられた措置について、防衛省から説明聴取、質疑

(出典) 防衛省資料、防衛省ホームページ、参議院ホームページ、読売新聞 (2023. 2. 17, 2023. 4. 1) 等を基に作成

## (参考) 防衛省による特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置

令和5年3月31日、防衛省は、衆議院情報監視審査会の勧告内容及び本漏えい事案の要因及び同種事案・ブリーフィング依頼の有無の調査結果等を踏まえた再発防止措置を策定し、以下の再発防止措置（〔資料1〕参照）を講ずることを公表した。なお、防衛省の退職者に対してもホームページを通じてその旨、周知が図られた（〔資料2〕参照）。

また、同日、特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会における検討結果等を踏まえ、防衛大臣から防衛大臣通達<sup>30</sup>を発出し、職員に対して再発防止の周知・徹底を図ることとした。

### [資料1] 再発防止措置の概要（令和5年3月31日、防衛省ホームページより）

特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置（概要）		令和5年3月 防衛省
昨年12月26日に公表した特定秘密等漏えい事案に関し、本年3月末までに策定することとしていた再発防止措置について、衆・参両院から受けた勧告の内容及び同種事案・ブリーフィング依頼の有無の調査結果を十分に踏まえ、以下を取りまとめ、 <b>本年3月31日、防衛大臣から通達</b>		
<b>1 元職員へのブリーフィング・面会の対応要領の策定</b>		
○ <b>元職員からのブリーフィング依頼の「連絡調整部署」を指定し対応を一元化</b> ・情報部署の職員：ブリーフィング禁止（例外なし） ・情報部署以外の職員：連絡調整部署と保全部署の連携の下、上司の事前許可により対応		
○ <b>面会は部署に応じて事前許可又は事後報告を制度化</b> ・情報部署の職員：元職員との面会の際は、事前許可を受けた上で対応 ・情報部署以外の職員：元職員との面会後事後報告		
○ ブリーフィング・面会ともに <b>複数の職員で対応</b>		
<b>2 保全意識の更なる徹底</b>		
○ 従来の年1回の保全教育の徹底に加え、 <b>管理者や退職する職員への教育を新たに制度化</b>		
○ 退職時、現役職員に秘密情報の提供を求めないこと等の <b>誓約書を新たに制度化</b>		
○ 現役職員に <b>秘密情報の提供を求めないこと等</b> を、様々な機会・手段で <b>元職員に周知</b>		
<b>3 防衛省の施策等に係る国民の理解への配慮</b>		
○ 情報保全の徹底と同時に、対外公表資料を用い、防衛省の施策等の <b>情報発信を積極的に実施</b>		

<sup>30</sup> 「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（通達）」（防防調（防）第181号、令和5年3月31日）（全文は巻末 参考資料VI参照）

[資料2] 退職者への周知の内容（令和5年3月31日、防衛省ホームページより）

防衛省

## 防衛省を退職された皆様へ

今般、日常的に機微な情報を取り扱う部隊指揮官であった海上自衛隊1等海佐が、かつて職務上の上司であった元防衛省職員と2人きりで面会し実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密等の情報を漏らした事案を受け、令和4年12月26日、特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会（長：防衛副大臣）を設置し、同委員会において、再発防止に係るより実効性のある具体的な方策について検討を行い、以下の措置を講ずることといたしましたので、お知らせします。

**【ブリーフィング】**

- ① 日常的に機微な情報を取扱う部署に所属する職員（以下「情報部署の職員」という）は、元防衛省職員に対する**ブリーフィングの実施が禁止**となります。
- ② 情報部署以外の職員についても、元防衛省職員に対しブリーフィングを実施する場合は、**事前の許可及び実施結果の報告**が必要となります。
- ③ **元防衛省職員からのブリーフィングの依頼を受け付け、所要の連絡調整を行う部署を指定**しましたので、**ブリーフィングの依頼の際は、当該部署へ連絡**をお願い致します。

**【面会】**

- ① 情報部署の職員が元防衛省職員と面会する場合は、**事前の許可及び面会結果の報告**が必要となります。
- ② 情報部署の職員以外の職員についても、元防衛省職員と面会する場合は、**面会結果の報告**が必要となります。

※ 許可を得て実施するブリーフィング及び面会においても、**特異な情報提供等の働き掛けがあった場合には、直ちに中止**させていただきます。

なお、今回の措置により、防衛省・自衛隊の施策等に対する皆様の理解の妨げにならないよう、**対外的に公開可能な資料を用いて、情報発信を積極的に実施**してまいります。

防衛省

## 防衛省を退職された皆様へ

○自衛隊法、特定秘密の保護に関する法律及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に基づく**守秘義務については、退職後も在職中と同様に負っております**。在職中に知ることのできた秘密を漏らした場合、**関連の法律に基づき、刑事上の処罰の対象となる可能性**があります。

○元防衛省職員が、**過去の職務上の上下関係を利用**するなどして、職員に対して秘密情報の提供を求める行為は、**秘密情報の漏えいの教唆として、刑事上の処罰の対象**となる可能性があります。

○当該情報提供の依頼により、職員が職務上知り得た秘密を漏らした場合、免職等の重処分を受けることとなり、**職員の業務及び生活に深刻な影響を生じさせる**こととなります。

(参考) 各秘密区分ごとの罰則等

区分	特定秘密	特別防衛秘密	省秘	注意	部内限り
根拠	特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号)	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 (昭和29年法律第166号)	秘密保全に関する訓令 (平成19年防衛省令第36号)	取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて (防衛済第4608号、19.4.27)	
定義	我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあり、特に秘密が必要なもの（物産、外交、特定利害活動の防止、テロリ又は人の防止に関する情報）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定により供与された装備品等の性能等に関する事項等で、公になつていないもの	国の安全又は利益に関わる事項であつて、関係職員以外に知らせてはならないもの	当該事務に関与しない職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの	防衛省の職員以外の者にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの
罰則	・10年以下の懲役等（未遂犯、過失犯も処罰） ・教唆、煽動：5年以下の懲役	・10年以下の懲役等（未遂犯、過失犯も処罰） ・教唆、煽動：5年以下の懲役	・1年以下の懲役又は50万円以上の罰金（未遂犯、過失犯も処罰なし） ・教唆、ほう助：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※自衛隊法第59条（守秘義務）違反として、同法第118条の罰則が適用	・自衛隊法第59条（守秘義務）違反として、同法第118条の罰則の適用を受ける場合がある。	

## 4 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、本報告書における対象期間中、数次にわたる調査を行うとともに、委員間で活発な議論を行った。

その結果、当審査会は、政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する意見として、以下のとおり合意した。

### (1) 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、政府に対し、引き続き当審査会をはじめとした立法府に対する説明責任を十分果たすとともに、当審査会において指摘を行った事項及び以下に記した意見について、早急に対応することを強く求める。なお、これまでの審査会意見に対しても同様である。

本意見に対し、政府が具体的な対応を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16第1項に基づく勧告<sup>31</sup>を行うものとする。

#### 1 情報保全体制関係

- (1) 各行政機関においては、特定秘密保護法施行後初となる特定秘密の漏えい事案が生じたことを重く受け止め、特定秘密の管理者等をはじめとする取扱者に対し、本事案から得られた教訓を踏まえた情報保全教育を徹底するとともに、保護措置について適切に実施されているか改めて確認すること。
- (2) 各行政機関において、機微な情報を取り扱う立場にある者が元職員にブリーフィング・面会を行う際の厳格な規範を設けることを検討すること。
- (3) 各行政機関は、口頭による特定秘密の漏えいがあった場合にも、情報の特定や立証が十分可能となるよう、特定秘密指定書の記述を明確化するとともに、事実究明等のための証跡管理の強化に努めるなど、口頭漏えいに対する情報保全措置の在り方について検討すること。

#### 2 特定秘密に係る重大事案が生じた場合の対応

- (1) 各行政機関は、特定秘密に係る漏えい等の重大事案の発生を認知した場合には、厳格な保護措置の下で特定秘密保護制度の運用を常時監視するという当審査会の設置趣旨に鑑み、当該事実及び経緯を早期・適時に当審査会に対し報告することを徹底すること。

<sup>31</sup> 国会法第102条の16第1項において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる」とされている。

- (2) 漏えい等の重大事案や不適切な管理事案が発生した行政機関は、その原因と講じた再発防止策について、制度を所管する内閣情報調査室を通じて他の行政機関と共有すること。

### 3 適性評価関係

- (1) 各行政機関において、適性評価の実施件数及び特定秘密取扱者数が特定秘密の取扱い業務範囲に照らして適正な水準であるか改めて確認し、必要に応じて適宜適切な見直しを行うこと。
- (2) 日常的に情報収集・分析活動に従事する、いわゆる情報コミュニティの各行政機関においては、特定秘密に接する蓋然性が高い業務に従事している職員に対し、実際に特定秘密を取り扱うことになった場合に対応できるよう、あらかじめ適宜適切に適性評価を行うこと。
- (3) 適合事業者に特定秘密を提供等している行政機関は、下請企業を含めたサプライチェーンの実情及び各事業者の情報保全体制の把握に努めるとともに、厳格に適性評価を実施し特定秘密の管理に万全を期すこと。
- (4) 各行政機関及び制度を所管する内閣情報調査室は、適性評価の実効性の観点から、評価水準の妥当性について改めて確認すること。

### 4 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監においては、運用基準の趣旨に沿って、各行政機関で生じた不適切事案を確実に把握し、適宜、必要な措置を実施すること。

### 5 審査会への対応関係

各行政機関及び独立公文書管理監においては、これまで審査会意見等で不明瞭な説明や資料提示の在り方について繰り返し改善を求めてきたことを重く受け止め、改めて真摯に検討を行い、説明者も十分な準備をした上で審査会に臨むこと。

## (2) 政府に対する意見の理由及び背景

### 1 情報保全体制関係

- (1) 各行政機関においては、特定秘密保護法施行後初となる特定秘密の漏えい事案が生じたことを重く受け止め、特定秘密の管理者等をはじめとする取扱者に対し、本事案から得られた教訓を踏まえた情報保全教育を徹底するとともに、保護措置について適切に実施されているか改めて確認すること。
- (2) 各行政機関において、機微な情報を取り扱う立場にある者が元職員にブリーフィング・面会を行う際の厳格な規範を設けることを検討すること。
- (3) 各行政機関は、口頭による特定秘密の漏えいがあった場合にも、情報の特定や立証が十分可能となるよう、特定秘密指定書の記述を明確化するとともに、事実究明等のための証跡管理の強化に努めるなど、口頭漏えいに対する情報保全措置の在り方について検討すること。

#### (理由及び背景)

##### (1)について

行政機関における特定秘密の不適切な管理事案は、これまでも繰り返し生じており、令和3年には特定秘密文書が外部に持ち出される事案が、その翌年には実質秘は含まないものの非公開文書を適性評価を受けた幹部職員が外部に流出させるといった事案が発覚している。

このような特定秘密等の漏えいが生じかねない状況に対し、当審査会として、危機感を持って審査会意見等で重ねて特定秘密の管理強化や職員への保全教育の徹底等の再発防止策を強く求めてきた。それにもかかわらず、海上自衛隊において法施行後初となる特定秘密等漏えい事案（以下「本漏えい事案」という。）が生じたことは誠に遺憾であり、これまでの情報保全体制が不十分であったと言わざるを得ない。また、本漏えい事案が、より機微な情報を知り得る立場にあり、他の職員の範となるべき幹部職員による漏えいであったことは、当該職員に限らず特定秘密に係る規範意識の欠如が根底にあるのではないかと危惧される。

各行政機関においては、本漏えい事案が生じたことを重く受け止め、本漏えい事案から得られた教訓も踏まえた情報保全教育を徹底するとともに、特定秘密取扱者が遵守しなくてはならない保護措置が適切に実施されているか改めて確認することを求めるものである。

##### (2)について

本漏えい事案は、退職自衛隊員からの依頼により、過去に当該自衛隊員の部下だった者が、二人きりでブリーフィングをした際に漏えいしたものであ

る。防衛省は、再発防止策として、退職自衛隊員からのブリーフィング・面会依頼に対して、対応窓口の一元化や事前許可又は事後報告の制度化、複数人での対応の義務付けなど、退職自衛隊員と接触する際の厳格な対応要領を策定した。

防衛省に限らず、各行政機関においても、元職員が様々な講演やテレビ出演等の依頼を受け、資料やブリーフィングを当該行政機関に依頼するケースがあるのではないかと想像される。そうした元職員が当該行政機関の政策に対する国民の理解を深める役割を果たしていることは理解する一方で、本漏えい事案に鑑みれば、元職員であっても情報保全の観点から接触には一定のルールが必要なのは明らかである。特に機微な情報を取り扱う立場にある者については、厳正な対応を行うべきであり、各行政機関において、そうした職員が元職員にブリーフィング・面会を行う際の厳格な規範を設けることを検討するよう求めるものである。

### (3)について

本漏えい事案において特定秘密等を漏えいした情報業務群司令は、刑事告発されたものの不起訴処分となった。不起訴処分となった理由については明らかになっていないが、漏えいが文書ではなく口頭であったために、内容が特定秘密に当たるかどうかの立証が難しかったのではないかとの見方がある。

口頭による漏えいである場合、その発言した内容が特定秘密に該当するかどうか、また、どのような経緯で漏えいに至ったのかなどについて、文書での漏えいの場合と比較して、事実関係を認定することが困難であることは想像できる。しかし、口頭による漏えいであれば不起訴となるならば、特定秘密保護制度の根幹に関わる問題であり、各行政機関においては、それを考慮した保全措置の在り方についての検討が必要である。

例えば、これまでも当審査会が指摘してきたように、特定秘密指定書の記述内容を明確化することで、漏えいした情報が特定秘密であるかどうかの特定を容易にすること、また、厳格な保護措置の実施を徹底し、事実究明等のための証跡管理を強化していくことなどが考えられよう。

については、各行政機関においては、口頭による特定秘密の漏えいがあった場合にも、その後の捜査等において、当該情報の特定や立証が十分可能となるよう、口頭漏えいに対する情報保全措置の在り方について、検討を行うことを求めるものである。

## 2 特定秘密に係る重大事案が生じた場合の対応

- (1) 各行政機関は、特定秘密に係る漏えい等の重大事案の発生を認知した場合には、厳格な保護措置の下で特定秘密保護制度の運用を常時監視するという当審査会の設置趣旨に鑑み、当該事実及び経緯を早期・適時に当審査会に対し報告することを徹底すること。
- (2) 漏えい等の重大事案や不適切な管理事案が発生した行政機関は、その原因と講じた再発防止策について、制度を所管する内閣情報調査室を通じて他の行政機関と共有すること。

### (理由及び背景)

#### (1)について

本漏えい事案の経緯は、令和2年3月に秘密情報の漏えいの可能性がある旨の情報提供に端を発し、海上自衛隊警務隊及び事故調査委員会による内部調査を経て、防衛省は令和3年6月に刑事告発を行った。その後も調査が1年以上続き、防衛省が調査結果を取りまとめ本事案を公表したのは、情報提供から2年9か月が経過した令和4年12月である。

当審査会は、防衛省の公表に先立ち、事前に本漏えい事案の説明を同省から聴取したものの、事案の発生からあまりに時間が経過しており、特定秘密保護法施行以来初めて特定秘密の漏えいが生じたという事実の重大性と特定秘密保護制度の運用を常時監視するという当審査会の設置趣旨に鑑みれば、当審査会への報告があまりに遅く、防衛省が漏えいの実事の第一報を速やかに行わなかったことは誠に遺憾である。

当審査会の委員は、特定秘密等を他に漏らさない旨の宣誓を行った上で審査会に臨んでおり、その他にも審査会として様々な厳格な保護措置を講じている。そうした秘密会である審査会において、特定秘密に係る行政監視の機能を十分に発揮するために必要なものとして速やかな報告を求めるものであり、当然ながら捜査機関による捜査に影響を与えるものではない。

当審査会が特定秘密保護制度等の改善及び行政監視の役割をしっかりと果たしていくため、各行政機関においては、特定秘密に係る漏えい等の重大事案の発生を認知した場合には、最終的な調査結果を待たずに、まず当該事実等を第一報として早期・適時に当審査会に対し報告することを徹底するよう求めるものである。

#### (2)について

ある行政機関で生じた特定秘密に係る漏えい等の重大事案や不適切な管理事案は、他の行政機関においても同様の事案が生じる可能性は十分考えられる。政府全体として情報保全体制の強化に資するよう、こうした不適切事案が生じた行政機関は、その原因と講じた再発防止策を、制度を所管する内閣情報調査室を通じて他の行政機関と共有することを求めるものである。

### 3 適性評価関係

- (1) 各行政機関において、適性評価の実施件数及び特定秘密取扱者数が特定秘密の取扱い業務範囲に照らして適正な水準であるか改めて確認し、必要に応じて適宜適切な見直しを行うこと。
- (2) 日常的に情報収集・分析活動に従事する、いわゆる情報コミュニティの各行政機関においては、特定秘密に接する蓋然性が高い業務に従事している職員に対し、実際に特定秘密を取り扱うことになった場合に対応できるよう、あらかじめ適宜適切に適性評価を行うこと。
- (3) 適合事業者が特定秘密を提供等している行政機関は、下請企業を含めたサプライチェーンの実情及び各事業者の情報保全体制の把握に努めるとともに、厳格に適性評価を実施し特定秘密の管理に万全を期すこと。
- (4) 各行政機関及び制度を所管する内閣情報調査室は、適性評価の実効性の観点から、評価水準の妥当性について改めて確認すること。

#### (理由及び背景)

##### (1)について

令和3年末時点における特定秘密の取扱い業務を行うことができる者（以下「取扱可能者」という。）は、総計で13万人を超え、適性評価の年間実施件数は、2万7千件以上（令和3年中）となっている。

これらの件数の妥当性について、これまでも審査会意見等において適宜適切な見直しを求めてきた。当然ながら、適性評価は、個人のプライバシーを深く調査するものであり、その実施については法令に則り慎重に行うべきである。また、本来、特定秘密を取り扱う者は限定される必要があり、取扱可能者を安易に拡大することは、特定秘密保護制度の根幹に関わるものであり、慎まなければならない。しかしその一方で、業務において特定秘密を取り扱うことが見込まれる者に対しては、特定秘密の漏えいの防止を図る観点から、確実に適性評価を実施しなければならず、両観点から評価対象者の範囲については過不足なく行うことが求められる。

各行政機関の適性評価の実施状況等を見ると、行政機関によって適性評価の実施件数や取扱可能者数にはばらつきが見られ、職員の約半数が取扱可能者であり過剰ではないかと懸念される行政機関がある一方で、安全保障上重要な施策の推進を担っているにもかかわらず、取扱可能者数が少人数に限られた行政機関もある。また、保有している特定秘密文書数と比較して取扱可能者数が過小ではないかと思われる行政機関も散見され、業務範囲と比較した際の適性評価の実施件数等の妥当性に疑問が残るところである。

ついては、各行政機関においては、適性評価の実施件数及び特定秘密取扱者数が特定秘密の取扱い業務範囲に照らして適正な水準であるか改めて確認し、必要に応じて適宜適切な見直しを行うことを求めるものである。

## (2)について

前述のとおり、業務において特定秘密を取り扱うことが見込まれる者に対しては、過不足なく確実に適性評価を実施しなければならない。ここで言う「取り扱うことが見込まれる」とは、直ちに特定秘密を取り扱うべき個別具体の必要性が生じている状況のほか、配置されたポストにおけるこれまでの業務の実態その他の事情に照らして、特定秘密を取り扱う蓋然性が認められる状況についても含まれるとされる<sup>32</sup>。

いわゆる情報コミュニティの行政機関において日常的に情報収集・分析活動に従事する者については、後者の特定秘密に接する蓋然性が認められる状況に当たると考えられる。そうした業務を行う職員が、実際に特定秘密に該当する可能性のある情報を取り扱う事態になった場合に対応できるよう、あらかじめ適性評価を受けさせ備えておく必要がある。

しかし、審査会要求資料や質疑等からは、行政機関によっては、そうした特定秘密に接する蓋然性が高いと思われる部署において、取扱可能者数が必要十分な人数に達していないのではないかとの懸念がある。

確かに、情報収集活動等において、必ずしも全ての収集・分析した情報が特定秘密に該当するわけではない。しかしながら、特定秘密となるような情報収集等の業務を円滑に行うため、特定秘密を取り扱うことになる蓋然性が高い場合には、突然の事態に対応できるよう備えておくことが重要であると考えられる。

については、日常的に情報収集・分析活動に従事する、情報コミュニティの各行政機関においては、特定秘密に接する蓋然性が高い業務に従事している職員に対し、実際に特定秘密を取り扱うことになった場合に対応できるよう、あらかじめ適宜適切に適性評価を行うことを求めるものである。

## (3)について

防衛装備品に求められる性能は年々高度化、複雑化しており、その製造・開発には1万社にも及ぶ民間事業者が携わると言われるほど、関係事業者の分野も多岐にわたっている。そのため、プライム企業に連なる下請企業も重層化され、サプライチェーンが深さと広さの双方で拡大し複雑になっている。

そうしたサプライチェーンが複雑化する中で、各行政機関においては、特定秘密を下請企業のどの範囲まで提供する必要があるのかを的確に見定めた上で提供を行い、さらに提供先の事業者の秘密保全体制の把握に努め、情報の管理に万全を期さなければならない。

特に、サイバー攻撃等に対する企業側の認識や情報管理体制が未だ不十分と考えざるを得ない報道等も散見される中、攻撃自体の技術水準が日々高度

---

<sup>32</sup> 「特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】」（平成26年12月9日 内閣官房特定秘密保護法施行準備室）81頁

化していく昨今の現状を踏まえ、サイバーセキュリティに関する情報保全体制の把握は急務である。比較的脆弱であるとされる下請企業の体制についてはプライム企業任せにせず、政府としてサプライチェーン全体を調査、把握し、防止策を徹底させるよう改めて求めるものである。

また、適合事業者の従業者への適性評価について、防衛装備庁は、平成26年12月に特定秘密保護制度が創設されて以降、令和3年末までに、適合事業者の従業者に対し延べ約2,600件の適性評価を実施しているが不適合となった者はゼロ件となっており、他の行政機関による同様の適性評価においても不適合となった者はゼロ件であった。この理由について、企業側が十分配慮して評価対象者を選んでいることが一因として考えられるというものの、適性評価の実施者である各行政機関自らが、各事業者の実情を踏まえ厳格に行っているのか懸念が残る。

以上を踏まえ、適合事業者に特定秘密を提供等している行政機関においては、下請企業を含めたサプライチェーンの実情及び各事業者の情報保全体制の把握に努めるとともに、厳格に適性評価を実施し特定秘密の管理に万全を期すことを求めるものである。

#### (4)について

平成26年12月に特定秘密保護法が施行されて以降、職員に対し行政機関全体で延べ26万件を超える適性評価が実施されてきた。このうち、不適合とされた者は6名に留まり、実施件数と比較して極少数となっている。

こうした実績から、適性評価が甘い形で行われていないかとの懸念もあるが、それに対し制度を所管する内閣情報調査室からは、特定秘密保護法における適性評価制度は、法律や閣議決定された運用基準において、調査できる項目や調査方法が定められており、法令に基づいて各行政機関がしっかり評価し、総合的に判断している旨の答弁があった。

しかし、職員の半数が適性評価を通過している行政機関もあり、不適合となる者もほとんどいないというのは不自然であるとも考えられ、適性評価が制度として適切に機能しているのか懸念される。各行政機関及び内閣情報調査室においては、適性評価の実効性の観点から、評価水準の妥当性について改めて確認することを求めるものである。

#### 4 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監においては、運用基準の趣旨に沿って、各行政機関で生じた不適切事案を確実に把握し、適宜、必要な措置を実施すること。

##### (理由及び背景)

運用基準V 4(1)では、内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者又は業務により特定秘密を知得した者等が、

特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法や運用基準に従っていない事例を認めた場合に行う通報を受け付け、処理するための通報窓口を設置するものとされている。

しかしながら、特定秘密に係る不適切な取扱い事案が毎年のように生じているにもかかわらず、平成26年の法施行以降、これまで独立公文書管理監として直接受けた通報は1件もなく、各行政機関が通報について処理を行い、それを独立公文書管理監に報告した事例もない。

特定秘密の漏えいがあった場合、最もそれに気がつく可能性が高い者は、内部で実際にその特定秘密を取り扱い、内容を承知している職員であると考えられる。そのため、通報制度を通じた情報提供は極めて重要である。また、通報に至らない情報提供であっても、重大事案の端緒となることもあり得、可能な限りそうした職員からの情報の把握に努めるべきである。

独立公文書管理監においては、通報の要件を満たさないものであっても、検証・監察に資する情報の提供は広く受け付けていることは承知しているが、特定秘密の取扱者及び知得者の声はもとより、各行政機関で発生した様々な不適切な特定秘密の取扱い事案についても積極的に把握することに努め、適宜、必要な措置を実施することが必要であると考えられる。

独立公文書管理監は、特定秘密保護法案の審議の際、衆議院における与野党協議により追加された附則第9条に基づき、その設置等の検討が進められた結果、内閣府に設置されたものである。その趣旨は、同法の適正な運用を確保するためには、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識に基づくものであり、そうした自らの任務を今一度認識し、積極的に責務を全うすることにより特定秘密保護制度に対する国民の信頼を高めることを期待する。

## 5 審査会への対応関係

各行政機関及び独立公文書管理監においては、これまで審査会意見等で不明瞭な説明や資料提示の在り方について繰り返し改善を求めてきたことを重く受け止め、改めて真摯に検討を行い、説明者も十分な準備をした上で審査会に臨むこと。

### (理由及び背景)

当審査会への対応の在り方について、かねてより審査会での指摘や審査会意見において繰り返し改善を求めてきた。

しかし、今対象期間においても、一部の行政機関において、未だ説明方法や資料の提示の仕方が分かりにくく、基本的なところで時間を空費してしまうことがあった。また、説明者においても、審査会に臨むに当たっての準備不足を露呈する場面が散見され、指定等の適正性を説明するに当たっては、指定の3要件に該当するものを指定するといった説明に終始し、要件の充足

性を十分に示さないなど、丁寧な説明とは言い難いケースもあった。

当審査会としては、各行政機関が審査会において丁寧に説明することにより、国会の信頼、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼が得られることにつながるものと認識しており、こうした不適切な対応が毎年続くことは誠に遺憾である。

限られた時間の中で充実した調査が行えるよう、各行政機関においては、これまで審査会意見等において、対応の改善を繰り返し求めてきた事実を重く受け止め、改めて真摯に検討を行い、説明者も事前に十分な準備をした上で審査会に臨むことを強く求めるものである。



## 第3 審査の経過及び結果

### 第3 審査の経過及び結果

本年次報告書が対象とする期間中、委員会等からの審査の求め又は要請<sup>33</sup>はなかった。

なお、平成26年12月の審査会設置以来、委員会等からの審査の求め又は要請がないため、これまで当審査会においてこの審査は行っていない。

---

<sup>33</sup> 国会法第104条の2、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の2

## 參考資料

I 関係法規	139
(1) 国会法（昭和22年法律第79号）（抄）	139
(2) 衆議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄）	143
(3) 衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）	144
(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）	149
(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）（最終改正：令和3年6月11日）（抄）	151
II 特定秘密の保護に関する法律のポイント（内閣官房資料）	153
III 国会報告（令和4年6月7日閣議決定）の概要 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要	154
IV 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和4年12月末現在） （内閣官房資料）	156
V 独立公文書管理監報告のポイント（令和4年6月21日） 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント	159
VI 特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置の防衛大臣通達 （令和5年3月31日）	160
VII 令和3年中に指定が解除された特定秘密一覧	170
VIII 提示を受けた特定秘密一覧	171
IX これまでの主な「政府に対する意見」と政府の対応状況	172
X 会長及び委員一覧	190
XI 委員派遣・海外派遣一覧	193
XII 参考人一覧	195
XIII 活動経過一覧表	196

## I 関係法規

### (1) 国会法（昭和 22 年法律第 79 号）（抄）

#### 〔情報監視審査会の設置〕

**第 102 条の 13** 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第 104 条第 1 項（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

#### 〔調査のための報告〕

**第 102 条の 14** 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第 19 条の規定による報告を受ける。

#### 〔特定秘密の提出〕

**第 102 条の 15** 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第 104 条の 3 までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

- ② 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 15 第 1 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 15 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- ③ 行政機関の長が第 1 項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。
- ④ 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。
- ⑤ 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

〔勧告〕

**第 102 条の 16** 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

- ② 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

〔審査〕

**第 102 条の 17** 情報監視審査会は、第 104 条の 2（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

- ② 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

- ③ 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 17 第 2 項」と、「審査又は調査であって、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 17 第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

- ④ 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が第 2 項の求めに応じない場合について準用する。

- ⑤ 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

- ⑥ 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第 5 項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

- ⑦ 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

〔事務を行う者の制限〕

**第 102 条の 18** 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）

においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

〔特定秘密の利用又は知ることができる者の範囲〕

**第 102 条の 19** 第 102 条の 15 及び第 102 条の 17 の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

〔準用規定〕

**第 102 条の 20** 情報監視審査会については、第 69 条から第 72 条まで及び第 104 条の規定を準用する。

〔情報監視審査会に関する事項〕

**第 102 条の 21** この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

〔官公署等に対する報告及び記録の提出要求〕

**第 104 条** 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

- ② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。
- ③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。
- ④ 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

〔審査の要請〕

**第 104 条の 2** 各議院又は各議院の委員会が前条第 1 項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第 2 項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第 3 項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

〔特定秘密を含む報告等の利用又は知ることができる者の範囲〕

**第 104 条の 3** 第 104 条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

**附 則（抄）**〔国会法等の一部を改正する法律（第1条）〕（平成26年法律第86号）

**（施行期日）**

- 1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の施行の日から施行する。ただし、第3条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

**（準備行為）**

- 2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

**（検討）**

- 3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (2) 衆議院規則（昭和 22 年 6 月 28 日議決）（抄）

### 〔委員による特定秘密の閲覧〕

**第 56 条の 5** 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

- ② 前項の規定は、委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

### 〔秘密を漏らした者に対する懲罰〕

**第 234 条の 2** 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。

- ② 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

### 〔議員による特定秘密の閲覧〕

**第 256 条の 2** 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

- ② 前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

### (3) 衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）

#### （設置の趣旨）

**第 1 条** 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

#### （委員数）

**第 2 条** 情報監視審査会は、8 人の委員で組織する。

#### （委員）

**第 3 条** 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

**第 4 条** 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第 17 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

**第 5 条** 委員に選任された者は、正当な理由がなければ、その任を辞することができない。

2 委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を経由して、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

3 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

**第 6 条** 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

#### （会長）

**第 7 条** 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 衆議院規則第 101 条及び第 102 条の規定は、会長について準用する。

**第 8 条** 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

**(開会)**

**第9条** 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

**第10条** 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第67条第2項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。

**(情報監視審査室)**

**第11条** 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

**(定足数)**

**第12条** 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

**(表決)**

**第13条** 情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

**(審査)**

**第14条** 情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

**(委員の発言)**

**第15条** 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

**(議長及び副議長の出席及び発言)**

**第16条** 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

**(審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言)**

**第17条** 情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事1人」と、「委員長（常任委員長を除く。）及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、衆議院規則第101条第2項及び第3項の規定を準用する。

**（特定秘密を利用し又は知ることができる者の範囲）**

**第18条** 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

**（委員の派遣）**

**第19条** 情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

**（特定秘密の提出又は提示）**

**第20条** 情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を經由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。

**（勧告）**

**第21条** 情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を經由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。

2 情報監視審査会は、議長を經由して、国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。

**（報告書の提出）**

**第22条** 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

**（会議の秩序保持）**

**第23条** 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

**（休憩及び散会）**

**第24条** 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

**（懲罰事犯の報告等）**

**第25条** 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2 衆議院規則第235条の規定は、情報監視審査会における懲罰事犯について準用する。

**（傍聴）**

**第26条** 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとするので

きる。

#### (特定秘密の保管)

**第 27 条** 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会（会長が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

#### (特定秘密の閲覧)

**第 28 条** 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

- 2 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

#### (会議録)

**第 29 条**<sup>34</sup> 情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。

- 2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。
- 3 会議録は、各議員には提供しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、電磁的記録の提供その他の適当な方法により各議員に提供する。ただし、第 23 条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

**第 30 条** 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。
- 3 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

#### (特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯の報告等)

**第 31 条** 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

- 2 衆議院規則第 235 条の規定は、前項の懲罰事犯について準用する。

---

<sup>34</sup> 「衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程」（令和 4 年 4 月 7 日議決）により、第 29 条第 3 項中「これを印刷して配付することをしない」を「各議員には提供しない」に改め、同条第 4 項中「これを印刷して各議員に配付する」を「電磁的記録の提供その他の適当な方法により各議員に提供する」に改めることとされた。衆議院における全議員への配付物のペーパーレス化を進める措置の一環であり、同規程は第 209 回国会の召集の日（令和 4 年 8 月 3 日）から施行された。

**(事務局)**

**第 32 条** 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長 1 人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

**第 33 条** 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

**(準用)**

**第 34 条** 衆議院規則第 41 条、第 45 条の 2、第 45 条の 3、第 47 条の 2、第 51 条、第 52 条、第 56 条、第 70 条、第 85 条の 2 及び第 234 条の規定は、情報監視審査会について準用する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）の施行の日〔平成 26 年 12 月 10 日〕から施行する。

**(衆議院政治倫理審査会規程の一部改正)**

2 衆議院政治倫理審査会規程（昭和 60 年 6 月 25 日議決）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「若しくは憲法調査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

#### (4) 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

##### （目的）

**第 1 条** この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、デジタル社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

##### （特定秘密の指定）

**第 3 条** 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第五条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。

二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 行政機関の長は、特定秘密である情報について前項第二号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第一号に掲げる措置を講ずることができることとなったときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

##### （その他公益上の必要による特定秘密の提供）

**第 10 条** 第 4 条第 5 項、第 6 条から前条まで及び第 18 条第 4 項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認めら

れるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）

又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

〔ロ 省略〕

〔第2号以下 省略〕

〔第2項以下 省略〕

#### （特定秘密の指定等の運用基準等）

**第18条** 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かななければならない。

〔第4項 省略〕

#### （国会への報告等）

**第19条** 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

### 附 則

#### （国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方）

**第10条** 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準**（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）（最終改正：令和 3 年 6 月 11 日）（抄）

**V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等**

**5 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者及び国会への報告**

**(1) 内閣総理大臣への報告等**

ア 行政機関の長は、毎年 1 回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去 1 年に新たに指定をした特定秘密の件数（Ⅱ 1 (1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。）

(イ) 過去 1 年に指定の有効期間の延長をした件数

(ウ) 過去 1 年に指定を解除した件数

(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に国立公文書館等に移管した件数

(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に廃棄した件数

(カ) 過去 1 年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(キ) 過去 1 年に処理した 4 (2)ア(ア)の通報の件数

(ク) 過去 1 年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ケ)及び(コ)において同じ。）

(ケ) 過去 1 年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第 12 条第 3 項の同意をしなかった件数

(コ) 過去 1 年に申出のあった特定秘密保護法第 14 条の苦情の件数

(サ) 過去 1 年に行った適性評価に関する改善事例

(シ) その他参考となる事項

イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年 1 回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

**(2) 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者への報告**

内閣総理大臣は、毎年 1 回、(1)エの状況を特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

### (3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会(以下「審査会」という。)に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

### 6 その他の遵守すべき事項

(1) 2、3(1)イ、4(2)イ(エ)又は5(1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣保全監視委員会又は内閣府独立公文書管理監は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 内閣保全監視委員会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(3) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(4) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(5) 行政機関の長は、審査会の所管に属する事項に関する審査又は調査のため、審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、その充実に資するよう、特定秘密保護法、国会法(昭和22年法律第79号)その他の法令の規定に基づき適切に対応するものとする。

## VI 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、5年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

## 特定秘密の保護に関する法律のポイント

### 特定秘密－大臣等が指定－

国家公務員法等上の秘密

特定秘密

### 特定秘密

安全保障に関する情報で

次のいずれかの事項に該当する情報

- ① 防衛
- ② 外交
- ③ 特定有害活動(スパイ行為等)の防止
- ④ テロリズムの防止

に関するものとして  
法律で列挙する  
事項

公になっていないもの  
のうち、

特段の秘匿の必要性があるもの

- ※ 指定の有効期間は上限5年(更新可能)。通算で30年を超える延長には、内閣の承認が必要。暗号や人的情報源等を除き、60年を超える延長は不可。
- ※ 内閣総理大臣は、有識者から意見を聴いた上で、閣議決定により、指定等の運用基準を策定。
- ※ 内閣総理大臣は、必要があれば、指定等の運用について、大臣等に改善を指示。
- ※ 指定等の運用状況は、毎年、有識者に報告するとともに、その意見を付して、国会に報告・国民に公表。

### 特定秘密の取扱者の制限

適性評価をクリアした者のみが特定秘密の取扱いの業務を行う

### 行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設

### 特定秘密を漏えいした者等を処罰(懲役10年以下等)

- ※ 本法を拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようないことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由を十分に配慮しなければならない旨を規定。
- ※ 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする旨を規定。

### Ⅲ 国会報告（令和4年6月7日閣議決定）の概要

#### 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要

##### 1 報告の趣旨

特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するもの

##### 2 対象期間

令和3年1月1日から同年12月31日までの間

##### 3 特定秘密保護制度における書面・押印等の見直し

特定秘密保護制度において書面により行うこととされている手続及び署名・押印を求めている手続について見直しを行い、令和3年6月、「特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「特定秘密の保護に関する法律に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に関する内閣官房令」及び「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更について」を制定（同年7月1日施行）

##### 4 特定秘密保護法における行政機関

対象期間末（令和3年12月31日）時点において特定秘密保護法上の行政機関は、28機関

##### 5 指定権限を有する行政機関（対象期間末時点）

- ・ 指定権限を有する行政機関は、20機関
- ・ 指定に係る特定秘密管理者の数は、12機関24人

##### 6 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

###### (1) 特定秘密の指定の状況

###### ア 全体の指定の状況

8機関・49件（行政機関別の内訳を記載）

###### イ 事項別の指定の状況

（法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）

###### ウ 各行政機関の指定の状況

（行政機関別の指定内容の概要及び件数）

###### (2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況

- ・ 有効期間を満了したのは、1機関・1件
- ・ 有効期間を延長したのは、9機関・42件
- ・ 特定秘密を指定している12機関全てが指定の理由の点検を実施
- ・ 特定秘密の指定を解除したものは、1機関・2件

###### (3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況

- ・ 移管件数は、0件
- ・ 特定行政文書ファイルの廃棄件数は、321件
- ・ 緊急廃棄された文書の件数は、0件

- (4) 運用基準に基づく通報の状況
  - ・ 通報の件数は、0件
- (5) 適性評価の実施の状況
  - ・ 政府全体の適性評価の実施件数は、24機関・27,602件  
(行政機関別の内訳を記載)
  - ・ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は3件

## 7 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

- (1) 特定秘密の指定の状況
  - ア 全体の指定の状況  
12機関・659件
  - イ 事項別の指定の状況  
(法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数)
  - ウ 情報の類型別の指定の状況  
暗号、情報収集衛星及び武器に関するものが多い
  - エ 指定の有効期間別の件数
    - ・ 16件を除き5年
    - ・ 有効期間を指定当初からの通算で見ると、5年未満となるものが2件、5年となるものが198件、5年を超えて10年未満となるものが17件、10年以上となるものが442件
  - オ 指定を解除すべき条件の設定等の状況  
指定を解除すべき条件を設定しているのは、187件
  - カ 各行政機関別の指定の状況  
(行政機関別の指定内容の概要及び件数)
- (2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況  
特定秘密が記録された行政文書の行政機関別の保有件数  
14機関・574,178件
- (3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数  
26機関・134,297人 (行政機関別の内訳を記載)

## 8 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

- ・ 内閣府独立公文書管理監から3件の是正の求めがあり、当該各省庁において対応
- ・ 衆議院情報監視審査会の令和2年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会の年次報告書(令和2年11月)における政府に対する主な指摘事項について、政府の対応を説明
- ・ 参議院情報監視審査会の年次報告書(令和3年12月)における政府に対する主な指摘事項について、今後真摯に検討した上で説明

## 9 内閣府独立公文書管理監からの意見

## 10 有識者からの意見

※国会報告の全文は<<https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/hokoku.html>>を参照







## V 独立公文書管理監報告のポイント（令和4年6月21日）

### 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

#### 本報告について

- ・ 報告対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

#### 検証・監察の結果等

- 特定秘密の指定
  - ・ 特定秘密の指定83件について適正と認めた。
- 特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除
  - ・ 有効期間の延長267件、解除11件について適正と認めた。
- 特定秘密の記録とその表示
  - ・ 令和4年3月23日に1件、特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。
  - ・ それ以外の24部署による記録とその表示を適正と認めた。
- 特定行政文書ファイル等の保存
  - ・ 24部署による保存を適正と認めた。
- 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
  - ・ 内閣官房4件、公安調査庁4件及び防衛省396件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
- 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否
  - ・ 12部署について保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないものと認めた。
- 定量的指標
  - ・ 説明聴取、実地調査等の回数：73回
  - ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：3,261件  
(これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ5,051件)

#### 通報への対応

- ・ 独立公文書管理監に対する通報はなかった。

#### 今後の展望

- ・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

※管理監報告の全文は<<https://www8.cao.go.jp/kenshoukansatsu/houkoku/index.html>>を参照

# 特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置の防衛大臣通達（令和5年3月31日）

防防調（防）第181号  
令和5年3月31日

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官  
殿

防衛大臣  
(公印省略)

特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（通達）

令和4年12月26日、海上自衛隊の現職の1等海佐が、元自衛艦隊司令官に対して特定秘密等の情報を漏らしたことを確認したため、免職の懲戒処分を行うとともに、その他の関係者の処分を実施した。

我が国の防衛に必要な秘密情報を厳格に保全すべき防衛省・自衛隊において秘密情報の漏えいはあってはならないことである。

かかる事案が生起したことを防衛省・自衛隊として深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会（防防調（防）第24273号。令和4年12月26日）における検討結果等を踏まえ、下記のとおり、徹底を図ることとしたので、この旨管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

## 記

### 第1 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「各機関等の長」とは、大臣官房長、各局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び各地方防衛局長並びに防衛装備庁長官をいう。

- (2) 「管理者」とは、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号以下「省秘訓令」という。）第2条第3項第1号、特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号。以下「特別防秘訓令」という。）第2条第3項第1号、防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号。以下「庁秘訓令」という。）第2条第3項第1号及び防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号。以下「庁特別防秘訓令」という。）第2条第3項第1号に規定する管理者並びに特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号。以下「特定秘訓令」という。）第5条及び防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号。以下「庁特定秘訓令」という。）第5条に規定する特定秘密管理者補又はこれらに準ずる者として各機関等の長が指定した者（第4号において「準管理者」という。）をいう。
- (3) 「管理者等」とは、管理者及びその職務上の上級者をいう。
- (4) 「保全責任者」とは、省秘訓令第4条第1項、特別防秘訓令第4条第1項、庁秘訓令第4条第1項及び庁特別防秘訓令第4条第1項に規定する保全責任者（複数の者が保全責任者に指定されている部課等においては、そのうちから管理者等が指定した者）、特定秘訓令第5条第3項及び庁特定秘訓令第5条第3項に規定する責任者（複数の者が責任者に指名されている部課等においては、そのうちから管理者等が指名した者）又はこれらに準ずる者として準管理者が指定した者をいう。
- (5) 「元防衛省職員」とは、防衛省の職員以外の者のうち、防衛省（防衛庁を含む。）の勤務経験を有する者（現に公務員として勤務する者を除く。）をいう。
- (6) 「ブリーフィング」とは、防衛省・自衛隊の取り組む施策若しくは政策又は安全保障情勢について説明、講演等を実施すること（各部署の具体的な業務上の調整を目的として行うものを除く。）をいう。
- (7) 「情報部署」とは、日常的に機微な情報を取り扱う部署で、事務次官が別に定める部署をいう。
- (8) 「連絡調整部署」とは、元防衛省職員からのブリーフィングの依頼を受け付け、元防衛省職員へのブリーフィングの実施について、所要の連絡調整を行う部署で、大臣官房文書課、陸上幕僚監部監理部総務課、海上幕僚監部総務部総務課、航空幕僚監部総務部総務課及び防衛装備庁長官官房総務官とする。
- (9) 「保全部署」とは、各機関等において、秘密の保全に関する事務を所掌する部署をいう。
- (10) 「退職」とは、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第3条第23号から第25号までの規定により隊員が身分を失うことをいう（引き続き、公務員として勤務する者を除く。）。

## 第2 情報部署に所属する職員と元防衛省職員との面会における対応要領について

- (1) 情報部署に所属する職員（以下「情報部署の職員」という。）は、元防衛省職員と面会（映像及び音声の送受信による通信を含む。以下同じ。）をする場合は、事前に別記様式第1により、その職務上の上級者（職務上の上級者に管理者又は保全責任者がいる場合には、当該管理者又は保全責任者）に申請しなければならない。
- (2) 保全責任者又はその職務上の上級者（以下「保全責任者等」という。）は、管下の職員から前号の申請があった場合には、面会の目的、内容、対応等を確認し、情報漏えいのおそれがないと認められる場合に限り、面会を許可することができる。
- (3) 保全責任者等は、情報部署の職員が元防衛省職員と面会する場合は、複数の職員で対応させるものとする。
- (4) 情報部署の職員は、第2号の許可を得て元防衛省職員と面会した場合には、別記様式第1により、保全責任者等に面会結果を報告するものとする。  
また、面会時において秘密情報を要求されるなど特異な働き掛けがあった場合には、直ちに面会を中止するとともに、別記様式第2により、保全責任者等を通じて、その旨を各機関等の長に対して速やかに報告するものとする。
- (5) 各機関等の長は、前号の報告を受けた場合は、遅滞なく防衛政策局長に通知するものとする。

### 第3 情報部署以外の部署に所属する職員と元防衛省職員との面会における対応要領について

- (1) 情報部署以外の部署に所属する職員（以下「情報部署以外の職員」という。）は、元防衛省職員と面会した場合は、事後速やかに、別記様式第3により、保全責任者等に報告しなければならない。
- (2) 保全責任者等は、部下職員から前号の報告があった場合には、面会の目的、内容、対応、面会結果等を確認するものとする。
- (3) 情報部署以外の職員は、元防衛省職員と面会する場合には、複数の職員で対応するものとする。
- (4) 情報部署以外の職員は、元防衛省職員との面会時において秘密情報を要求されるなど特異な働き掛けがあった場合には、直ちに面会を中止するとともに、別記様式第2により、保全責任者等を通じて、その旨を各機関等の長に対して速やかに報告するものとする。
- (5) 各機関等の長は、前号の報告を受けた場合は、遅滞なく防衛政策局長に通知するものとする。

### 第4 ブリーフィングにおける対応要領等について

- (1) 情報部署の職員は、元防衛省職員に対し、ブリーフィングを実施してはならない。
- (2) 元防衛省職員からのブリーフィングの依頼は、連絡調整部署が受け付けるこ

ととする。

- (3) 連絡調整部署は、前号で受け付けた依頼に係る対応について、保全部署と連携しつつ、進捗管理することとする。
- (4) 連絡調整部署は、元防衛省職員からブリーフィングの依頼があった場合、当該元防衛省職員の防衛省退職時の所属・職名、ブリーフィングの目的、内容等について確認し、別記様式第4により、ブリーフィングの実施を担当することがふさわしい部署（以下「実施担当部署」という。）に連絡及び調整するものとする。
- (5) 前号の連絡を受けた実施担当部署の職員は、元防衛省職員に対しブリーフィングを実施する際は、事前に別記様式第5により、保全責任者等に申請しなければならない。
- (6) 保全責任者等は、部下職員から前号の申請があった場合には、ブリーフィングの目的、内容、対応等を確認し、情報漏えいのおそれがないと認められる場合に限り、ブリーフィングを許可することができる。
- (7) 保全責任者等は、実施担当部署の職員が元防衛省職員に対しブリーフィングを実施する場合は、複数の職員で対応させるものとする。
- (8) 実施担当部署の職員は、第6号の許可を得た場合には、ブリーフィングにおける対応要領（不許可であった場合には、その旨）について、連絡調整部署に連絡するものとする。
- (9) 連絡調整部署は、前号の対応要領について連絡を受けた後、元防衛省職員に対し、ブリーフィングの実施の可否等について、所要の連絡を行うものとする。
- (10) 実施担当部署の職員は、第6号の許可を得て元防衛省職員に対しブリーフィングを実施した場合には、別記様式第5により、保全責任者等にブリーフィングの実施結果を報告するとともに、その写しを連絡調整部署に対し送付するものとする。
- (11) 連絡調整部署、保全部署及び実施担当部署は、ブリーフィングの実施について相互に連携するものとする。
- (12) 元防衛省職員に対するブリーフィング実施時において、秘密情報を要求されるなど特異な働き掛けがあった場合は、直ちにブリーフィングを中止するとともに、別記様式第2により、保全責任者等を通じて、その旨を各機関等の長に対して速やかに報告するものとする。
- (13) 各機関等の長は、前号の報告を受けた場合は、遅滞なく防衛政策局長に通知するものとする。

#### 第5 管理者等をはじめとする全ての職員に対する保全意識の更なる徹底について

- (1) 管理者等に対する保全意識の更なる徹底について
  - ア 各機関等の長は、管下の職員が管理者等に補職又は指定された場合は、速やかに保全教育を実施するものとする。
  - イ 各機関等の長は、前項の保全教育に当たっては、情報保全について部下職

員を指導監督すべき立場にある者が元防衛省職員に対して秘密情報を漏らしたことや、かつての職務上の上司と部下の関係により保全意識が歪められ得ること等の本事案から得られた教訓に基づく内容を含めることとする。

ウ 各機関等の長は、アの保全教育を実施した後、管理者等からアンケート又は所見を徴取し、当該保全教育の効果を測定するとともに、その結果も踏まえ教育内容の不断の見直しに努めなければならない。

(2) 管理者等以外の職員に対する保全教育の更なる徹底について

ア 各機関等の長は、特定秘訓令第6条、特別防秘訓令第9条、省秘訓令第9条、庁特定秘訓令第6条、庁特別防秘訓令第8条及び庁秘訓令第9条に基づき保全教育を実施する際は、職員一人一人の更なる情報保全意識の徹底を図るべく、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を行い、また、対象者の職責に適した内容にするなど、工夫を凝らして実施することとする。

イ 各機関等の長は、アの保全教育を実施した後、受講者からアンケート又は所見を徴取し、当該保全教育の効果を測定するとともに、その結果も踏まえ教育内容の不断の見直しに努めなければならない。

第6 退職する職員に対する保全教育の実施及び誓約書の徴取について

(1) 退職する職員に対する保全教育の実施について

各機関等の長は、管下の退職する職員に対し、退職後における情報保全上の留意事項について、保全教育を実施するものとする。

(2) 誓約書の徴取について

ア 各機関等の長は、管下の退職する職員に対し、退職後も引き続き職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを再認識させるとともに、情報保全を徹底する観点から、現に勤務する職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないこと等について認識させるため、別記様式第6による誓約書を徴取するものとする。

ただし、防衛省に勤務する一般職に属する職員（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第1条第2項に定める部局に勤務し、又は同項に定める職にある職員に限る。）については、別記様式第7による誓約書を徴取するものとする。

イ アの規定により徴取した誓約書は、職員の退職する日に係る特定日（保存期間が確定することとなる日の翌年度の4月1日等）以後30年間保存するものとする。

ウ 各機関等の長は、管下の退職する職員がアに規定する誓約書の求めに応じなかった場合は、その旨を防衛政策局長に通知するものとする。

第7 元防衛省職員に対する情報保全に係る広報について

(1) 各機関等の長は、元防衛省職員に対し、退職後も引き続き職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと、また情報保全を徹底する観点から、職員に対し

秘密情報の提供を求めてはならないこと等について確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて、周知することとする。

- (2) 各機関等の長は、元防衛省職員に対し、職員が元防衛省職員に対してブリーフィング又は面会を実施する場合には、本通達の対応要領が適用されることについて確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて、周知することとする。

#### 第8 部外に対する積極的な情報発信について

各機関等の長は、情報保全の更なる徹底を図るとともに、我が国を取り巻く安全保障環境や防衛省・自衛隊の施策等に対する国民の理解促進のため、対外的に公表可能な資料を用いて、情報発信を積極的に実施することとする。

#### 第9 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、事務次官が定めるものとする。

情報部署の職員と元防衛省職員との面会に関する申請書兼報告書

申請日： 年 月 日  
報告日： 年 月 日

面会日時	面会実施日： 年 月 日 面会時間： ～		
面会場所			
当方職員	所属	官職 (階級又は級)	氏名
	所属	官職 (階級又は級)	氏名
※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。			
面会相手方	会社名 (防衛省退職時の所属・職名)	役職	氏名 (階級)
	会社名 (防衛省退職時の所属・職名)	役職	氏名 (階級)
※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。			
面会目的及び内容			
許可 / 不許可	年 月 日	年 月 日	許可権者

面会結果
確認 年 月 日 許可権者

※ 面会相手方欄について、防衛省退職時の所属等の記載又は記録が困難な場合は、可能な限り直近の情報を記載し、又は記録すること。

元防衛省職員からの働き掛けに関する報告書

報告日： 年 月 日

日時	実施日： 年 月 日 実施時間： ～		
場所			
当方職員	所属	官職 (階級又は級)	氏名
	所属	官職 (階級又は級)	氏名
※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。			
相手方	会社名 (防衛省退職時の所属・職名)	役職	氏名 (階級)
	会社名 (防衛省退職時の所属・職名)	役職	氏名 (階級)
※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。			
面会内容又はブリーフィング実施内容			
働き掛けの具体的内容			

※ 相手方欄について、防衛省退職時の所属等の記載又は記録が困難な場合は、可能な限り直近の情報を記載し、又は記録すること。

## 情報部署以外の職員と元防衛省職員との面会に関する報告書

面会日時	面会実施日： 年 月 日 面会時間： ～	報告日： 年 月 日
面会場所		
当方職員	所属	官職 (階級又は級) 氏名
	所属	官職 (階級又は級) 氏名
面会相手方	※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。	
	会社名 (防衛省退職時の所属・職名)	役職 氏名 階級 )
面会目的及び内容	会社名	役職 氏名 階級 )
	会社名 (防衛省退職時の所属・職名)	役職 氏名 階級 )
※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。		
面会結果		
確認	年 月 日	許可権者

※ 面会相手方欄について、防衛省退職時の所属等の記載又は記録が困難な場合は、可能な限り直近の情報を記載し、又は記録すること。

## 元防衛省職員からのブリーフィング依頼事項連絡書

希望日時	第1希望 第2希望	依頼日： 年 月 日
希望実施場所		
説明受け希望者	会社名 (防衛省退職時の所属・職名)	役職 氏名 階級 )
	会社名 (防衛省退職時の所属・職名)	役職 氏名 階級 )
※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。		
ブリーフィングの内容		
ブリーフィング依頼理由		

※ 説明受け希望者欄について、防衛省退職時の所属等の記載又は記録が困難な場合は、可能な限り直近の情報を記載し、又は記録すること。

誓約書  
(隊員用)

私は、防衛省・自衛隊を退職するに当たり、下記事項について誓約します。

記

1 防衛省・自衛隊を退職した後、在職中に知り得た秘密を漏らした場合には、法律に基づく刑事罰が科せられることも踏まえ、特定秘密保護法、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法及び自衛隊法第59条第1項の秘密を守る義務を厳格に遵守し、形式的な秘密指定の有無を問わず、在職中に知り得た秘密を私自身のために使用し、若しくは第三者に漏えい、使用又は開示しないこと。

(法律に基づく刑事罰)

- ・特定秘密保護法第23条の規定に基づく10年以下の懲役等
- ・日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第3条の規定に基づく10年以下の懲役等
- ・自衛隊法第118条の規定に基づく1年以下の懲役等

2 防衛省・自衛隊を退職する日までに、個人に給付されたものを除き、私が管理または保有している防衛省・自衛隊の文書(電磁的記録を含む。)、物件(複製物を含む。)及びその他の貸与物を確実に全て返却すること。

また、個人的な執務の参考資料のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に規定する不開示情報が含まれるものについては、上司等の指示に従い提出又は廃棄すること。さらに、本規定に関して、返却又は廃棄したことについて、上司等から書面又は電磁的記録による報告を求められた場合は、その求めに応じること。

なお、退職した後であっても本規定の義務を免れないこと。

3 防衛省・自衛隊を退職した後、法令上認められた権利に基づくものを除き、防衛省・自衛隊の職員に秘密情報の提供を求めないこと。

4 防衛省・自衛隊の秘密について、漏えい等の疑いが生じた場合、必要な調査や捜査に協力すること。

(和暦) 年 月 日 (退職日: (和暦) 年 月 日)

氏名(自署)

個人情報

別記様式第5

元防衛省職員に対するブリーフィングの実施に関する申請書兼報告書

申請日: 年 月 日  
報告日: 年 月 日

実施日時	実施日: 年 月 日 実施時間:
実施場所	
当方職員	所属 官職(階級又は級) 氏名 所属 官職(階級又は級) 氏名 ※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。
説明相手方	会社名 役職 氏名 階級 (防衛省退職時の所属・職名) 会社名 役職 氏名 階級 (防衛省退職時の所属・職名) ※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。
ブリーフィング実施内容	
ブリーフィング実施理由	
許可 / 不許可	年 月 日 許可権者

ブリーフィング実施結果	
確認	年 月 日 許可権者

※ 説明相手方欄について、防衛省退職時の所属等の記載又は記録が困難な場合は、可能な限り直近の情報を記載し、又は記録すること。

## 誓約書 (一般職用)

私は、防衛省・自衛隊を退職するに当たり、下記事項について誓約します。

### 記

- 1 防衛省・自衛隊を退職した後も、在職中に知り得た秘密を漏らした場合には、法律に基づく刑事罰が科せられることも踏まえ、特定秘密保護法、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法及び国家公務員法第100条第1項の秘密を守る義務を厳格に遵守し、形式的な秘密指定の有無を問わず、在職中に知り得た秘密を私自身のために使用し、若しくは第三者に漏えい、使用又は開示しないこと。

(法律に基づく刑事罰)

- ・ 特定秘密保護法第23条の規定に基づく10年以下の懲役等
- ・ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第3条の規定に基づく10年以下の懲役等
- ・ 国家公務員法第109条の規定に基づく1年以下の懲役等

- 2 防衛省・自衛隊を退職する日までに、個人に給付されたものを除き、私が管理または保有している防衛省・自衛隊の文書（電磁的記録を含む。）、物件（複製物を含む。）及びその他の貸与物を確実に全て返却すること。  
また、個人的な執務の参考資料のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に規定する不開示情報が含まれるものについては、上司等の指示に従い提出又は廃棄すること。  
さらに、本規定に関して、返却又は廃棄したことについて、上司等から書面又は電磁的記録による報告を求められた場合は、その求めに応じること。  
なお、退職した後であっても本規定の義務を免れない。

- 3 防衛省・自衛隊を退職した後、法令上認められた権利に基づくものを除き、防衛省・自衛隊の職員に秘密情報の提供を求めないこと。
- 4 防衛省・自衛隊の秘密について、漏えい等の疑いが生じた場合、必要な調査や捜査に協力すること。

(和暦) 年 月 日 (退職日：(和暦) 年 月 日)

氏名 (自署)

## VII 令和3年中に指定が解除された特定秘密一覧

行政機関	解除 年月日	識別番号	特定秘密の概要	解除又は 一部解除
防衛省	令和3年 3月31日	防-307	平成29年3月31日24時から平成30年3月31日24時までの間に自衛隊指揮通信システム隊が実施する情報収集に関する研究に係る情報	解除
	令和3年 12月27日	防-120	情報本部において作成される統合データバンクシステムに係る規約（試験用を除く。）	

※なお令和3年中、防衛省の指定する特定秘密1件につき、指定の有効期間が満了している。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

## VIII 提示を受けた特定秘密一覧

提示日 提示場所	行政機関	提示を受けた特定秘密の概要
平成 28.1.25 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	内閣衛星情報センターが情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報
平成 28.11.30 審査会	警察庁	作成から30年以上が経過している特定有害活動（スパイ活動等）の防止に関する警察の特定秘密文書
	経済産業省	平成 23 年から平成 27 年中、内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、経済産業省が提供を受けていたもの
平成 30.1.26 審査会	外務省	安全保障に関する外務省の特定秘密の一部
	経済産業省	内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、平成23年度から平成25年度中に経済産業省が提供を受けていたもののうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの
	防衛省	情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等又は情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等を記した特定行政文書ファイル等のうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの
	防衛装備庁	防衛装備庁が防衛省より提供を受けた「そうりゅう」型潜水艦の安全潜航深度及び水中航続時間を明示する数値で、保存期間満了時の措置を廃棄としたもの
平成 30.6.6 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> <li>画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報</li> <li>情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報</li> <li>情報収集衛星に係る暗号に関する情報</li> </ul>
令和 5.5.15 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> <li>画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報</li> <li>情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報</li> <li>情報収集衛星に係る暗号に関する情報</li> </ul>

## Ⅸ これまでの主な「政府に対する意見」と政府の対応状況

### 1 行政文書が不存在の特定秘密関係

#### 政府に対する意見（審査会意見）の背景及び経緯

- ・ 平成 28 年審査会において、内閣官房及び各行政機関に対し特定秘密ごとの特定秘密文書の件数の提出を求めたところ、指定されている特定秘密 443 件のうち、特定秘密文書が不存在の特定秘密が 166 件あることが判明した（平成 27 年 12 月 31 日現在）。
- ・ 行政文書が不存在の特定秘密については、特定秘密が物件であり文書作成が困難であるもののようにその理由が明確である特定秘密もあれば、情報が不存在であるものや文書作成が可能であるにもかかわらず作成していないものもあることから、その指定については、必要性和特定秘密に該当する情報の出現可能性について厳格に審査し、特定秘密の指定を行う必要がある。

#### 【平成 28 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 行政文書が不存在の特定秘密（物件のように文書作成が困難なものを含むものを除く。）については、その必要性や出現可能性について厳格に審査した上で、特定秘密の指定を行うこと。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 「行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方」と題する事務連絡を発出した。今後はこのような考え方に沿って指定の取扱いを行っていく。 (平成 29 年 11 月 14 日審査会)</p> <p>■ 各行政機関において、文書の作成や指定の解除等の措置が講じられた（平成 29 年 3 月末時点で、指定解除 9 件、文書作成 8 件等により、36 件が解消）。</p>
<p>✓ 具体的な情報が出現する前に特定秘密をあらかじめ指定する場合は、その出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った上で特定秘密の指定を行うこと。また、指定後においても、具体的な情報の出現可能性を年 1 回の定期点検のみならず、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直ちに当該指定の解除を行うこと。なお、情報が不存在のまま有効期間の更新を行わないこと。</p>	
<p>✓ 特定秘密保護法の逐条解説※に基づく、いわゆる「あらかじめ指定」が拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めること。その際、例外的な取扱いであることを明記するとともに、厳格な要件を定めること。</p>	
<p>✓ 行政文書及び物件もなく、職員の知識の中にだけ存在する特定秘密の指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行わないこと。</p>	

※「特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】」（平成 26 年 12 月 9 日 内閣官房特定秘密保護法施行準備室）

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 行政文書が不存在の特定秘密のうち、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定を解除、若しくは文書を保有することを再検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。（この場合、）情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。</p> <p>他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。</p> <p>（平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会）</p>
<p>✓ 行政文書が不存在の特定秘密については、指定管理簿の備考欄等はその旨を記載するなどして、記録に残す措置を検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 審査会に提出する特定秘密指定管理簿綴りに、行政文書が不存在の特定秘密の一覧が添付されることとなった。</p> <p>■ なお政府としては、審査会が集計している*①複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの、②他機関が保有しているもの、③物件が存在しているもの、の 3 類型については「行政文書不存在の特定秘密」にはあらず、④具体的な情報が未出現のもの、及び⑤行政文書も物件もないが、具体的な情報が（職員の知識として）存在するもの、の 2 類型のみが「行政文書不存在の特定秘密」に該当するとしている。この整理に基づき、平成 30 年末時点で「行政文書不存在の特定秘密」は存在しないとしている。</p>

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 「いわゆる『あらかじめ指定』を行う場合の厳格な要件」及び「指定管理簿への記載等記録に残すための措置」について、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。</p>	<p><b>【警察庁】</b></p> <p>■ 「あらかじめ指定」については、内閣情報調査室から示された考え方にに基づき、慎重な検討の上、将来出現することが確実なものに限り行っている。</p> <p>なお、警察庁においては、平成 27 年中に指定した人的情報源に関する特定秘密 1 件について、当該指定に該当する情報は現存せず、今後も出現する可能性はないことが確定し、指定の要件を欠くに至ったことから、平成 28 年に当該指定を解除している。</p> <p>（令和元年 11 月 5 日審査会）</p>

## 2 作成から 30 年を超える特定秘密文書

### 政府に対する意見（審査会意見）の背景及び経緯

- ・ 特定秘密保護法において、特定秘密の指定の有効期間は、理由を示して内閣の承認を得ない限り、通算で 30 年を超えることはできないと規定されており、また、運用基準においては、指定の有効期間が過ぎて 30 年を超える特定秘密が記録された文書は、指定解除後、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとされている。
- ・ 一方で、同法施行以前に作成され、30 年を超える特定秘密が記載されている文書が存在するが、これらの文書については法施行時から特定秘密の指定の有効期間が開始されたものとされている。
- ・ 特定秘密保護法の対象は、文書ではなく情報であるものの、そもそも、特定秘密として保護される条件を考慮すれば、当該文書作成時において、既に指定されたものとみなすことが妥当であることから、作成から 30 年を経過したものは指定から 30 年を経過したものと同等のものとも考えられる。

### 【平成 28 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 特定秘密保護法施行前から保有している行政文書で、作成から 30 年を超える行政文書を特定秘密文書として保有している場合、若しくは、今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を課す措置を検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 作成から 30 年を超える特定秘密文書の保有状況について、内閣情報調査室が調査したところ、警察庁、外務省及び防衛省において、保有していることが判明した。その上で、今後とも特定秘密文書の長期にわたる保有については、政府全体でその状況の把握に努め、その上で適正を確保するために何らかの措置が必要かどうか、実務を積み重ねつつ、引き続き検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">（平成 29 年 11 月 14 日審査会）</p>
<p>✓ 特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明すること。</p>	<p>■ 廃棄の事例について、類型別・省庁別の数字を示した資料が提出された。</p>
<p>✓ 当初の特定秘密指定において「平成 26 年までに」「平成 26 年以前」と指定管理簿及び指定書に記載し、かつ、平成 26 年より前の特定秘密を保有していない場合は、「平成 26 年に」と記述を改めること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 指定管理簿及び指定書の記載と実態が合っていない特定秘密の保有状況について、内閣情報調査室が各省庁へ照会した結果、内閣官房、警察庁及び外務省において該当する特定秘密が存在することが判明した。これを受けて、内閣官房の 1 件、警察庁の 1 件及び外務省の 1 件について指定書等における記述を修正したとの報告があった。</p>

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 作成から30年を超える特定秘密文書を保有する行政機関においては、その概要を整理して当審査会に報告すること。</p>	<p><b>【警察庁】</b></p> <p>■ 警察庁では、特定有害活動関係及び外国政府との情報協力業務関係について、作成から30年を超える文書を保有しているところ、平成28年の審査会の指摘等を踏まえ、再検討を行い、警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する（作成から30年を超える）文書については、歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を移管に変更した。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年11月6日審査会）</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>■ 外務省では、日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、作成から30年を超える文書を保有している。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年11月8日審査会）</p> <p><b>【防衛省】</b></p> <p>■ 防衛省における、平成29年末時点において同省が保有する作成から30年を超える特定秘密文書の件数は57件であり、特定秘密文書の長期にわたる保有の状況の把握に努めてまいりたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年11月27日審査会）</p>
<p>✓ 作成から30年を超える特定秘密文書について、その秘密として取り扱われてきた期間の長さを考慮し、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管することを検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 特定秘密が記録された行政文書のうち、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管することとなっている。また歴史公文書等に該当しないものについても、恣意的に廃棄されないような重層的な仕組みが設けられている。個別の文書が歴史公文書等に該当するか否かについては各省庁にお尋ね願いたい。今後とも、特定秘密文書の長期にわたる保有については、その状況の把握に努めつつ、その適正を確保するために何らかの措置が必要かどうかについて引き続き検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年7月10日・10月31日審査会）</p>
<p>✓ 平成28年年次報告書の審査会意見で付した、作成から30年を超える特定秘密文書を保有若しくは今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて30年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を検討の上、速やかに必要な措置を講じること。</p>	

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 作成から30年を超える特定秘密文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものに係る個別具体的な理由の疎明に至っていない指定行政機関にあっては、速やかに対応すること。</p>	<p><b>【警察庁】</b></p> <p>■ 警察庁では、特定有害活動関係及び外国政府との情報協力業務関係について、作成から 30 年を超える文書を保有しているところ、平成 28 年の審査会の指摘等を踏まえ、再検討を行い、警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する（作成から 30 年を超える）文書については、歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を移管に変更した。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年 11 月 5 日審査会）</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>■ 外務省では、日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、作成から 30 年を超える文書を保有しており、これらの文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものはない。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年 11 月 7 日審査会）</p> <p><b>【防衛省】</b></p> <p>■ 防衛省は、同省が保有する作成から 30 年を超える特定秘密文書 63 件のうち、平成 30 年の審査会の指摘を踏まえ、省内で再検討を行い、62 件の特定秘密文書については、歴史公文書等に該当するものと考えられることから、保存期間満了時の措置を移管に変更することとして手続き中である。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年 11 月 12 日審査会）</p>

### 3 定期点検

#### 政府に対する意見（審査会意見）の背景及び経緯

- ・ 平成 27 年 5 月 20 日、衆議院法務委員会において、特定秘密の指定の解除に関し、警察庁及び外務省に対し質疑が行われた。
- ・ その際、指定の理由の点検を実施した年月日について、両政府参考人（警察庁及び外務省）ともに、答弁の時点で確認をとることができなかった。
- ・ さらに、各行政機関から点検の実施を内閣情報調査室等に報告させ、これを一元化する仕組みが設けられていなかったなど、実施状況をはじめとする点検の実態が、各行政機関及び政府全体として適切に把握されていないことが明らかとなった。

#### 【平成 28 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 内閣情報調査室は、行政機関の定期点検や検査等において各行政機関が是正した事項について把握し、当審査会に報告するとともに、公表すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 内閣情報調査室は、特定秘密を指定あるいは特定秘密文書を保有している 18 行政機関において、特定秘密保護規程に基づき保護措置を講じており、そのうち 5 行政機関において、特定秘密文書等の事務的な記載の不備に係る是正が行われた旨説明した。また、各行政機関における特定秘密の保護状況及び指定の理由の点検について、是正された事項については、その概要を国会報告に記載するなど公表を検討するとの認識を示した。</p> <p>（平成 29 年 11 月 14 日審査会）</p>
<p>✓ 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の点検日、点検項目、点検内容について取りまとめ、その実施状況について国会報告に掲載すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の各行政機関における実施状況についても、国会報告に掲載することを検討する旨の認識を示した。</p> <p>（平成 29 年 6 月 5 日・11 月 14 日審査会）</p> <p>■ 平成 30 年国会報告より、各行政機関の点検状況を一覧表にして掲載している。</p>
<p>✓ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除した時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、随時、当審査会に報告し、公表すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 内閣情報調査室は、指定解除についての情報は今後とも適切に審査会に報告し、公表する旨の認識を示した。</p> <p>（平成 29 年 6 月 5 日・11 月 14 日審査会）</p>

**【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】**

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除（一部解除を含む。）をした時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、速やかに当審査会に報告し、公表すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 各行政機関が特定秘密について、一部解除を含む指定の解除を行った際は、各行政機関が個別に随時報告しているものと承知している。内閣情報調査室としても、今後とも当該情報を収集し、公表したいと考えている。</p> <p>（平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会）</p>

## 4 特定秘密文書の廃棄

### 政府に対する意見（審査会意見）の背景及び経緯

- ・ 特定秘密を含む文書等の廃棄については、特定秘密の指定期間中に当該特定秘密を含む文書等が保存期間満了により廃棄された場合、外部チェックがないと不適切な廃棄が行われる可能性がありうる。
- ・ また、その廃棄に当たっては、特定秘密文書の保存期間が1年以上のものと1年未満のものとの間で取扱いを異にするものとなることから、とりわけ保存期間1年未満のもの取扱いについて、管理が適正に行われているかを判断するには一定の期間にわたる継続的な調査が不可欠である。

### 【平成 27 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討すること。</p>	<p><b>【独立公文書管理監】</b></p> <p>■ 独立公文書管理監は、本来移管すべき歴史公文書等に該当する、1年以上の保存期間が設定されたファイル等は一度廃棄されると決して元に戻すことができないことから、当該ファイル等の保存期間満了時の措置に関する検証・監察は重要な任務であると認識しており、慎重にも慎重を期して検証・監察に臨むとの認識を示した。</p> <p>他方、当審査会が求めた定期的な報告制度の構築について、独立公文書管理監は、現時点の考え方として、求めに応じての審査会での丁寧な報告、1つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心と呼ぶ措置を講じた段階での随時報告などにより対応したいとの認識を示した。</p> <p><b>【海上保安庁】</b></p> <p>■ 特定秘密の指定期間以前に公文書管理法上の行政文書の保存期間を設定していた海上保安庁に対し、行政文書の保存期間が延長される可能性について質問があった。これに対し、海上保安庁は、公文書管理法上の保存期間満了時に職務の遂行上の必要性について検討した上で延長を決定していること、今後は特定秘密の指定期間と公文書管理法上の文書の保存期間をできる限り合致させるよう検討を行っていきたい旨答弁した。</p> <p style="text-align: right;">（平成 28 年 10 月 17 日審査会）</p>

意見	各行政機関における対応
<p>✓ また、1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、公文書管理法上、行政文書ファイル単位で行政文書を管理することになっているため、廃棄に関するものについても、行政ファイル単位で報告したいとの認識を示した。</p>

**【平成29年審査会意見及び政府の対応状況】**

意見	各行政機関における対応
<p><b>特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係</b></p>	
<p>✓ 特定秘密のうち重要な情報を記録した文書については歴史公文書等となるよう、特定秘密文書を保有する行政機関（保有行政機関）の文書管理規則等の内規を改めることを検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 公文書管理法は、歴史資料として重要な行政文書を「歴史公文書等」と定義しており、歴史資料として重要な情報である特定秘密を記録した行政文書は歴史公文書等となる。各行政機関はガイドラインを踏まえて行政文書管理規則等を制定しており、既に内規上、歴史資料として重要な行政文書は歴史公文書等とされている。平成30年4月の第6回内閣保全監視委員会において、上川国務大臣（当時）から各省庁の事務次官級の各委員に対し、以下の点について指示があった。</p> <p>① 特定秘密が記録された行政文書を含む公文書は健全な民主主義の根幹を支える「国民共有の知的資源」であり、公文書管理法の下、適切に管理されなければならないこと</p> <p>② 本年4月からの改正ガイドラインによる厳格なルールを全職員に徹底し、確実に運用すること</p> <p>③ 特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には国立公文書館等に移管することとなることを前提にした適切な管理を行うこと</p> <p style="text-align: right;">（平成30年7月10日・10月31日審査会）</p>

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断につき、独立公文書管理監が、当該特定秘密の政策への反映の有無等とあわせ、特定秘密としての重要性を当該保有行政機関に慎重に確認することを検討すること。</p>	<p><b>【独立公文書管理監】</b></p> <p>■ 従前より、特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の検証・監察においては、慎重の上にも慎重を期して確認していた。引き続き、歴史公文書等の該当性判断に当たっては「重要な情報」が記録されているかなどを当該行政機関に慎重に確認するなどして、歴史公文書等に該当しない旨の行政機関側の説明が、各行政機関の行政文書管理規則等において定められているルールに基づき妥当であるかどうかについて、慎重の上にも慎重を期して、検証・監察してまいりたい。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日審査会)</p>
<p>✓ 独立公文書管理監が特定行政文書ファイル等の廃棄の検証・監察を行う際は、歴史の専門家であるアーキビストなどから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化することを検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 特定行政文書ファイル等の廃棄に際しては、独立公文書管理監の検証・監察を経た後、内閣総理大臣への廃棄協議が行われ、その際内閣府大臣官房公文書管理課において確認作業を行っている。現状においても、公文書管理課は確認作業を行う際に、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 4 号に基づき、いわゆるアーキビストなどから意見を聞くこともできるものと承知している。このような規定も踏まえつつ、さらなるアーキビストの活用の方策が必要かどうか、検討していく。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)</p>
<p>✓ 独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が 1 年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 平成 30 年 7 月 27 日付で、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を発出した。これにより、保存期間を 1 年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。</p> <p>独立公文書管理監が当該検証・監察を行うに当たり、保存期間 1 年未満の特定秘密文書全てを調査するために一定期間厳重に管理するということは、情報保全上、執務室のキャビネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理</p>

意見	各行政機関における対応
	<p>監は、抽出して検証・監察をすることが想定される。</p> <p>本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監においては、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。</p> <p>(平成 30 年 10 月 31 日審査会)</p>
<b>行政文書の保存期間が 1 年以上の特定秘密文書の廃棄関係</b>	
<p>✓ 政府として公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書を重要な行政文書として位置付けた上で、原則として行政文書の保存期間として 1 年以上を設定することなどの規定を整備することを検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ ガイドラインの改正（平成 29 年 12 月 26 日）を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成 30 年 4 月から施行している。同改正では、</p> <p>①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を設定すること</p> <p>②保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型を例示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間 1 年未満の行政文書についてその判断基準を明確化することとして、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1 年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)</p> <p>※参考：保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型</p> <p>①別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し</p> <p>②定型的・日常的な業務連絡、日程表等</p> <p>③出版物や公表物を編集した文書</p> <p>④〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答</p> <p>⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書</p> <p>⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書</p> <p>⑦保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書</p> <p>(「行政文書の管理に関するガイドライン」第 4-3(6)抜粋)</p>

意見	各行政機関における対応
	<p><b>【国家公安委員会】</b></p> <p>■ 国家公安委員会においては、国家公安委員会行政文書管理規則第3条により、保有する文書が限定列挙されており、いずれの文書も同規則別表第1により保存期間を1年以上に設定している。 (平成30年国家公安委員会提出資料より)</p>
<p>✓ 保存期間1年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等の廃棄をする場合において、独立公文書管理監が廃棄とする措置を妥当と認めた際は、当審査会に対しても速やかに連絡するとともに、当該文書を保有する各行政機関においても当審査会に対し最大限の説明を行うこと。</p>	<p><b>【独立公文書管理監】</b></p> <p>■ 当審査会への説明については、これまでも求めに応じて活動状況等について折々に説明しているが、今後とも、一つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心と呼ぶ措置を講じた段階で随時説明するなど、誠実に対応してまいりたい。</p> <p>例えば平成29年度については、当審査会の関心が非常に高いことを踏まえ、対象となった全ての行政機関に対して、保存期間満了時の措置に関する検証・監察結果を通知した段階で、当審査会の委員に個別に説明する機会を設けさせていただいたところである。また求めがあれば審査会の場でできる限り詳細に説明してまいりたい。 (平成30年7月10日審査会)</p>
<p>✓ 独立公文書管理監において廃棄について検証・監察が行われている、または、廃棄協議中の特定行政文書ファイル等に含まれる特定秘密文書につき、当該文書が廃棄されると行政文書不存在の特定秘密となる場合は、廃棄をせず保存期間を延長して当該特定秘密の指定期間に合わせるか、廃棄する場合は当該特定秘密の指定解除を検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。(この場合、)情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。 (平成30年7月10日・10月31日審査会)</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>■ 現在、経済産業省が廃棄協議を行っている文書はいずれも内閣官房が作成した文書の副本である。原本は引き続き内閣官房で保存されており、</p>

意見	各行政機関における対応
	<p>保存期間満了後は国立公文書館に移管されると承知している。したがって、(廃棄を行っても、) 行政文書不存在の特定秘密とはならないことから、経済産業省が廃棄することに問題はないと考えている。</p> <p>(平成 30 年 11 月 6 日審査会)</p>
<p>✓ 防衛省の保有する特定秘密文書の廃棄に関し、旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況を整理し、当審査会が納得できる説明をすること。</p>	<p><b>【防衛省】</b></p> <p>■ 旧防衛秘密から特定秘密に移行した時期の文書の状況について、法施行(平成 26 年 12 月 10 日)時点での特定秘密文書の保有件数は、保存期間 1 年以上の文書は 84,547 件、保存期間 1 年未満の文書は 13,746 件であった。</p> <p>(平成 30 年 11 月 27 日審査会)</p>
<p><b>行政文書の保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係</b></p>	
<p>✓ 特定秘密文書の保存期間を 1 年未満とするのは正本・原本(他省庁が保有する文書も含む)の写しに限定し、その旨を各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ ガイドラインの改正(平成 29 年 12 月 26 日)を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成 30 年 4 月から施行している。</p> <p>同改正では、</p>
<p>✓ 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書について、正本・原本の写し以外のもの(「正本・原本の素材」及び「暗号関係」)については、そのうち保存期間を 1 年以上とすることが極めて困難なものについては、(ア)の例外として各行政機関の内規に明記するよう検討すること。</p>	<p>①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を設定すること</p> <p>②保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型を例示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間 1 年未満の行政文書についてその判断基準を明確化すること</p> <p>として、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1 年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)</p>
<p>✓ 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書が大量に廃棄されている実態に鑑み、保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 平成 30 年 7 月 27 日付で、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について(通知)」を発出した。これにより、保存</p>

意見	各行政機関における対応
	<p>期間を1年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。</p> <p>独立公文書管理監が当該検証・監察を行うに当たり、保存期間1年未満の特定秘密文書を全て調査するために一定期間厳重に管理するということは、情報保全上、執務室のキャビネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理監は、抽出して検証・監察をすることが想定される。</p> <p>本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監において、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年10月31日審査会)</p>
<b>特定秘密文書件数関係</b>	
<p>✓ 特定秘密文書の廃棄件数について、行政文書の保存期間が1年以上と1年未満を分けた上で、国会報告で明らかにすること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 平成28年中の保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況については、国会報告（平成30年5月閣議決定）24頁に記載している。なお、平成28年中の保存期間1年以上の特定行政文書ファイル等の廃棄がなかったことについては、国会報告（平成29年5月閣議決定）に記載している。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年7月10日・10月31日審査会)</p> <p><b>【警察庁】</b></p> <p>■ 複製を含めた件数を計上した結果、警察における平成29年12月31日時点の複製物を含む特定秘密文書の件数は約29,000件である。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年11月6日審査会)</p>
<p>✓ 各年末時点での特定秘密文書の保有件数につき、特定秘密文書の全体像を明らかにするため、複製を含めた件数についても計上できるよう、その方法をよく検討し、当審査会に報告するよう努力すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 複製物を含めた文書の数は、特定秘密文書を閲覧した延べ人数や特定秘密文書の政府内での活用状況を反映しておらず、また、万一漏えいがあった場合の対応に役立つものでもない。複製物を含めた文書件数の集計について正確、簡易な方法がないか改めて検討したが、集計には長期間を要し、困難である。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年7月10日審査会)</p>

意見	各行政機関における対応
	<p>■ 内閣情報調査室から各行政機関に対し照会した結果、平成 29 年末時点における複製物を含む特定秘密文書の政府全体の件数は約 61 万件であることがわかった。</p> <p>(平成 30 年 10 月 31 日審査会)</p>

**【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】**

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況につき、引き続き当審査会に報告すること。また、国会報告への継続的な記載を検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 平成 29 年中の保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況を国会報告（令和元年 6 月閣議決定）の 23、24 頁に記載済である。</p> <p>(令和元年 10 月 24 日審査会)</p> <p><b>【警察庁】</b></p> <p>■ 国会報告（令和元年 6 月閣議決定）においては、保存期間 1 年未満の特定秘密文書について、平成 29 年中における政府全体の廃棄件数を掲載している。</p> <p>警察庁が平成 29 年中及び平成 30 年中に廃棄した特定秘密文書は全て、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」である。</p> <p>(令和元年 11 月 5 日審査会)</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>■ 平成 30 年中に廃棄した保存期間 1 年未満の特定秘密文書は全て、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」である。今後も引き続き、審査会に報告する。</p> <p>(令和元年 11 月 7 日審査会)</p>

**【令和元年審査会意見及び政府の対応状況】**

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況を、国会報告における特定行政文書ファイル等の廃棄状況の項目に記載することを検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係について、ご指摘を受け、来年の国会報告では、廃棄の状況を「行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」の項目に記載することを検討中である。</p> <p>(令和 2 年 11 月 17 日審査会)</p>

## 5 運用基準の見直し

### 政府に対する意見（審査会意見）の背景及び経緯

- ・ 特定秘密保護法の施行に当たり、閣議決定された運用基準においては、「特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表する」とされている。
- ・ 国会の情報監視審査会は、特定秘密保護制度の運用に際し、我が国の安全保障に関する情報の秘匿の必要性に留意しつつ、国会の行政監視機能、ひいては国民の知る権利に資するとの観点から設置されたものである。運用基準は特定秘密保護制度の実際の運用における重要な指針であり、その見直しについては、当審査会としても重大な関心を持たざるを得ない。政府は、この点についても国会、とりわけ両院の情報監視審査会に対して十分な説明責任を果たす必要がある。

### 【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 特定秘密の指定要件である非公知性に関し、運用基準における「なお、実際の判断に当たっては、…個別具体的にを行う」ことについて、個別具体的な判断に当たっての例示などより具体的な判断基準の作成を検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 特定秘密として指定した情報と同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると我が国の政府が認定する場合には、我が国の政府により公表されていない場合であっても「公になっていないもの」とはならない。しかし、公表されている情報が特定秘密と同一性を有するかどうかの判断は、個別具体的な状況を踏まえつつ、行政機関の長が行うもので、判断基準を作成することは困難であると考えているが、必要に応じて、個別具体の情報ごとに非公知性の有無について説明してまいりたいと考えている。</p> <p>（平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会）</p>

### 【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 本年 12 月に特定秘密保護法施行後 5 年となり、運用基準を見直す時期を迎えることから、これまで当審査会が指摘してきた以下の事項につき、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。</p> <p>①特定秘密の名称に係る統一方針</p> <p>②行政文書が不存在の特定秘密関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件</li> </ul>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 運用基準の見直しの検討については、法の施行後 5 年を経過した後、すなわち令和元年 12 月 10 日以降に検討を加えることとされている。検討に当たっては有識者の意見を聴取する一方、平成 30 年審査会意見の検討結果を衆議院情報監視審査会へ報告する。その後、運用基準を見直す場合には、令和 2 年度中に情報保全諮問会議の開催を経て閣議決定を行いたいと考えている。いずれにせよ、今後</p>

意見	各行政機関における対応
<p>・ 指定管理簿への記載等記録に残すための措置</p> <p>③作成から 30 年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続き</p> <p>④独立公文書管理監の活動状況の審査会への報告</p> <p>⑤独立公文書管理監による検証・監察関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務</li> <li>・ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務</li> <li>・ 保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス</li> </ul>	<p>の国会において適切な説明に努めてまいりたい。 (令和元年 10 月 24 日審査会)</p> <p><b>【警察庁】</b></p> <p>■ 運用基準の見直しについては、法施行後 5 年を経過した後に、内閣情報調査室を中心に検討が進められていくものと承知している。当庁においても、審査会からの指摘の点については必要な対応を行っている。</p> <p>「あらかじめ指定」については、内閣情報調査室から示された考え方にに基づき、慎重な検討の上、将来出現することが確実なものに限り行っている。</p> <p>なお、警察庁においては、平成 27 年中に指定した人的情報源に関する特定秘密 1 件について、当該指定に該当する情報は現存せず、今後も出現する可能性はないことが確定し、指定の要件を欠くに至ったことから、平成 28 年に当該指定を解除している。</p> <p>作成から 30 年を超える特定秘密文書については、歴史公文書該当性等を十分に検討の上、保存期間満了時の措置として適切な措置を設定しているところである。 (令和元年 11 月 5 日審査会)</p>
<p>✓ 運用基準の見直しに当たり、上記以外の改正等を行おうとする場合には、当審査会に報告すること。また、運用基準の見直しのスケジュールが決まり次第、速やかに当審査会に報告すること。なお、上記②に関連し、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすること。</p>	<p>上記参照</p>

【令和元年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
<p>✓ 運用基準の見直しにつき、当審査会からの意見に加え、パブリック・コメント等により国民の意見も考慮した上で内容を見直し、その結果を当審査会に報告すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室】</b></p> <p>■ 政府において、両院情報監視審査会、情報保全諮問会議の有識者委員、特定秘密を取り扱っている関係省庁などの意見を踏まえ、検討を重ねてきた。その上で、審査会のご指摘を踏まえ、令和2年4月7日～20日までの間、パブリック・コメントにて意見募集を実施した。</p> <p>■ (今回の運用基準の見直しにおいて) 衆議院情報監視審査会からの意見等を踏まえて、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要を具体的に記述するよう努めることを盛り込んだ。</p> <p>(令和2年11月17日審査会)</p>

## X 会長及び委員一覧

### (1) 会長一覧

会長名	就任日	退任日
額賀 福志郎 君 (自民)	平成 27 年 3 月 30 日	平成 29 年 9 月 28 日※
額賀 福志郎 君 (自民)	平成 29 年 11 月 2 日	平成 30 年 10 月 24 日
浜田 靖一 君 (自民)	平成 30 年 10 月 24 日	令和 2 年 10 月 26 日
松野 博一 君 (自民)	令和 2 年 10 月 26 日	令和 3 年 10 月 8 日
小野寺 五典 君 (自民)	令和 3 年 10 月 8 日	令和 3 年 10 月 14 日※
小野寺 五典 君 (自民)	令和 3 年 11 月 11 日	—————

(※は衆議院の解散に伴う退任)

### (2) 委員一覧 (会長は、名前の左に○印)

期間	委員名
平成 27 年 2 月 26 日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 平沢 勝栄君 (自民) 松本 純君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 松本 剛明君 (民主) 井出 庸生君 (維新) 漆原 良夫君 (公明) ※11 月 10 日松本剛明君 (民主) 委員辞任 ※12 月 18 日井出庸生君会派異動 (維新→民維ク)
平成 28 年 1 月 4 日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 平沢 勝栄君 (自民) 松本 純君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 後藤 祐一君 (民維ク) 井出 庸生君 (民維ク) 漆原 良夫君 (公明) ※1 月 4 日後藤祐一君 (民維ク) 委員選任 ※3 月 28 日後藤祐一君及び井出庸生君所属会派名称 変更 (民維ク→民進) ※8 月 3 日松本純君 (自民) 委員辞任
平成 28 年 9 月 26 日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 平沢 勝栄君 (自民) 今津 寛君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 井出 庸生君 (民進) 後藤 祐一君 (民進) 漆原 良夫君 (公明) ※9 月 26 日今津寛君 (自民) 委員選任 ※平成 29 年 9 月 20 日後藤祐一君 (民進) 委員辞任 ※同年 9 月 28 日衆議院解散
平成 29 年 11 月 2 日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 今村 雅弘君 (自民) 後藤田正純君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 山内 康一君 (立憲) 井出 庸生君 (希望) 太田 昭宏君 (公明)

期 間	委 員 名
	※平成 30 年 5 月 7 日井出庸生君会派異動（希望→無所属）
平成 30 年 5 月 8 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 今村 雅弘君（自民） 後藤田正純君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立憲） 渡辺 周君（国民） 太田 昭宏君（公明） ※5月8日井出庸生君（無所属）委員辞任、渡辺周君（国民）委員選任 ※9月27日渡辺周君（国民）委員辞任 ※10月2日岩屋毅君（自民）委員辞任 ※同月4日大塚高司君（自民）委員辞任 ※同月24日額賀福志郎君（自民）及び今村雅弘君（自民）委員辞任
平成 30 年 10 月 24 日～	○浜田 靖一君（自民） 後藤田正純君（自民） 金田 勝年君（自民） 江崎 鐵磨君（自民） 赤澤 亮正君（自民） 山内 康一君（立憲） 大島 敦君（国民） 太田 昭宏君（公明） ※令和元年9月30日山内康一君所属会派名称変更（立憲→立国社）、大島敦君会派異動（国民→立国社）
令和元年 10 月 4 日～	○浜田 靖一君（自民） 後藤田正純君（自民） 金田 勝年君（自民） 小野寺五典君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立国社） 篠原 孝君（立国社） 太田 昭宏君（公明）
令和 2 年 10 月 26 日～	○松野 博一君（自民） 山口 俊一君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 大塚 高司君（自民） 大島 敦君（立国社） 津村 啓介君（立国社） 太田 昭宏君（公明） ※10月27日大島敦君及び津村啓介君所属会派名称変更（立国社→立民） ※令和3年2月1日大塚高司君会派異動（自民→無所属）
令和 3 年 2 月 9 日～	○松野 博一君（自民） 山口 俊一君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 盛山 正仁君（自民） 大島 敦君（立民） 津村 啓介君（立民） 太田 昭宏君（公明） ※2月9日大塚高司君（無所属）委員辞任、盛山正仁君（自民）委員選任

期 間	委 員 名
令和3年10月8日～	○小野寺五典君（自民） 山口 俊一君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 盛山 正仁君（自民） 大島 敦君（立民） 津村 啓介君（立民） 太田 昭宏君（公明） ※10月8日松野博一君（自民）委員辞任、小野寺五典君（自民）委員選任 ※10月14日衆議院解散
令和3年11月11日～	○小野寺五典君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 盛山 正仁君（自民） 大島 敦君（立民） 新垣 邦男君（立民） 和田有一朗君（維新） 大口 善徳君（公明）
令和3年12月6日～	○小野寺五典君（自民） 田村 憲久君（自民） 松本 剛明君（自民） 伊東 良孝君（自民） 長妻 昭君（立民） おおつき紅葉君（立民） 和田有一朗君（維新） 大口 善徳君（公明） ※12月6日高市早苗君（自民）、柴山昌彦君（自民）、盛山正仁君（自民）、大島敦君（立民）及び新垣邦男君（立民）委員辞任、田村憲久君（自民）、松本剛明君（自民）、伊東良孝君（自民）、長妻昭君（立民）及びおおつき紅葉君（立民）委員選任 ※令和4年8月8日長妻昭君及びおおつき紅葉君所属会派略称変更（立民→立憲）
令和4年10月3日～	○小野寺五典君（自民） 田村 憲久君（自民） 松本 剛明君（自民） 伊東 良孝君（自民） 大西 健介君（立憲） 鈴木 庸介君（立憲） 和田有一朗君（維新） 大口 善徳君（公明） ※10月3日長妻昭君（立憲）及びおおつき紅葉君（立憲）委員辞任、大西健介君（立憲）及び鈴木庸介君（立憲）委員選任
令和4年11月29日～	○小野寺五典君（自民） 田村 憲久君（自民） 伊藤 達也君（自民） 伊東 良孝君（自民） 大西 健介君（立憲） 鈴木 庸介君（立憲） 和田有一朗君（維新） 大口 善徳君（公明） ※11月29日松本剛明君（自民）委員辞任、伊藤達也君（自民）委員選任

## XI 委員派遣・海外派遣一覧

### 1 委員派遣

国会 回次	派遣期間	派遣地	派遣の目的	派遣委員
190 (常)	H28.1.25	東京都 (内閣衛星情報 センター)	行政における特定秘密の指 定及びその解除並びに適性 評価の実施の状況に関する 実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 平沢 勝栄君 (自民) 委員 松本 純君 (自民) 委員 大塚 高司君 (自民) 委員 後藤 祐一君 (民維ク) 委員 井出 庸生君 (民維ク) 委員 漆原 良夫君 (公明)
196 (常)	H30.6.6	東京都 (内閣衛星情報 センター)	行政における特定秘密の指 定及びその解除並びに適性 評価の実施の状況に関する 実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 今村 雅弘君 (自民) 委員 大塚 高司君 (自民) 委員 山内 康一君 (立憲) 委員 渡辺 周君 (国民) 委員 太田 昭宏君 (公明)
211 (常)	R5.5.15	東京都 (内閣衛星情報 センター)	行政における特定秘密の指 定及びその解除並びに適性 評価の実施の状況に関する 実情調査	会長 小野寺五典君 (自民) 委員 田村 憲久君 (自民) 委員 伊藤 達也君 (自民) 委員 伊東 良孝君 (自民) 委員 大西 健介君 (立憲) 委員 鈴木 庸介君 (立憲) 委員 和田有一朗君 (維新) 委員 大口 善徳君 (公明)

### 2 海外派遣

国会 回次	派遣期間	派遣地	派遣の目的	派遣委員
191 (臨) 閉会 後	H28.8.31 ～9.11 (12 日間)	イギリス ドイツ アメリカ	欧米各国における情報機関 に対する議会の監視等の実 情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 後藤 祐一君 (民進) 委員 井出 庸生君 (民進)
193 (常) 閉会 後	H29.9.2 ～9.9 (8 日間)	オーストラリア 韓国	オーストラリア及び韓国に おける情報機関に対する議 会の監視等の実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 平沢 勝栄君 (自民) 委員 今津 寛君 (自民)

国会 回次	派遣期間	派遣地	派遣の目的	派遣委員
196 (常) 閉会 後	H30.7.28 ～8.5 (9日間)	イスラエル フィンランド デンマーク	イスラエル、フィンランド 及びデンマークにおける情 報機関に対する議会の監視 等の実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 渡辺 周君 (国民)

## XII 参考人一覧

審査会日時	職 業	氏 名
平成 28 年 5 月 12 日 〔平成 27 年年次報告書に 対する意見聴取〕	有人宇宙システム株式会社技術顧問、 元内閣衛星情報センター所長	國見 昌宏君
	一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師、 前駐マレーシア大使	中村 滋君
	特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長	三木由希子君
平成 29 年 5 月 15 日 〔平成 28 年年次報告書に 対する意見聴取〕	三井住友銀行顧問、元内閣情報官	三谷 秀史君
	ジャーナリスト	春名 幹男君
	特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長	三木由希子君
平成 30 年 5 月 21 日 〔平成 29 年年次報告書に 対する意見聴取〕	前内閣情報官	植松 信一君
	日本大学危機管理学部教授	小谷 賢君
	専修大学教授	山田 健太君
令和元年 5 月 20 日 〔平成 30 年年次報告書に 対する意見聴取〕	元警視總監 元内閣危機管理監	米村 敏朗君
	公立大学法人兵庫県立大学理事長 ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長	五百旗頭真君
	原後綜合法律事務所代表弁護士	三宅 弘君

### XIII 活動経過一覧表

年 月 日	事 項
<b>平成 25 (2013)</b>	
10. 15	第 185 回国会（臨時会）召集（会期 55 日間 12. 8 まで）
10. 25	特定秘密の保護に関する法律案（内閣）提出
11. 26	本会議にて、同法案議決（修正）
12. 6	参議院本会議にて、同法案可決、成立
12. 13	特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）公布
<b>平成 26 (2014)</b>	
1. 24	第 186 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6.22 まで）
5. 30	国会法等の一部を改正する法律案（自民・公明）提出
6. 5	衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案（いずれも自民・公明）提出
6. 13	本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案議決（いずれも修正）
6. 20	参議院本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、成立
9. 29	第 187 回国会（臨時会）召集（会期 54 日間 11.21 解散）
10. 14	政府が特定秘密の保護に関する法律施行令等を閣議決定
12. 10	特定秘密の保護に関する法律施行 ※法第 11 条（取扱者の制限）は平成 27 年 12 月 1 日から施行 特定秘密の保護に関する法律施行令施行 国会法等の一部を改正する法律施行 衆議院規則の一部を改正する規則施行 衆議院情報監視審査会規程施行
12. 24	第 188 回国会（特別会）召集（会期 3 日間 12.26 まで）
<b>平成 27 (2015)</b>	
1. 26	第 189 回国会（常会）召集（会期 245 日間 9.27 まで）
2. 26	本会議にて、情報監視審査会委員選任
3. 30	情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出
5. 18	政府が情報保全諮問会議にて「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）を説明
6. 18	○情報監視審査会【第 2 回】 ・運営協議会設置について協議決定 ・内規各件の制定に関する件について協議決定
6. 22	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告

7. 2	○情報監視審査会【第3回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 19	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議）
8. 24	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、法務省、公安調査庁、外務省）
8. 27	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（総務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省）
9. 25	○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議、警察庁、公安調査庁、外務省）
11. 10	議長において、委員松本剛明君の辞任許可
11. 19	○情報監視審査会【第8回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、内閣官房、海上保安庁、法務省）
<b>平成 28 (2016)</b>	
1. 4	第 190 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 1 まで） 本会議にて、後藤祐一君（民維ク）委員選任。宣誓
1. 20	○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、法務省）
1. 25	○委員派遣 [内閣衛星情報センター（東京都）]（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）
3. 23	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、内閣官房）
3. 30	○情報監視審査会【第3回】 ・平成 27 年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成 27 年年次報告書を提出
4. 1	本会議にて、額賀会長が平成 27 年年次報告書について報告
4. 20	○情報監視審査会【第4回】 ・対政府質疑（外務省）
4. 26	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 12	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取

- 5. 18 ○情報監視審査会【第6回】
  - ・岩城国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
- 8. 1 第191回国会（臨時会）召集（会期3日間 8.3まで）
- 8. 3 議長において、委員松本純君の辞任許可
- 8. 31 ○海外派遣〔イギリス、ドイツ、アメリカ〕（欧米各国における情報機
- ～9. 11 関に対する議会の監視等の実情調査）
- 9. 26 第192回国会（臨時会）召集（会期83日間 12.17まで）  
本会議にて今津寛君（自民）委員選任。宣誓
- 10. 14 ○情報監視審査会【第1回】
  - ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）
- 10. 17 ○情報監視審査会【第2回】
  - ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
- 10. 26 ○情報監視審査会【第3回】
  - ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省）
- 11. 9 ○情報監視審査会【第4回】
  - ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
- 11. 21 ○情報監視審査会【第5回】
  - ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁）
  - ・特定秘密提示要求決議
- 11. 30 ○情報監視審査会【第6回】
  - ・特定秘密の提示（警察庁及び経済産業省）
  - ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、経済産業省及び資源エネルギー庁）

**平成 29（2017）**

- 1. 20 第193回国会（常会）召集（会期150日間 6.18まで）
- 1. 30 ○情報監視審査会【第1回】
  - ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
- 3. 6 ○情報監視審査会【第2回】
  - ・情報監視審査会の傍聴許可
- 3. 29 ○情報監視審査会【第3回】
  - ・平成28年年次報告書の決定
 額賀会長から大島議長に平成28年年次報告書を提出
- 4. 4 本会議にて、額賀会長が平成28年年次報告書について報告
- 4. 27 ○情報監視審査会【第4回】
  - ・参考人からの意見聴取について協議決定

5. 15 ○情報監視審査会【第5回】  
・参考人からの意見聴取
5. 19 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 31 ○情報監視審査会【第6回】  
・金田国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
6. 5 ○情報監視審査会【第7回】  
・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
9. 2 ○海外派遣（オーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）  
～9. 9
9. 28 第194回国会（臨時会）召集、衆議院解散
11. 1 第195回国会（特別会）召集（会期39日間 12.9まで）
11. 2 本会議にて情報監視審査会委員の選任  
情報監視審査会委員の宣誓
- 情報監視審査会【第1回】  
・会長互選 額賀福志郎会長選出
11. 14 ○情報監視審査会【第2回】  
・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
11. 22 ○情報監視審査会【第3回】  
・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、内閣官房、独立公文書管理監及び外務省）
11. 30 ○情報監視審査会【第4回】  
・説明聴取及び対政府質疑（外務省、警察庁、総務省及び法務省）
12. 4 ○情報監視審査会【第5回】  
・説明聴取及び対政府質疑（公安調査庁、内閣官房、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
12. 8 ○情報監視審査会【第6回】  
・特定秘密提示要求決議
- 平成 30 (2018)**
1. 22 第196回国会（常会）召集（会期182日間 7.22まで）
1. 26 ○情報監視審査会【第1回】  
・特定秘密の提示（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁）  
・説明聴取及び対政府質疑（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁）
1. 31 ○情報監視審査会【第2回】  
・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、公文書管理課）

3. 6 ○情報監視審査会【第3回】  
・情報監視審査会の傍聴許可
3. 28 ○情報監視審査会【第4回】  
・平成29年年次報告書の決定  
額賀会長から大島議長に平成29年年次報告書を提出
4. 3 本会議にて、額賀会長が平成29年年次報告書について報告
4. 18 ○情報監視審査会【第5回】  
・参考人からの意見聴取について協議決定
5. 8 本会議にて、委員井出庸生君の辞任許可、渡辺周君（国民）委員選任
5. 9 委員渡辺周君（国民）の宣誓
5. 18 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況  
に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 21 ○情報監視審査会【第6回】  
・参考人からの意見聴取
5. 31 ○情報監視審査会【第7回】  
・特定秘密提示要求決議  
・委員派遣承認申請決議  
・内規の一部を改正する件について協議決定
6. 6 ○情報監視審査会【第8回】  
・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに  
適性評価の実施の状況に関する報告）  
○委員派遣〔内閣衛星情報センター（東京都）〕（行政における特定秘密  
の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調  
査）
7. 10 ○情報監視審査会【第9回】  
・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
7. 28 ○海外派遣（イスラエル、フィンランド及びデンマークにおける情報  
～8. 5 機関に対する議会の監視等の実情調査）
9. 27 議長において、委員渡辺周君の辞任許可
10. 2 議長において、委員岩屋毅君の辞任許可
10. 4 議長において、委員大塚高司君の辞任許可
10. 24 第197回国会（臨時会）召集（会期48日間 12.10まで）  
本会議にて、委員額賀福志郎君及び今村雅弘君の辞任許可、  
浜田靖一君（自民）、金田勝年君（自民）、江崎鐵磨君（自民）、  
赤澤亮正君（自民）及び大島敦君（国民）を委員に選任  
○情報監視審査会【第1回】  
・会長互選 浜田靖一会長選出  
新任委員の宣誓

10. 31	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）
11. 6	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省）
11. 8	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 27	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
12. 6	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
<b>平成 31 (2019)</b>	
1. 28	第 198 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6.26 まで）
3. 5	○情報監視審査会【第1回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 26	○情報監視審査会【第2回】 ・平成 30 年年次報告書の決定 浜田会長から大島議長に平成 30 年年次報告書を提出
4. 2	本会議にて、浜田会長が平成 30 年年次報告書について報告
<b>令和元 (2019)</b>	
5. 14	○情報監視審査会【第3回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
5. 20	○情報監視審査会【第4回】 ・参考人からの意見聴取
6. 7	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 18	○情報監視審査会【第5回】 ・宮腰国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 1	第 199 回国会（臨時会）召集（会期 5 日間 8.5 まで）
10. 4	第 200 回国会（臨時会）召集（会期 67 日間 12.9 まで） 本会議にて、委員江崎鐵磨君、赤澤亮正君及び大島敦君の辞任許可、小野寺五典君（自民）、大塚高司君（自民）及び篠原孝君（立国社）を委員に選任 新任委員の宣誓
10. 24	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
10. 29	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）

11. 5	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
11. 7	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 12	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省）
11. 21	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、警察庁、外務省、出入国在留管理庁、公安調査庁及び内閣官房）
12. 9	○情報監視審査会【第7回】
<b>令和2（2020）</b>	
1. 20	第201回国会（常会）召集（会期150日間 6.17まで）
3. 4	○情報監視審査会【第1回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・令和元年年次報告書の決定 浜田会長から大島議長に令和元年年次報告書を提出
3. 19	本会議にて、浜田会長が令和元年年次報告書について報告
6. 16	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 17	○情報監視審査会【第3回】 ・衛藤国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
9. 16	第202回国会（臨時会）召集（会期3日間 9.18まで）
10. 26	第203回国会（臨時会）召集（会期41日間 12.5まで） 本会議にて、委員浜田靖一君、後藤田正純君、金田勝年君、小野寺五典君、山内康一君及び篠原孝君の辞任許可、 松野博一君（自民）、山口俊一君（自民）、高市早苗君（自民）、柴山昌彦君（自民）、大島敦君（立国社）及び津村啓介君（立国社）を委員に選任
	○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 松野博一会長選出 新任委員の宣誓
11. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
11. 24	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
12. 3	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出

入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁)

**令和 3 (2021)**

1. 18 第 204 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6.16 まで）
2. 9 本会議にて、委員大塚高司君の辞任許可、  
盛山正仁君（自民）を委員に選任  
委員盛山正仁君（自民）の宣誓
3. 16 ○情報監視審査会【第 1 回】  
・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
3. 18 ○情報監視審査会【第 2 回】  
・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省）
4. 13 ○情報監視審査会【第 3 回】
5. 11 ○情報監視審査会【第 4 回】  
・令和 2 年年次報告書の決定  
松野会長から大島議長に令和 2 年年次報告書を提出
5. 18 本会議にて、松野会長が令和 2 年年次報告書について報告
6. 11 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況  
に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 16 ○情報監視審査会【第 5 回】  
・河野国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに  
適性評価の実施の状況に関する報告）
10. 4 第 205 回国会（臨時会）召集（会期 11 日間 10.14 解散）
10. 8 本会議にて、委員松野博一君の辞任許可、  
小野寺五典君（自民）を委員に選任  
○情報監視審査会【第 1 回】  
・会長互選 小野寺五典会長選出
11. 10 第 206 回国会（特別会）召集（会期 3 日間 11.12 まで）
11. 11 本会議にて情報監視審査会委員の選任  
○情報監視審査会【第 1 回】  
・会長互選 小野寺五典会長選出
12. 6 第 207 回国会（臨時会）召集（会期 16 日間 12.21 まで）  
本会議にて、委員高市早苗君、柴山昌彦君、盛山正仁君、大島敦君、新  
垣邦男君の辞任許可、  
田村憲久君（自民）、松本剛明君（自民）、伊東良孝君（自民）、長妻昭  
君（立民）及びおおつき紅葉君（立民）を委員に選任  
情報監視審査会委員の宣誓

**令和 4 (2022)**

1. 17 第 208 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6.15 まで）
3. 3 ○情報監視審査会【第 1 回】  
・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
3. 10 ○情報監視審査会【第 2 回】

	・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
3. 17	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
3. 24	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び外務省）
3. 31	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、防衛省及び防衛装備庁）
4. 7	衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出）提出。本会議にて、同規程案可決 ※委員会議録等の各議員への提供の方法の変更に伴い、情報監視審査会の会議録の印刷及び配付に関する規定を整理するもの
5. 12	○情報監視審査会【第6回】
6. 7	○情報監視審査会【第7回】 ・令和3年年次報告書の決定 小野寺会長から細田議長に令和3年年次報告書を提出 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 9	本会議にて、小野寺会長が令和3年年次報告書について報告
8. 3	第209回国会（臨時会）召集（会期3日間 8.5まで） 衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程施行
10. 3	第210回国会（臨時会）召集（会期69日間 12.10まで） 本会議にて、委員長妻昭君及びおおつき紅葉君の辞任許可、大西健介君（立憲）及び鈴木庸介君（立憲）を委員に選任 新任委員の宣誓
10. 27	○情報監視審査会【第1回】 ・高市国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
11. 15	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
11. 29	本会議にて、委員松本剛明君の辞任許可、伊藤達也君（自民）を委員に選任
12. 6	委員伊藤達也君（自民）の宣誓
<b>令和5（2023）</b>	
1. 20	○情報監視審査会【第3回】（閉会中） ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省） ・防衛大臣に対する勧告及び報告要請を協議決定 ○細田議長を經由して、防衛大臣に対し、勧告及び報告要請を実施
1. 23	第211回国会（常会）召集

3. 6	<p>○情報監視審査会【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明聴取及び対政府質疑（防衛装備庁、内閣官房及び国家安全保障会議）</li> </ul>
3. 27	<p>○情報監視審査会【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び防衛省）</li> </ul>
4. 10	<p>勧告の結果とられた措置について、浜田防衛大臣から細田衆議院議長宛報告書を受領</p>
	<p>○情報監視審査会【第3回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明聴取及び対政府質疑（外務省）</li> <li>・防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置の報告聴取及び対政府質疑（防衛省）</li> <li>・特定秘密提示要求決議</li> <li>・委員派遣承認申請決議</li> </ul>
5. 15	<p>○情報監視審査会【第4回】</p> <p>○委員派遣〔内閣衛星情報センター（東京都）〕（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）</p>